

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第2節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 定期契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第17条～第20条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条 (略)</p> <p>第4章 X i ヲビキタス契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 X i ヲビキタス一般契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の3 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の4 X i ヲビキタス一般契約の申込の承諾</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の5～第21条の5の2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の6 契約者が行うX i ヲビキタス一般契約の解除</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 X i ヲビキタス定期契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の3 X i ヲビキタス定期契約の申込の承諾</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の4 X i ヲビキタス定期契約の満了</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の5 X i ヲビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の6 (略)</p> <p>第4章の2～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 通信利用の制限</p> <p style="padding-left: 40px;">第59条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第2節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 定期契約</p> <p style="padding-left: 40px;">第17条～第20条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第20条の2 定期契約者が行うフリーコースの選択</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条 (略)</p> <p>第4章 X i ヲビキタス契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 <u>第1種X i ヲビキタス一般契約</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の3 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の4 <u>第1種X i ヲビキタス一般契約の申込の承諾</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の5～第21条の5の2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の6 契約者が行う<u>第1種X i ヲビキタス一般契約の解除</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 <u>第1種X i ヲビキタス定期契約</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の3 <u>第1種X i ヲビキタス定期契約の申込の承諾</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の4 <u>第1種X i ヲビキタス定期契約の満了</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の5 <u>第1種X i ヲビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の7の6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第4節 第2種X i ヲビキタス一般契約</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の8 <u>契約の単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の9 <u>第2種X i ヲビキタス一般契約申込の方法</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の10 <u>第2種X i ヲビキタス一般契約の申込の承諾</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の11 <u>契約者識別番号</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の12 <u>契約者が行う第2種X i ヲビキタス一般契約の解除</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の13 <u>当社が行う第2種X i ヲビキタス一般契約の解除</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の14 <u>その他の提供条件</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第5節 第2種X i ヲビキタス定期契約</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の15 <u>契約の単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の16 <u>第2種X i ヲビキタス定期契約の申込の承諾</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の17 <u>第2種X i ヲビキタス定期契約の満了</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の18 <u>第2種X i ヲビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第21条の19 <u>その他の提供条件</u></p> <p>第4章の2～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 通信利用の制限</p> <p style="padding-left: 40px;">第59条 (略)</p>

第 59 条の 2 通信の切断
 第 60 条 (略)
 第 3 節～第 4 節 (略)
 第 10 章～第 14 章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～12 (略)	(略)
13～15 (略)	(略)
16～18 (略)	(略)

第 59 条の 2 通信の切断
 第 60 条 (略)
 第 3 節～第 4 節 (略)
 第 10 章～第 14 章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～12 (略)	(略)
13 第 1 種 X i ユビキタス契約	X i ユビキタス契約であって、第 2 種 X i ユビキタス契約以外のもの
14 第 1 種 X i ユビキタス契約者	当社と第 1 種 X i ユビキタス契約を締結している者
15 第 2 種 X i ユビキタス契約	X i ユビキタス契約であって、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)の 2 に規定する X i デバイスプラス 300、X i デバイスプラス 500 を選択することができるもの
16 第 2 種 X i ユビキタス契約者	当社と第 2 種 X i ユビキタス契約を締結している者
17～19 (略)	(略)
20 フリーコース	定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないもの
21～23 (略)	(略)
24 第 1 種 X i ユビキタス一般契約	第 1 種 X i ユビキタス契約であって、第 1 種 X i ユビキタス定期契約以外のもの
25 第 1 種 X i ユビキタス一般契約者	当社と第 1 種 X i ユビキタス一般契約を締結している者
26 第 2 種 X i ユビキタス一般契約	第 2 種 X i ユビキタス契約であって、第 2 種 X i ユビキタス定期契約以外のもの
27 第 2 種 X i ユビキタス一般契約者	当社と第 2 種 X i ユビキタス一般契約を締結している者

19～20 (略)	(略)
21～36 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

3 一般契約の申込みをする場合であって、その申込みをする者が、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)に規定するデータ専用プランを選択するときは、次の(1)から(4)の条件を満たす1のX i (以下「指定先X i」といいます。)を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) その申込みに係るX i (以下「指定元X i」といいます。))の契約者名義と同一の契約者名義であること。

(2) 基本利用料の料金種別が、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するギガホ又はギガライトであること。

(3) 他のX iに係る指定先X iとなっていないこと。

(4) 第12条の2(X iの電話番号保管)に規定する電話番号保管を行っていないこと。

(一般契約申込の承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般契約の申込みをした者がX iの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第58条の2に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含みます。以下第14条、第18条、第21条の4、第21条の7の3、第68条、第85条、第90条及び第91条において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(7) (略)

28～29 (略)	(略)
30 第1種X i コピキタス定期契約	第1種X i コピキタス契約であって、定期契約となるもの
31 第1種X i コピキタス定期契約者	当社と第1種X i コピキタス定期契約を締結している者
32 第2種X i コピキタス定期契約	第2種X i コピキタス契約であって、X i コピキタス定期契約となるもの
33 第2種X i コピキタス定期契約者	当社と第2種X i コピキタス定期契約を締結している者
34～49 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

(一般契約申込の承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般契約の申込みをした者がX iの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第58条の2に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含みます。以下第14条、第18条、第21条の4、第21条の7の3、第21条の10、第21条の16、第68条、第85条、第90条及び第91条において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(7) (略)

(契約者識別番号)

第 10 条 X i の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2～4 (略)

(注 1) (略)

(注 2) データ専用プラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る一般契約を締結する者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

第 11 条～第 12 条 (略)

(X i の電話番号保管)

第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、当該一般契約が第 8 条 (一般契約申込の方法) に規定する指定先 X i であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2～4 (略)

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等 (当社又は請求事業者 (第 58 条の 2 (債権の譲渡等) に規定するものをいいます。)が発行する X i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(一般契約に係る名義変更)

第 14 条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更 (氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。

2～5 (略)

6 当社は、指定先 X i に係る X i 契約について、第 1 項から前項までの規定により名義変更又は相続等があったときは、その指定先 X i に係る指定元 X i に関する X i 契約について、指定先 X i の契約者名義と同一の契約者名義へ名義変更又は相続等を行います。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第 15 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2～4 (略)

(注 1) (略)

(注 2) データ専用プラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る一般契約を締結する者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

(契約者識別番号)

第 10 条 X i の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2～4 (略)

(注 1) (略)

(注 2) データ定額パック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。)を選択しているデータ専用プラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る一般契約を締結する者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

第 11 条～第 12 条 (略)

(X i の電話番号保管)

第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、当該一般契約が第 21 条の 9 に規定する指定共有 X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2～4 (略)

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等 (当社又は請求事業者 (第 58 条の 2 (債権の譲渡等) に規定するものをいいます。)が発行する X i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 X i サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(一般契約に係る名義変更)

第 14 条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更 (氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。

2～5 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第 15 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2～4 (略)

(注 1) (略)

(注 2) データ定額パック (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 2 に規定するものをいいます。)を選択しているデータ専用プラン (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る一般契約を締結する者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

(注3) (略)

第16条 (略)

第3節 定期契約

第17条～第18条 (略)

(定期契約の満了)

第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、FOMAに係る2年定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったそのFOMAに係る2年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 前3項の規定によるほか、その定期契約が第20条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

5 当社は、前4項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第18条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(注3) (略)

第16条 (略)

第3節 定期契約

第17条～第18条 (略)

(定期契約の満了)

第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、FOMAに係る2年定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをい、当社が定めるものに限ります。）又は第2種定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した定期契約は、契約の解除があったそのFOMAに係る2年定期契約若しくは第2種定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 第1項の規定にかかわらず、FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）又はXi契約に係る一般契約の解除と同時に新たに締結した定期契約は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

5 前4項の規定によるほか、その定期契約が第20条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

6 当社は、前5項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第18条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(定期契約者が行うフリーコースの選択)

第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前々暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）である場合に限り、その申出を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）又はXi契約に係る一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

(2) そのXiに係る基本使用料の料金種別がXiカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、Xiカケホーダイプラン（ケータイ）、Xiカケホーダイプラン（SIMフリー）、Xiカケホーダイライトプラン、Xiカケホーダイライトプラン（ケータイ）、Xiシンプルプラン、Xiデータプラン（スマホ／タブ）、Xiデータプラン（SIMフリー）又はXiデータプラン（ルーター）以外であるとき。

(3) そのXiに係る共有回線群の共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の3に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）がフリーコースを選択していないとき。

第 21 条 (略)

第 4 章 X i コピキタス契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 21 条の 2 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) X i コピキタス一般契約
- (2) X i コピキタス定期契約

第 2 節 X i コピキタス一般契約

(契約の単位)

第 21 条の 3 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の X i コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1 の X i コピキタス一般契約につき 1 人に限ります。

(X i コピキタス一般契約の申込の承諾)

第 21 条の 4 当社は、X i コピキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その X i コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) X i コピキタス一般契約の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) X i コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 21 条の 7 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、X i コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) (略)

第 21 条の 5 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第 21 条の 5 の 2 X i コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号 (当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。) への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別

4 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

5 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

6 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たに F O M A 契約に係る第 2 種定期契約 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) を締結する申出があったときは、その F O M A 契約に係る第 2 種定期契約において、フリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

第 21 条 (略)

第 4 章 X i コピキタス契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 21 条の 2 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第 1 種 X i コピキタス契約
- (2) 第 2 種 X i コピキタス契約

2 前項に規定する第 1 種 X i コピキタスには、次の種別があります。

- (1) 第 1 種 X i コピキタス一般契約
- (2) 第 1 種 X i コピキタス定期契約

3 第 1 項に規定する第 2 種 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

- (1) 第 2 種 X i コピキタス一般契約
- (2) 第 2 種 X i コピキタス定期契約

第 2 節 第 1 種 X i コピキタス一般契約

(契約の単位)

第 21 条の 3 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の 第 1 種 X i コピキタス一般契約 を締結します。この場合、契約者は、1 の 第 1 種 X i コピキタス一般契約 につき 1 人に限ります。

(第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込の承諾)

第 21 条の 4 当社は、第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その 第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) 第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 21 条の 7 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 1 種 X i コピキタス一般契約 の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) (略)

第 21 条の 5 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第 21 条の 5 の 2 第 1 種 X i コピキタス一般契約 者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号 (当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。) への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約

番号の変更の請求をすることができます。

- 2 X i コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 X i サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている X i コピキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場合、又は M 2 M 等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
- 4 当社は、X i コピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(契約者が行う X i コピキタス一般契約の解除)

- 第 21 条の 6 契約者は、X i コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。
- 2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき X i コピキタス一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

- 第 21 条の 7 X i コピキタス一般契約におけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、一般契約の場合に準ずるものとします。
ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 X i コピキタス定期契約

(契約の単位)

- 第 21 条の 7 の 2 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の X i コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の X i コピキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(X i コピキタス定期契約の申込の承諾)

- 第 21 条の 7 の 3 当社は、X i コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 (略)
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その X i コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) X i コピキタス定期契約の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) (略)
 - (3) X i コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (4) 第 21 条の 7 の 6 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、X i コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
 - (5) (略)

(X i コピキタス定期契約の満了)

- 第 21 条の 7 の 4 X i コピキタス定期契約は、当社がその X i コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 2 前項の規定にかかわらず、その X i コピキタス定期契約が第 21 条の 7 の 5 (X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 3 当社は、前 2 項に規定する X i コピキタス定期契約の満了について、当該 X i コピキタス定期契約の満了日の属する暦月におい

者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 第 1 種 X i コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 X i サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
 - 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第 1 種 X i コピキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場合、又は M 2 M 等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
 - 4 当社は、第 1 種 X i コピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。
- (注) (略)

(契約者が行う第 1 種 X i コピキタス一般契約の解除)

- 第 21 条の 6 契約者は、第 1 種 X i コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。
 - 2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第 1 種 X i コピキタス一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。
- (注) (略)

(その他の提供条件)

- 第 21 条の 7 第 1 種 X i コピキタス一般契約におけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、一般契約の場合に準ずるものとします。
ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 第 1 種 X i コピキタス定期契約

(契約の単位)

- 第 21 条の 7 の 2 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の第 1 種 X i コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の第 1 種 X i コピキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込の承諾)

- 第 21 条の 7 の 3 当社は、第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 (略)
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) (略)
 - (3) 第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (4) 第 21 条の 7 の 6 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 1 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
 - (5) (略)

(第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了)

- 第 21 条の 7 の 4 第 1 種 X i コピキタス定期契約は、当社がその第 1 種 X i コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 2 前項の規定にかかわらず、その第 1 種 X i コピキタス定期契約が第 21 条の 7 の 5 (第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 3 当社は、前 2 項に規定する第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了について、当該第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了日の属す

て、当社が定める方法により、当該 X i コピキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

（X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第 21 条の 7 の 5 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに X i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、X i コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に X i コピキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、X i コピキタス定期契約を更新するときは、第 21 条の 7 の 3（X i コピキタス定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 21 条の 7 の 6 X i コピキタス定期契約におけるその他の提供条件については、X i コピキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、X i コピキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

る暦月において、当社が定める方法により、当該第 1 種 X i コピキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

（第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第 21 条の 7 の 5 第 1 種 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに第 1 種 X i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、第 1 種 X i コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に第 1 種 X i コピキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、第 1 種 X i コピキタス定期契約を更新するときは、第 21 条の 7 の 3（第 1 種 X i コピキタス定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 21 条の 7 の 6 第 1 種 X i コピキタス定期契約におけるその他の提供条件については、第 1 種 X i コピキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 1 種 X i コピキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 節 第 2 種 X i コピキタス一般契約

（契約の単位）

第 21 条の 8 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の第 2 種 X i コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1 の第 2 種 X i コピキタス一般契約につき 1 人に限ります。

（第 2 種 X i コピキタス一般契約申込の方法）

第 21 条の 9 第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う X i サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する 1 の F O M A（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、第 2 種契約に係るものに限ります。）又は X i（以下、「指定共有 X i 等」といいます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) その申込みに係る X i コピキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）と同一の割引回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(13)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。）及び共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。）を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(2) その申込みに係る X i コピキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）と同一の共有回線群を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

（第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込の承諾）

第 21 条の 10 当社は、第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みがあつたときは、受け付けした順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第 2 種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第 21 条の 9（第 2 種 X i コピキタス一般契約申込の方法）及び第 21 条の 14（その他の提供条件）の規定により提示され

た書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種 X i コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第21条の11 X i コピキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、X i コピキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、X i コピキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者が行う第2種 X i コピキタス一般契約の解除)

第21条の12 契約者は、第2種 X i コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第2種 X i コピキタス一般契約が解除される場合のその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(当社が行う第2種 X i コピキタス一般契約の解除)

第21条の13 当社は、第41条（利用停止）第1項の規定により X i コピキタスの利用を停止された第2種 X i コピキタス一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種 X i コピキタス一般契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種 X i コピキタス一般契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、X i コピキタスの利用停止をしないでその第2種 X i コピキタス一般契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が第21条の9（第2種 X i コピキタス一般契約申込の方法）の規定により指定された指定共有 X i 等について、次のいずれかに該当する場合は、その第2種 X i コピキタス一般契約を解除します。

(1) 名義変更があったとき。

(2) 契約の解除があったとき。

(3) 第21条の9（第2種 X i コピキタス一般契約申込の方法）第3項に該当しないことが判明したとき。

(その他の提供条件)

第21条の14 第2種 X i コピキタス一般契約におけるその他の提供条件（X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、第1種 X i コピキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第1種 X i コピキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第5節 第2種 X i コピキタス定期契約

(契約の単位)

第21条の15 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種 X i コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種 X i コピキタス定期契約につき1人に限ります。

(第2種 X i コピキタス定期契約の申込の承諾)

第21条の16 当社は、第2種 X i コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種 X i コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者が X i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) 第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第 2 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している X i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第 8 条（一般契約申込の方法）及び第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 2 種 X i コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了）

第 21 条の 17 第 2 種 X i コピキタス定期契約は、当社がその第 2 種 X i コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 種 F O M A コピキタス定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した第 2 種 X i コピキタス定期契約は、契約の解除があったその第 2 種 F O M A コピキタス定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 前項の規定によるほか、その第 2 種 X i コピキタス定期契約が第 21 条の 18（第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

4 当社は、前 3 項に規定する第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了について、当該第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第 2 種 X i コピキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

（第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第 21 条の 18 第 2 種 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに第 2 種 X i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、第 2 種 X i コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に第 2 種 X i コピキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、第 2 種 X i コピキタス定期契約を更新するときは、第 21 条の 16（第 2 種 X i コピキタス定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 21 条の 19 第 2 種 X i コピキタス定期契約におけるその他の提供条件については、第 2 種 X i コピキタス一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第 2 種 X i コピキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 （略）

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2～3 （略）

4 第 1 項の規定にかかわらず、X i 契約の申込みをする場合又は X i に係る基本使用料の料金種別を変更する場合であって、その申込みをする者又は X i 契約者が、料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）の 1（適用）に規定する総合利用プラン又はデータ専用プランを選択するときは、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能、mopera U 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）又はビジネス mopera インターネット機能（以下「対象付加機能」といいます。）のうち、いずれか 1 つを選択し当社に申し出ていただきます。

ただし、その X i においてすでに対象付加機能が選択されているときは、この限りではありません。

第 4 章の 2 （略）

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2～3 （略）

5 (略)

6 当社は、付加機能を提供している X i に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表 2 に別段の定めがあるときは、第 14 条（一般契約に係る名義変更）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）又は第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。

7～10 (略)

(注 1) (略)

(注 2) 本条第 5 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能（別表 2 に規定する i モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、遠隔管理機能及び sp モード機能（別表 2 に規定する sp モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）とします。

第 6 章～第 7 章 (略)

第 8 章 利用中止等

(利用中止)

第 40 条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第 10 条（契約者識別番号）第 3 項、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 5（契約者識別番号）第 2 項、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 25 条（契約者識別番号）第 2 項若しくは第 3 項又は第 62 条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2～3 (略)

(利用停止)

第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった X i に係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2（利用者登録）及び第 77 条（電気通信事業者への情報の通知）において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その X i サービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第 13 条（一般契約者の氏名等の変更の届出）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）及び第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

(通信の種類等)

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

4 (略)

5 当社は、付加機能を提供している X i に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表 2 に別段の定めがあるときは、第 14 条（一般契約に係る名義変更）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 14（その他の提供条件）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。

6～9 (略)

(注 1) (略)

(注 2) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能（別表 2 に規定する i モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。）、遠隔管理機能及び sp モード機能（別表 2 に規定する sp モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。）とします。

第 6 章～第 7 章 (略)

第 8 章 利用中止等

(利用中止)

第 40 条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第 10 条（契約者識別番号）第 3 項、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 5（契約者識別番号）第 2 項、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 14（その他の提供条件）、第 21 条の 19（その他の提供条件）、第 25 条（契約者識別番号）第 2 項若しくは第 3 項又は第 62 条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2～3 (略)

(利用停止)

第 41 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった X i に係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 74 条の 2（利用者登録）及び第 77 条（電気通信事業者への情報の通知）において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その X i サービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第 13 条（一般契約者の氏名等の変更の届出）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 14（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）及び第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

(通信の種類等)

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
データ通信モード	(1) (略) (2) パケット交換方式により1Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(1M通信モード) (3) (略)
(略)	(略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(Xiの利用の一時中断)、第12条の2(Xiの電話番号保管)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(その他の提供条件)、第21条の7の6(その他の提供条件)若しくは第41条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

5 (略)

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 Xiサービス、FOMAサービス、JWSIMサービス、JWSIM-0サービス及び回線卸Xi及び回線卸FOMA(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているXiサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～8 (略)

(注1) (略)

(注2) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(6)の3、(13)、(15)又は(20)の規定に係る通信(通話モードによるものに限り、)は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第46条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(6)の3、(13)、(15)又は(20)の規定に係る通信(通話モードによるものに限り、)について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

第3節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

種 類	内 容
(略)	(略)
データ通信モード	(1) (略) (2) (略)
(略)	(略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(Xiの利用の一時中断)、第12条の2(Xiの電話番号保管)、第21条(その他の提供条件)、第21条の7(その他の提供条件)、第21条の7の6(その他の提供条件)、第21条の14(その他の提供条件)、第21条の19(その他の提供条件)若しくは第41条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

5 (略)

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 Xiサービス、FOMAサービス、JWSIMサービス、JWSIM-0サービス及び回線卸Xi及び回線卸FOMA(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているXiサービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～8 (略)

(注1) (略)

(注2) Xiに係る通信(通話モードによるものに限り、)又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)のA、(15)若しくは(20)の規定に係る通信(通話モードによるものに限り、)は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第46条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、Xiに係る通信(通話モードによるものに限り、)又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)のA、(15)若しくは(20)の規定に係る通信について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

第3節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第 48 条 当社が提供する X i の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等（定期契約、X i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。）に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2～5 （略）

第 2 節（略） 料金及び工事費

第 13 章 雑則

第 65 条（略）

(データ量到達通知)

第 66 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、X i の契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものに限り、以下この条において同じとします。）に関する課金対象データ量の概算量（当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。）が当社が別に定める量を超えたときに、その X i 契約者へその旨を通知（以下「データ量到達通知」といいます。）します。

2 当社は、指定先 X i に係る X i 契約者から前項に規定する請求があったときは、その指定先 X i の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の概算量に、その指定先 X i に係る指定元 X i の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の概算量を合算して得た課金対象データ量の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、その X i 契約者へデータ量到達通知を行います。

3 データ量到達通知は、当社が定める方法により行います。

第 67 条～第 74 条（略）

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 （略）

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(2)（略）

(3) X i 契約者が、その X i サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがない時を含みます。）は、第 41 条（利用停止）の規定に基づき X i サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）及び第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）の規定に基づき X i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7)（略）

7～9 （略）

(注)（略）

(料金及び工事費)

第 48 条 当社が提供する X i の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等（定期契約、第 1 種 X i コピキタス定期契約及び第 2 種 X i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。）に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2～5 （略）

第 2 節（略） 料金及び工事費

第 13 章 雑則

第 65 条（略）

(データ量到達通知)

第 66 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、X i の契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものに限り、以下この条において同じとします。）に関する課金対象データ量の概算量（当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。）が当社が別に定める量を超えたときに、その契約者へその旨を通知（以下「データ量到達通知」といいます。）します。

2 前項の規定によるほか、当社は、共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。）に係る X i 契約者から請求があったときは、その X i に係る共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の合計の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、その X i 契約者へデータ量到達通知を行います。

3 データ量到達通知は、当社が定める方法により行います。

第 67 条～第 74 条（略）

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 （略）

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(2)（略）

(3) X i 契約者が、その X i サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがない時を含みます。）は、第 41 条（利用停止）の規定に基づき X i サービスの利用を停止されることがあること、又は第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき X i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7)（略）

7～9 （略）

10 第 4 項の規定によるほか、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に定める共有回線群を構成する X i に係る契約者は、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1 の(8)の 3 に定める共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注)（略）

第 75 条～第 76 条（略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 7（その他の提供条件）又は第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第 16 条、第 21 条又は第 21 条の 7 の規定により当社がその X i 契約を解除したとき（第 70 条（利用に係る契約者の義務）第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。)

(2)（略）

3～4（略）

(注)（略）

第 14 章（略）

通則

1～15（略）

16～17（略）

18（略）

（料金等の支払い）

19 契約者は、料金及び工事費について、第 24 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金及び工事費（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する X i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

21～24（略）

（注 1）第 20 項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

（注 2）当社は、第 24 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨

第 75 条～第 76 条（略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 6（契約者が行う第 1 種 X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）、第 21 条の 12（契約者が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）、第 21 条の 13（当社が行う第 2 種 X i コピキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第 16 条、第 21 条、第 21 条の 7、第 21 条の 13 又は第 21 条の 19 の規定により当社がその X i 契約を解除したとき（第 70 条（利用に係る契約者の義務）第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。)

(2)（略）

3～4（略）

(注)（略）

第 14 章（略）

通則

1～15（略）

16 当社は、第 11 項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている X i に係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その X i に係る料金等から 20 円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

17～18（略）

19 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのその X i に係る料金等を、第 16 項に規定する減額の対象とします。

ただし、暦月の初日における X i 契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのその X i に係る料金等を、第 16 項に規定する減額の対象とします。

20（略）

（料金等の支払い）

21 X i 契約者は、料金及び工事費について、第 23 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金及び工事費（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する X i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

22～25（略）

（注）当社は、第 25 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を

を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料
1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用

ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。
(ア) 一般契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	ギガホ
		ギガライト
		ケータイプラン
	データ専用 プラン	データプラス

(イ) 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	ギガホ
		ギガライト
		ケータイプラン
	データ専用 プラン	データプラス

周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料
1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用

ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。
(ア) 一般契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
		X i カケホーダイプラン (ケータイ)
		X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)
		X i シンプルプラン
データ専用 プラン		X i データプラン (スマホ/タブ)
		X i データプラン (S I Mフリー)
		X i データプラン (ルーター)

(イ) 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
		X i カケホーダイプラン (ケータイ)
		X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)
		X i シンプルプラン
データ専用 プラン		X i データプラン (スマホ/タブ)
		X i データプラン (S I Mフリー)
		X i データプラン (ルーター)

<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 <u>(ア) そのX i が、総合利用プランを選択する場合であって、別表2（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているとき。</u></p> <p><u>(イ) そのX i が、データ専用プランを選択する場合であって、別表2に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、iモード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているとき。</u></p> <p><u>(ウ) そのX i が、ケータイプランを選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</u></p> <p>ウ～エ（略） オ エに規定する場合を除き、X i 契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>カ ギガライトに係る基本使用料は、1の暦月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて2（料金額）の2-1に規定するステップ（以下「データ量ステップ」といいます。）に係る額を適用します。</p> <p>キ ギガライトに係る基本使用料について、第3（通信料）1（適用）の（7）の規定により、定額上限データ量へ繰越データ量の加算があったときは、2（料金額）の2-1に規定するデータ量ステップについて、同表中「1GB」を「1GBに繰越データ量を加算したデータ量」に、「3GB」を「3GBに繰越データ量を加算したデータ量」に、「5GB」を「5GBに繰越データ量を加算したデータ量」に、「7GB」を「7GBに繰越データ量を加算したデータ量」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> <p>ク 同一暦月内において、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したX i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があったX i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ケ データ専用プラン若しくはケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、2（料金額）に規定する額を適用します。</p> <p>コ FOMA サービス契約約款に規定するFOMA契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、2（料金額）に規定する額を適用します。</p> <p>サ 当社は、指定元X i について、その指定元X i に係る指定先X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライトへ変更します。 <u>(ア) 契約の解除があったとき</u> <u>(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ又はギガライト以外となったとき</u> <u>(ウ) 電話番号保管があったとき</u></p> <p>シ 当社は、X i 契約者から、基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結による総合利用プラン又はデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（そのX i 契約者</p>	<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 <u>(ア) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプランを選択する場合であって、第3（通信料）の1（適用）の（8）の2に規定するデータ定額パック（X i カケホーダイライトプランを選択する場合はケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）のいずれかを選択していないとき。</u> <u>(イ) そのX i（ケータイパックの適用を受けていない場合に限り。）が、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプランを選択する場合及び共有対象回線（第3（通信料）の1（適用）の（8）の3に規定するものをいいます。）となる場合であって、その共有回線群（第3（通信料）の1（適用）の（8）の3に規定するものをいいます。）に係る共有代表回線（第3（通信料）の1（適用）の（8）の3に規定するものをいいます。）の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していないとき。</u> <u>(ウ) そのX i が、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</u></p> <p><u>ウ イの規定にかかわらず、別表2（付加機能）に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、iモード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。</u></p> <p>エ～オ（略） カ オに規定する場合を除き、X i 契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。)は、その申出のあった日を含む暦月及びその前暦月(以下この欄において「当該暦月」といいます。)におけるデータ通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)について、当社が定める方法により、その総合利用プラン(データ専用プランを選択したときはギガライトとします。)の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>ス シの規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したX i契約者から、そのX i契約の締結及び総合利用プラン若しくはデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき(その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。)は、当該暦月におけるデータ通信モード及びパケット通信モード(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る通信について、当社が定める方法により、その総合利用プラン(データ専用プランを選択したときはギガライトとします。)の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>セ 当社は、シ又はスに規定する申出があった場合において、そのX iがケ又はコ適用を受けるときは、その申出のあった日を含む暦月の前暦月におけるデータ通信モードに係る通信に限り、シ又はスの規定を適用します。</p> <p>ソ X i契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p>		<p>キ 定額データプランスタンダード、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット又は定額データプラン 128 K (FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下「定額データプラン」といいます。)に係るFOMAの一般契約者又は2年定期契約者が、その契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i契約を締結したときは、その契約の解除に係る定額データプランのFOMA及び新たに締結したデータ専用プランに係るX iの当該暦月の基本使用料について、当社が定める方法により、当社がX iサービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>ク X i契約者が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ケ 同一暦月内において、X i契約(総合利用プランに係るものに限ります。)の解除と同時に新たにX i契約(データ専用プランに係るものに限ります。)を締結又はX i契約(データ専用プランに係るものに限ります。)の解除と同時に新たにX i契約(総合利用プランに係るものに限ります。)を締結したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>コ 同一暦月内において、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>カ 同一暦月内において、FOMAに係る第2種契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>シ X i契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結、フリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ス アの表に規定するX iデータプラン(ルーター)は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。</p> <p>セ X iカケホーダイプラン(ケータイ)、X iカケホーダイライトプラン(ケータイ)又はX iデータプラン</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>タ (略)</p> <p>チ 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から基本使用料の料金種別を変更する請求があったときは、その請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。(注 1) 当社は、1 のセッション (当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。) の設定中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。</p> <p>(注 2) 契約者は、当社がシ又はスに規定する料金の算定をするまでの間、当該暦月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。</p>		<p>(ルーター)に係るX i の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又はX i データプラン (ルーター) が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、500 円を日割して適用します。</p> <p>ソ X i シンプルプランに係るX i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額(対象外機種利用料といえます。以下この欄において同じとします。)を加算します。</p> <p>ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1355 363 2116 507"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの</td> <td>220 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>タ (略)</p> <p>チ F O M A に係る第 1 種契約 (総合利用プランに限ります。) 又は F O M A に係る第 2 種契約 (限定利用プランに限ります。) の解除と同時に新たに X i 契約 (総合利用プランに限ります。) を締結 (その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限ります。) する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約又は F O M A に係る第 2 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ソ F O M A に係る第 1 種契約 (データ専用プランに限ります。) の解除と同時に新たに X i 契約 (データ専用プランに限ります。) を締結 (その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に第 3 (通信料) 1 (適用) の 8 の(2)に規定するデータ定額パックの選択又は第 3 (通信料) 1 (適用) の 8 の(3)に共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。) する場合は、その締結があった日を含む暦月について、F O M A に係る第 1 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>テ 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。</p>	区 分	料 金 額	当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの	720 円	当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの	220 円
区 分	料 金 額								
当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの	720 円								
当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの	220 円								
<p>(1)の2 X i コピキタスの基本使用料の適用</p>	<p>ア X i コピキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) X i コピキタス一般契約に係るもの 表 (略)</p> <p>(イ) X i コピキタス定期契約に係るもの 表 (略)</p>	<p>(1)の2 X i コピキタスの基本使用料の適用</p>	<p>ア X i コピキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第 1 種 X i コピキタス契約に係るもの</p> <p>① 第 1 種 X i コピキタス一般契約に係るもの 表 (略)</p> <p>② 第 1 種 X i コピキタス定期契約に係るもの 表 (略)</p> <p>(イ) 第 2 種 X i コピキタス契約に係るもの</p> <p>① 第 2 種 X i コピキタス一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1355 1236 2116 1356"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i コピキタス</td> <td>X i デバイスプラス 300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>X i デバイスプラス 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 第 2 種 X i コピキタス定期契約に係るもの</p>	区 分	基本使用料の料金種別	X i コピキタス	X i デバイスプラス 300		X i デバイスプラス 500
区 分	基本使用料の料金種別								
X i コピキタス	X i デバイスプラス 300								
	X i デバイスプラス 500								

	<p>イ〜ウ (略)</p> <p>エ〜オ (略)</p>		<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1355 103 1579 135">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="1579 103 2105 135">基本使用料の料金種別</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 135 1579 175">X i ユビキタス</td> <td colspan="2" data-bbox="1579 135 2105 175">X i デバイスプラス 500</td> </tr> </table> <p>イ〜ウ (略)</p> <p>エ 第 2 種 X i ユビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>オ〜カ (略)</p> <p>キ 暦月の初日以外に第 2 種 X i ユビキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、エの規定にかかわらず、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、キの規定を適用します。</p> <p>ク キに規定する場合を除き、第 2 種 X i ユビキタス契約に係る基本使用料については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>ケ アの表に規定する X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。</p> <p>コ X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 に係る X i ユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下同じとします。）を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、キの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1355 742 1736 805">区 分</th> <th data-bbox="1736 742 1915 805">X i デバイスプラス 300</th> <th data-bbox="1915 742 2105 805">X i デバイスプラス 500</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1355 805 1736 893">当社が定めるインターネットホームページにおいて X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）向けに区分されるもの</td> <td data-bbox="1736 805 1915 893">3,400 円 (3,672 円)</td> <td data-bbox="1915 805 2105 893">2,700 円 (2,916 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 893 1736 973">当社が定めるインターネットホームページにおいて X i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの</td> <td data-bbox="1736 893 1915 973">2,900 円 (3,132 円)</td> <td data-bbox="1915 893 2105 973">2,200 円 (2,376 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 973 1736 1053">当社が定めるインターネットホームページにおいて X i デバイスプラス 500 向けに区分されるもの</td> <td data-bbox="1736 973 1915 1053">700 円 (756 円)</td> <td data-bbox="1915 973 2105 1053">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 1053 1736 1125">上記以外のもの</td> <td data-bbox="1736 1053 1915 1125">3,400 円 (3,672 円)</td> <td data-bbox="1915 1053 2105 1125">2,700 円 (2,916 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 当社は、コに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲示する方法により説明します。</p> <p>シ キの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して加算します。</p> <p>ス 第 2 種 X i ユビキタス契約者が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>セ 同一暦月内において、第 2 種 X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに第 2 種 X i ユビキタス一般契約を締結又は第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除と同時に新たに第 2 種 X i ユビキタス定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p>	区 分	基本使用料の料金種別		X i ユビキタス	X i デバイスプラス 500		区 分	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500	当社が定めるインターネットホームページにおいて X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）向けに区分されるもの	3,400 円 (3,672 円)	2,700 円 (2,916 円)	当社が定めるインターネットホームページにおいて X i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900 円 (3,132 円)	2,200 円 (2,376 円)	当社が定めるインターネットホームページにおいて X i デバイスプラス 500 向けに区分されるもの	700 円 (756 円)	—	上記以外のもの	3,400 円 (3,672 円)	2,700 円 (2,916 円)
区 分	基本使用料の料金種別																							
X i ユビキタス	X i デバイスプラス 500																							
区 分	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500																						
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）向けに区分されるもの	3,400 円 (3,672 円)	2,700 円 (2,916 円)																						
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900 円 (3,132 円)	2,200 円 (2,376 円)																						
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i デバイスプラス 500 向けに区分されるもの	700 円 (756 円)	—																						
上記以外のもの	3,400 円 (3,672 円)	2,700 円 (2,916 円)																						

	<p>カ X i コピキタス契約者は、X i コピキタス一般契約の解除と同時に新たにX i コピキタス定期契約を締結、X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i コピキタス契約の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>キ X i コピキタス定期契約者は、IoT プラン等（IoT プラン又はIoT プラン HS をいいます。以下同じとします。）とトランシーバプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。</p> <p>ク（略）</p>				
(2) 身体障がい者等割引（ハート割引）の適用	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している一般契約のX i 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX i の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>基本使用料の割引額</td> <td>（月額）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,520円(税込額 1,641.6円)</td> </tr> </table> <p>イ〜ク（略）</p> <p>ケ（略）</p>	基本使用料の割引額	（月額）	1,520円(税込額 1,641.6円)	
基本使用料の割引額	（月額）				
1,520円(税込額 1,641.6円)					
(3)~(4)（略）	（略）				

	<p>ソ 同一暦月内において、第2種FOMAコピキタス契約の解除と同時に新たに第2種X i コピキタス契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>タ 当社は、第1種FOMAコピキタス契約（お便りフォトプランフラット、定額コピキタスプラン、お便りフォトプラン又はお便りフォトプランフルに係るものに限ります。）の解除と同時に新たにX i デバイスプラス500に係るX i コピキタス契約を締結（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り）したときは、その契約の解除に係る第1種FOMAコピキタスの当該暦月の基本使用料について、当社が定める方法により、当社がX i サービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>チ X i コピキタス契約者は、第1種X i コピキタス一般契約の解除と同時に新たに第1種X i コピキタス定期契約を締結、第1種X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに第1種X i コピキタス一般契約を締結、第2種X i コピキタス一般契約の解除と同時に新たに第2種X i コピキタス定期契約を締結、第2種X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに第2種X i コピキタス一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i コピキタス契約の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ツ（略）</p>				
(2) 身体障がい者等割引（ハート割引）の適用	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している一般契約のX i 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX i の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>基本使用料の割引額</td> <td>（月額）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,700円(税込額 1,836円)</td> </tr> </table> <p>イ〜ク（略）</p> <p>ケ 第3（通信料）の(16)の2に規定する定期一括通信料割引の適用を受けているときは、本割引を適用しません。</p> <p>コ（略）</p>	基本使用料の割引額	（月額）	1,700円(税込額 1,836円)	
基本使用料の割引額	（月額）				
1,700円(税込額 1,836円)					
(3)~(4)（略）	（略）				

(5) 複数回線複合割引等の適用を受けているX iに係る基本使用料割引（みんなドコモ割）の適用

ア 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ又はギガライトのX i（以下この欄及び(6)において「ギガホ等X i」といいます。）が、複数回線複合割引（第3（通信料）の(13)に規定するものをいいます。）の適用を受けている場合であって、そのX iが属する割引回線群（第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引選択回線（第3の(13)に規定するものをいいます。当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X iの基本使用料について、その割引選択回線の数に応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分		基本使用料の割引額 (月額)	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
割引回線群に係る割引選択回線の数	2	500 円(540 円)
	3以上	1,000 円(1,080 円)

イ 当社は、ギガホ等X iが、定期契約に係る通信料月極割引（第3（通信料）の(15)に規定するものをいいます。）の適用を受けている場合であって、そのX iが属する指定割引回線群（第3の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i等（第3の(15)に規定するものをいいます。当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X iの基本使用料について、そのX i等に応じて、アに規定する割引を適用します。この場合において、当社は、アの表中「割引回線群に係る割引選択回線の数」を「指定割引回線群に係るX i等の数」と読み替えて適用します。

ウ (1)の規定により基本使用料を日割するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、アに規定する額を日割して適用します。

(注) ア及びイに規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(6) 特定X i等のX iに係る基本使用料割引（光セット割）の適用

ア 当社は、ギガホ等X iが、特定X i等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合又はそのX iが属する複数回線複合割引（第3（通信料）の(13)に規定するものをいいます。）に係る割引回線群（第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する割引選択回線（第3の(13)に規定するものをいいます。）に特定X i等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がある場合であって、その特定X i等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っているものを除きます。以下この欄において「対象IP通信網契約」といいます。）に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X iの基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本使用料の料金種別がギガライトであるときは、2（料金額）の2-1に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額 (月額)

	データ量ステップ	
ギガライト	ステップ1	二
	ステップ2	500円
	ステップ3	1,000円
	ステップ4	1,000円
ギガホ	二	1,000円

イ 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ等 X i が属する定期契約に係る通信料月極割引（第 3（通信料）の(15)に規定するものをいいます。）に係る指定割引回線群（第 3 の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する X i 等（第 3 の(15)に規定するものをいいます。）に特定 X i 等がある場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等 X i の基本使用料について、(6)の A の規定により各々のギガホ等 X i ごとに算定した割引額（以下この欄において「X i 割引額」といいます。）を合算して得た額（以下この欄において「X i 割引総額」といいます。）をその指定割引回線群を構成するギガホ等 X i の数で除して得た額を割引して適用します。

ウ 指定割引回線群を構成するギガホ X i 等の数が 21 以上となるときは、(6)の A の規定により算定した X i 割引額が高くなる順に 20 のギガホ X i 等を選定し、そのギガホ X i 等に係る X i 割引額を合算して得た額を X i 割引総額とし、イの規定を適用します。

エ 当社は、ギガホ等 X i が特定 X i 等である場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプであるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ X i 等の基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本利用料の料金種別がギガライトであるときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額（月額）	
	データ量ステップ	
ギガライト	ステップ1	二
	ステップ2	200円
	ステップ3	500円
	ステップ4	500円
ギガホ		500円

オ 1 の割引回線群又は指定割引回線群において、アからウの規定が適用されているときは、エの規定を適用しません。

カ(1)の規定により基本使用料を日割するときは、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、ア及びエに規定する額を日割して適用します。

2 料金額

2-1 Xiに係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)		
				データの量ステップ		
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
Xi	一般契約 に係るもの	総合利用 プラン	ギガホ	ニ		8,180 円 (8,834.4 円)
			ギガライト	ステップ1	1 GB まで	4,180 円 (4,514.4 円)
				ステップ2	1 GB 超え 3 GB まで	5,180 円 (5,594.4 円)
				ステップ3	3 GB 超え 5 GB まで	6,180 円 (6,674.4 円)
				ステップ4	5 GB 超え 7 GB まで	7,180 円 (7,754.4 円)
			ケータイプラン	ニ		2,400 円 (2,592 円)
	データ専用 プラン	データプラス	ニ		2,200 円 (2,376 円)	
	定期契約 に係るもの	総合利用 プラン	ギガホ	ニ		6,680 円 (7,214.4 円)
			ギガライト	ステップ1	1 GB まで	2,680 円 (2,894.4 円)
				ステップ2	1 GB 超え 3 GB まで	3,680 円 (3,974.4 円)
ステップ3				3 GB 超え 5 GB まで	4,680 円 (5,054.4 円)	
ステップ4				5 GB 超え 7 GB まで	5,680 円 (6,134.4 円)	
ケータイプラン			ニ		900 円 (972 円)	
データ専用 プラン			データプラス	ニ		700 円 (756 円)

2 料金額

2-1 Xiに係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)		
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
Xi	一般契約 に係るもの	総合利用 プラン	Xi カケホーダイプラン (スマホ/タブ)		4,200 円 (4,536 円)	
			Xi カケホーダイプラン (ケータイ)		3,700 円 (3,996 円)	
			Xi カケホーダイプラン (SIMフリー)		4,200 円 (4,536 円)	
			Xi カケホーダイライトプラン		3,200 円 (3,456 円)	
			Xi カケホーダイライトプラン (ケータイ)		2,700 円 (2,916 円)	
			Xi シンプルプラン		2,480 円 (2,678.4 円)	
			データ専用 プラン	Xi データプラン (スマホ/タブ)		3,200 円 (3,456 円)
				Xi データプラン (SIMフリー)		3,200 円 (3,456 円)
				Xi データプラン (ルーター)		2,700 円 (2,916 円)
			定期契約 に係るもの	総合利用 プラン	Xi カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	
	Xi カケホーダイプラン (ケータイ)				2,200 円 (2,376 円)	
	Xi カケホーダイプラン (SIMフリー)				2,700 円 (2,916 円)	
	Xi カケホーダイライトプラン				1,700 円 (1,836 円)	
	Xi カケホーダイライトプラン (ケータイ)				1,200 円 (1,296 円)	
	Xi シンプルプラン				980 円 (1,058.4 円)	
	データ専用 プラン	Xi データプラン (スマホ/タブ)			1,700 円 (1,836 円)	
		Xi データプラン (SIMフリー)			1,700 円 (1,836 円)	

			X i データプラン (ルーター)	1,200 円 (1,296 円)
--	--	--	-------------------	-------------------

2-2 X i コピキタスに係るもの
 2-2-1 第1種 X i コピキタス契約に係るもの
 表 (略)
 2-2-2 第2種 X i コピキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i コピキタス	X i コピキタス一般契約に係るもの	X i デバイスプラス 300	300 円 (324 円)
		X i デバイスプラス 500	1,000 円 (1,080 円)
	X i コピキタス定期契約に係るもの	X i デバイスプラス 500	500 円 (540 円)

第2 付加機能使用料
 1 適用

基本使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i 及びX i コピキタスについて、別表2 (付加機能) に規定する moperaU 機能 (スタンダードプランに係るものに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及びi モード機能に係る付加機能使用料 (基本機能に係るものに限ります。) のうち、2 以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2 (料金額) に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円 (月額) を減額して適用します。 イ〜ウ (略)
(2)~(9) (略)	(略)
(10) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用	ア (略) イ〜ウ (略) エ 通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定により付加機能使用料を日割するときは、ウに規定する額を日割して適用します。
(11) (略)	(略)

2 (略)

2-2 X i コピキタスに係るもの
 表 (略)

第2 付加機能使用料
 1 適用

基本使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i コピキタスについて、別表2 (付加機能) に規定する moperaU 機能 (スタンダードプランに係るものに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及びi モード機能に係る付加機能使用料 (基本機能に係るものに限ります。) のうち、2 以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2 (料金額) に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円 (月額) を減額して適用します。 イ〜ウ (略)
(2)~(9) (略)	(略)
(10) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用	ア (略) イ アの規定にかかわらず、X i 契約者は、スタンダードプランに限り選択することができます。 ウ〜エ (略) オ 通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定により付加機能使用料を日割するときは、エに規定する額を日割して適用します。
(11) (略)	(略)

2 (略)

第3 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用

(1) 通信の条件

ア～オ (略)

カ 当社は、X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の1料金月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が、次表に規定する定額上限データ量（7）の規定により、当該料金月における定額上限データ量に増加データ量及び繰越データ量の加算があったときは、その増加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。以下この欄において同じとします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、そのX i 又は X i コピキタスの基本使用料の料金種別に応じて、次表のとおり、1M 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「1M 通信」といいます。）又は 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k 通信」といいます。）を適用します。この場合において、この取扱い（以下「速度制限」といいます。）の適用を受けているX i 又は X i コピキタスから行ったデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

基本使用料の料金種別		定額上限データ量	定額上限データ量 超過後の取扱い
X i	ギガホ	30GB	1M 通信
	ギガライト	7GB	128k 通信
	ケータイプラン	100MB	128k 通信
X i コピキタス	I o TプランHS	3GB	128k 通信
	L T Eトランシーバブランド	約 244.1MB	128k 通信

キ 当社は、指定元 X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、その通信をその指定元 X i に係る指定先 X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信とみなしてカの規定を適用します。この場合において、指定先 X i が速度制限の適用を受けるときは、その指定先 X i に係る指定元 X i へ同一の速度制限を適用します。

ク 同一料金月内において、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった X i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i に係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した X i に係る累計課金対象データ量を合算してカの規定を適用します。

ケ データ専用プラン若しくはケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプランに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結の日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータ専用プランを選択していた間におけるその指定元 X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、キの規定にかかわらず、その指定元 X i に係る指定先 X i に関する課金対象データ量の

第3 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用

(1) 通信の条件

ア～オ (略)

カ 基本使用料の料金種別が I o TプランHS の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えたことを当社が確認したとき又は L T Eトランシーバブランドの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計の課金対象データ量が250,000課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k 通信」といいます。）を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている X i コピキタスが行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。

	<p>測定から除外します。</p> <p>コ FOMA サービス契約約款に規定する FOMA 契約の解除と同時に総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結の日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。</p> <p>サ～シ (略)</p> <p>ス シの規定によるほか、第 40 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>セ～タ (略)</p> <p>チ タに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ X i 及び X i コピキタスの契約者回線と X i 特定接続及び F O M A 特定接続 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) に係る 1 の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。</p> <p>ト 1M通信は、速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ナ 128k 通信は、X i コピキタスに係るものである場合又は速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ニ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>ヌ (略)</p> <p>(注) タに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>		<p>キ～ク (略)</p> <p>ケ クの規定によるほか、第 40 条 (利用中止) の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>コ～シ (略)</p> <p>ス シに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>セ (略)</p> <p>ソ X i の契約者回線と X i 特定接続及び F O M A 特定接続 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) に係る 1 の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。</p> <p>タ 128k 通信は(8)の 2 に規定するデータ定額バックの適用を受けている場合又は X i コピキタスに係るものである場合に限り、行うことができます。</p> <p>チ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i コピキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、128k 通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(注) シに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(2)～(5) (略)	(略)	(2)～(5) (略)	(略)
(6) 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る通信料の適用	<p>ア X i の契約者回線との間の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)の料金は、第 47 条 (通信時間等の測定等) の規定により測定した 1 料金月における累計の通信時間に応じて、2 (料金額) の 2 - 1 及び 2 - 2 の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ ケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結の日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ウ FOMA サービス契約約款に規定する FOMA 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結の日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p>		
(6)の 2 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る定額通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの X i に係る契約者は、通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信 (2 (料金額) の 2 - 1 及び 2 - 2 に規定する料金を適用する通信に限り、次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがあるものを除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した料金に係る料金を除きます。以下この欄において同じとします。) に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「通信定額」といいます。) を選択することができます。この場合において、通信定額にはかけ放題オプションと 5 分通話無料オプションの 2 種類があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>	(6)の 2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの X i 契約者は、通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信 (2 (料金額) の 2 - 1 及び 2 - 2 (次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。) に規定する料金を適用する通信に限り) の料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金を除きます。) の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービス</p>

1 契約ごとに

区 分	定 額 通 信 料 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
かけ放題オプション	1,700 円 (1,836 円)
5分通話無料オプション	700 円 (756 円)

(ア) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のイの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。

- (イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。
- (ウ) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。
- (エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
- (オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。
- (カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。
- (キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。

(ア) X i 契約者が、5分通話無料オプションを選択している場合であって、そのXiからの通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信のうち、通信時間が5分を超えた時点から通信が終了した時点までの部分の通信。

(イ) X i 契約者がアの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。

ウ 通信定額に係る変更等があったときは、それぞれの通信定額を選択している期間又は通信定額を選択していない期間ごとに料金を算定します。

エ 通信定額に係る定額通信料については日割しません。

オ 料金月の初日以外にX i 契約を締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)した場合であって、そのX i 契約の締結と同時に通信定額を選択したときは、その選択があった料金月の定額通信料について、エの規定にかかわらず、通則第 3 項(料金の計算方法等)及び第 4 項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までに基本使用料の料金種別の変更、通信定額の変更若しくは廃止又はX i 契約の解除があったときは、エの規定を適用します。

カ 同一料金月内において、かけ放題オプション及び 5 分通話無料オプションの両方の選択があったときは、アの規定にかかわらず、5分通話無料オプションに係る定額通信料の支払いを要しません。

キ ケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結した場合であって、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結と同時に通信定額を選択したときは、その通信定額を選択するまでの間のその料金月の通話モード及び 64Kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続して通信定額を選択があったものとみなして、アの規定を適用します。

ク FOMA サービス契約約款に規定する FOMA 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時に通信定額を選択したときは、その通信定

への通信等に係るものであるとき。

- (イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。
- (ウ) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。
- (エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
- (オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。
- (カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。
- (キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。

(ア) X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン（ケータイ）の適用を受けている場合（(ウ)の適用を受ける場合を除きます。）であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）

(イ) X i シンプルプランの適用を受けているときの、そのX i 契約者から行われる通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。

(ウ) X i 契約者がアの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信。

ウ 契約者が、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のタの適用を受けるときは、当社が定める方法により当社が継続してX i サービスを提供しているものとみなしてア又はイの規定を適用します。

	<p>額を選択するまでの間のその料金月の通話モード及び 64Kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>(注) ウの規定により、通信定額を選択している期間若しくは選択していない期間ごとに料金を算定する場合において、当社は、1の通信中に通信定額を選択又は変更等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。</p>		
<p>(7) データ通信モードによる通信の料金の適用</p>	<p>ア 総合利用プランを選択している契約者は、その総合利用プランに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。</p> <p>イ アの規定によるほか、総合利用プランを選択している契約者は、その総合利用プランに係る定額上限データ量を、当社が定める方法により当該料金月に限り増加する申出を行うことができます。</p> <p>ウ ア又はイに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>エ 当社は、ア又はイに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、その総合利用プランに係る定額上限データ量（当該料金月において繰越データ量があるときは、それを加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（(1)の力の規定により速度制限の適用を受けている間に測定した課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p>	<p>(7) データ通信モードによる通信の料金の適用</p>	<p>ア X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて、2（料金額）の2-3の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ 定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときの累計課金対象データ量は、契約の解除があったX i に係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したX i に係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>ただし、基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものはこの限りではありません。</p> <p>ウ X i コピキタス定期契約者がその契約の解除と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結したとき又はX i コピキタス一般契約者がその契約の解除と同時に新たにX i コピキタス定期契約を締結したときの累計課金対象データ量は、契約の解除があったX i コピキタスに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したX i コピキタスに係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>エ データ専用プラン又はX i コピキタスに係る基本使用料の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>オ 当社は、X i 契約者から、(8)の2に規定するデータ定額パックの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月（以下この欄において「当該料金月」といいます。）におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、データ定額パックの選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>カ オの規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した契約者であって、そのX i 契約締結の際にデータ専用プランの選択等を行った者から、そのデータ定額パックの選択と同時にその料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。）は、当該料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びパケット通信モード（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、X i 契約の締結があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p>

		1 GB ごとに	
料金種別	料金額		
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
X i データ通信料	1,000 円 (1,080 円)		
<p>オ エに規定する繰越データ量とは、ア又はイの規定により増加したデータ量（以下「増加データ量」といいます。）のうちエの規定の適用を受ける部分のデータ量から累計課金対象データ量のうち定額上限データ量（繰越データ量があるときは、それを加算した後のデータ量とします。）を超える部分のデータ量を差し引いたものをいい、その翌料金月に限り定額上限データ量に加算することができます。</p> <p>ただし、当該暦月において基本使用料の料金種別の変更があったとき又は翌暦月から基本使用料の料金種別を変更する申込みがあったときは、この限りではありません。</p> <p>カ エに規定する X i データ通信料については日割しませんが、</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>コ 第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のケ又はコの規定の適用を受けるときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結の日を含む暦月に係る増加データ量（その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結後に行ったア又はイに規定する申出に係るものを除きます。）について、エの規定にかかわらず支払いを要しません。</p> <p>サ 第 1（基本使用料）の(1)のサに該当することを当社が確認したときから基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライトへ変更するまでの間におけるその X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の料金は、その期間における累計課金対象データ量に応じて、2（料金額）の 2 - 3 の規定により算定した額を適用します。</p>			
(8) (略)	(略)		<p>(注 1) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信及び i モードパケットフリー通信とします。</p> <p>(注 2) エの規定により、基本使用料の料金種別を選択している期間若しくは選択していない期間ごとに料金を算定する場合において、当社は、1 のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更又はデータ定額に係る選択等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。</p> <p>(注 3) 契約者は、当社がオ又はカに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。</p>
(8) (略)	(略)		(略)
			<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。以下この欄において同じとします。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）を、二段階定額通信に係る取扱い（イ）の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、（イ）の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。）又は四段階定額通信に係る取扱い（X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額に代えて、当該料金月における累計課金対象データ量（ク）に規定する指定追加データ量、ケに規定する追加データ量及びタに規定する繰越データ量の利用に係るものを除きます。以下（ア）の表中において同じとします。）に応じて（ウ）に規定するステップ（以下「データ量ステップ」といいます。）に係る定額通信料を適用する取扱いをいいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パック（定額通信に係る取扱い、二段階定額通信に係る取扱い及び四段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。）には次の（ア）から（ウ）に規定する区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただき</p>

ます。
 (ア) 定額通信に係るもの

1 契約ごとに

区 分			定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
			次の税抜額 (かっこ内 は税込額)		
シングル パック	ファミリーシ ングルパック	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	20
		ウルトラデータL Lパッ ク	8,000円 (8,640円)	30 G B	20
	ビジネスシ ングルパッ ク	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	10
		ウルトラデータL Lパッ ク	8,000円 (8,640円)	30 G B	10
ファミ リーシ ェアパ ック	ウルトラシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	20
ビジ ネス シ ェア パ ック	ウルトラビジネスシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	30
	ビジネスシェアパック50		37,000円 (39,960円)	50 G B	50
	ビジネスシェアパック70		51,500円 (55,620円)	70 G B	70
	ビジネスシェアパック100		73,000円 (78,840円)	100 G B	100
	ビジネスシェアパック150		109,000円 (117,720円)	150 G B	150

					<table border="1"> <tr> <td>ビジネスシェアパック200</td> <td>145,000円 (156,600円)</td> <td>200 G B</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック250</td> <td>180,000円 (194,400円)</td> <td>250 G B</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック300</td> <td>215,000円 (232,200円)</td> <td>300 G B</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック400</td> <td>280,000円 (302,400円)</td> <td>400 G B</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック500</td> <td>345,000円 (372,600円)</td> <td>500 G B</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック700</td> <td>480,000円 (518,400円)</td> <td>700 G B</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック1000</td> <td>680,000円 (734,400円)</td> <td>1000 G B</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック1500</td> <td>1,000,000円 (1,080,000円)</td> <td>1500 G B</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック2000</td> <td>1,300,000円 (1,404,000円)</td> <td>2000 G B</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック3000</td> <td>1,900,000円 (2,052,000円)</td> <td>3000 G B</td> <td>1000</td> </tr> </table>	ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200	ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250	ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300	ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400	ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500	ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700	ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000	ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000	ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000	ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000
ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200																																										
ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250																																										
ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300																																										
ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400																																										
ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500																																										
ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700																																										
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000																																										
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000																																										
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000																																										
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000																																										
					<p>(イ) 二段階定額通信に係るもの</p> <p>① 定額通信料</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイパック</td> <td>300円 (324円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② データ通信料</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料 金 種 別</th> <th>料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i データ通信料 (ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。)</td> <td>0.03円 (0.0324円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	ケータイパック	300円 (324円)	料 金 種 別	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	X i データ通信料 (ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。)	0.03円 (0.0324円)																														
区 分	料 金 額 (月額)																																												
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
ケータイパック	300円 (324円)																																												
料 金 種 別	料 金 額 (月額)																																												
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
X i データ通信料 (ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。)	0.03円 (0.0324円)																																												

				上記以外のもの	0.6円 (0.648円)					
				③ 定額上限データ量	1 契約ごとに					
				区 分	定額上限データ量					
				ケータイパック	2GB					
				(ウ) 四段階定額通信に係るもの	1 契約ごとに					
				区 分	データ量ステップ	定額上限 データ量	定額通信料 (月額)	上 限 回 線 数		
			シングル パック	クワイ アミリー シングルパ ック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20	
					ステップ2	1GB超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20	
					ステップ3	3GB超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20	
					ステップ4	5GB超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20	
				ビジネ スシ ングルパ ック	ベーシッ クパ ック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
						ステップ2	1GB超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20
						ステップ3	3GB超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20
						ステップ4	5GB超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
			クワイ アミリー シエ アパ ック	ベーシッ クシエ アパ ック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20	
					ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,720円)	20	
					ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (12,960 円)	20	
					ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,200 円)	20	

			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">ケ ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ッ</td> <td rowspan="4">ベーシックシェアパ ック</td> <td>ステップ1</td> <td>5GBまで</td> <td>30GB</td> <td>6,500円(7,020円)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ステップ2</td> <td>5GB超え 10GBまで</td> <td>30GB</td> <td>9,000円(9,720円)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ステップ3</td> <td>10GB超え 15GBまで</td> <td>30GB</td> <td>12,000円(12,960 円)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ステップ4</td> <td>15GB超え 30GBまで</td> <td>30GB</td> <td>15,000円(16,200 円)</td> <td>20</td> </tr> </table>	ケ ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ッ	ベーシックシェアパ ック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円(7,020円)	20	ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円(9,720円)	20	ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円(12,960 円)	20	ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円(16,200 円)	20
ケ ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ッ	ベーシックシェアパ ック	ステップ1	5GBまで			30GB	6,500円(7,020円)	20																	
		ステップ2	5GB超え 10GBまで			30GB	9,000円(9,720円)	20																	
		ステップ3	10GB超え 15GBまで			30GB	12,000円(12,960 円)	20																	
		ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円(16,200 円)	20																			
			<p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。</p> <p>(ア) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するX i の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）のとき。</p> <p>(イ) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するX i の契約者名義が法人以外のとき。</p> <p>(ウ) ケータイパックを選択する場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケータイ）又はX i カケホーダイライトプラン（ケータイ）を選択していないとき。</p> <p>ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はケータイパック（以下この欄及び(8)の3において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料、アの(イ)に係るデータ通信料、ナ及びニに規定する月間累計額の支払いを要しません。</p> <p>エ データ定額パックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>オ データ定額パックを選択している一般契約者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき又はデータ定額パックを選択している定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときは、同一区分のデータ定額パックを継続して選択しているものとみなして取り扱います。</p> <p>カ データ定額パックを選択しているFOMA契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、同一区分のデータ定額パックを継続して選択しているものとみなして取り扱います。</p> <p>キ パケ・ホーダイ、パケ・ホーダイフル、B i z・ホーダイ、パケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイフラット若しくはらくらくパケ・ホーダイ（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において「FOMAパケット定額」といいます。）を選択している契約者又は基本使用料の料金種別が定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード、定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン 128K（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において「FOMA定額データプラン」といいます。）のFOMAに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時にデータ定額パックを選択したとき（その契約者からの最初の選択であると当社が認める場合に限り、）は、当該料金月におけるその契約を解除したFOMAパケット定額に係る当該料金月のパケット通信料若しくはFOMA定額データプランに係るデータ通信料及び新たに選択したデータ定額パックの当該料金月のデータ通信料について、当社が定める方法により、当社がX i サービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>ク データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この欄及び(8)の3において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。</p> <p>ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金</p>																						

		<p>月から適用します。</p> <p>ケ ケの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この欄及び(8)の3において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。</p> <p>コ ケに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>サ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この欄及び(8)の3において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（ケに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(8)の3において「128k通信」といいます。）を適用します。</p> <p>シ サの規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>ス 当社は、データ定額パックを選択している契約者からク又はケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（サの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p>セ ア又はトに規定する定額通信料については日割しません。ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ソ セの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(8)の3に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>タ 当社は、データ定額パック（ケータイバック、ベーシックバック及びベーシックシェアバックを除きます。）の適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。</p> <p>ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>チ 当社は、データ定額パックの適用を受けているX i に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてサ及びスの規定を適用します。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア) 第2種契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>(エ) ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i シングルプラン（当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り。）以外となつたとき。</p> <p>テ データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限り。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ト 契約者は、テに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p>ナ ケータイパックに係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 1料金月における累計課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から、300円を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が300円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。</p> <p>(イ) ケータイパックの適用を受けているX i の契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>(ウ) 当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認した場合は、当該料金月におけるその通信に係る課金対象データ量に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象データ量として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、アに規定する「税抜額0.03円（税込額0.0324円）」を「税抜額0.6円（税込額0.648円）」に読み替えて適用します。</p> <p>ニ ア及びナの規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けているX i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月のデータ通信モードに係る通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限り。）に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。</p> <p>ヌ FOMAサービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパック(以下この欄において「FOMAベーシックパック等」といいます。)を選択している契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのFOMAベーシックパック等を選択している期間の課金対象データ量とベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。</p> <p>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</p> <p>ア データ定額パック（ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（オに規定する共有代表回線及びオに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、X i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）、FOMA（第2種契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）及びFOMAユビキタス（第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線（共有回線群を代表する1のX i 又はFOMA（その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限り。））を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングルパックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i 又はFOMAに限り。</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>ただし、X i 又はF O M Aの契約者名義が法人である場合であって、そのX i 又はF O M Aと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することに当社が別に定める基準に適合する者に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している他のX i、X i コピキタス、F O M A又はF O M Aコピキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。</p> <p>エ ウの規定によるほか、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。</p> <p>オ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M Aコピキタスのことをいいます。</p> <p>カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者がシングルバック等（(8)の2に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択していないときは、合わせてベーシックバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りでありません。</p> <p>キ カの規定により選択したシングルバック等の定額通信料、(8)の2のアの(イ)に係るデータ通信料、(8)の2のナ及び(8)の2のニに規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用しませんが、</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M Aコピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M Aコピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>コ 当社は、共有代表回線の変更の申出があったときは、イの規定に準じて取扱います。</p> <p>サ 共有対象回線（X i コピキタスを除きます。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しませんが、</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額バックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額バックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p> <p>セ 当社は、共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量、指定追加データ量、追加データ量又は(8)の2の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(8)の2のケに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k 通信を適用します。</p> <p>ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。</p> <p>タ 当社はデータ量上限設定オプションの申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月において、その指定を受けた共有代表回線又は共有対象回線の累計課金対象データ量が、データ量上限設定オプションで設定しているデータ量の上限を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（データ量上限設定オプションで設定しているデータ量を超える上限の設定の変更があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）その共有代表回線又は共有対象回線について、128k 通信を適用します。この場合において、128k 通信の適用を受けている共有代表回線又は共有対象回線に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>チ データ定額共有における(8)の2のク又は(8)の2のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。</p> <p>ただし、(8)の2のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（FOMA Cubiキタス又はXi Cubiキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者から(8)の2のク又は(8)の2のケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（セの規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1GBごとに</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属するXiに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったXiが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア) Xi契約又はXi Cubiキタス契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 二の(ウ)、又の(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあったXi又はXi Cubiキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のオ若しくはキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バック</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>に係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ アからナの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、X i コピキタス、F O M A（第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はF O M A コピキタス（第2種F O M A コピキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線（(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルバックに係る上限回線数を超えることとなるとき。 ② 申出又は指定のあったX i 又はX i コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。 ③ 申出又は指定のあったX i に係る基本使用料の料金種別が総合利用プランであるとき。 ④ 申出又は指定のあったX i 又はX i コピキタス（その契約者名義が法人であることを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（(13)に規定するものをいいます。）に属していないとき。 ⑤ 申出又は指定のあったX i コピキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）ではないとき。 ⑥ 申出又は指定のあったX i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合するものを除きます。）。 ⑦ 共有回線群を構成するF O M A 又はX i（データ専用プランに係るものに限ります。）の数が2以上となるとき。 ⑧ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたとき。 ⑨ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。 ⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 <p>ヌ アからナの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) ファミリーシェアバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、X i コピキタス、F O M A 又はF O M A コピキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリーシェアバックに係る上限回線数を超えることとなるとき。 ② 申出又は指定のあったX i 又はX i コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。 ③ 申出又は指定のあったX i 又はX i コピキタス（その契約者名義が法人であることを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（(13)に規定するものをいいます。）に属していないとき。 ④ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたとき。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>⑤ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ネ アからナの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。</p> <p>② 申出のあったX i 又はX i コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。</p> <p>③ 申出のあったX i 又はX i コピキタスと一括請求している他のX i、X i コピキタス、F O M A 又はF O M A コピキタスが同一の共有回線群に属していないとき。</p> <p>④ 申出のあったX i 又はX i コピキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）でないとき。</p> <p>⑤ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線（X i コピキタス、F O M A コピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。）の数に応じて、(8)の2のア、ス及びト並びに本欄のサ（指定された共有対象回線に係るものに限ります。）及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにツの規定により適用するX i データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア) 共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(イ) 分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定します。</p> <p>(ウ) 当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、その申出があった日を含む料金月から適用します。</p> <p>(エ) 当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったときは、分割請求を廃止します。</p> <p>(オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。</p> <p>(カ) ツに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p> <p>(キ) (8)の2のアで規定する上限回線数が30を超えるビジネスシェアパックを選択している共有代表回線から請求があったときは、その共有回線群の共有対象回線全てを指定していただきます。</p> <p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割引）の適用</p> <p>ア 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(8)の2の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末</p>
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)				
	ベーシックシエ アパック (ステ ップ1)	ベーシックシエ アパック (ステ ップ2)	ベーシックシエ アパック (ステ ップ3)、ベー シックシエアパッ ク (ステップ 4)、ウルトラ シエアパック30	ウルトラシエ アパック50	ウルトラシエ アパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナ ステージ	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			
	ベーシックパック (ステップ1)	ベーシックパック (ステップ2)	ベーシックパック (ステップ3)、 ベーシックパック (ステップ4)、 ウルトラデータL パック	ウルトラデータL Lパック
2ndステージ	—	—	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	400円
4thステージ	—	—	600円	600円
プラチナ ステージ	200円	600円	800円	800円

イ 当社は、データ定額パック (ケータイパックを除きます。) の適用を受けている X i (その X i の契約者名義が法人であるとき又はその X i の契約者名義が個人である場合であって、その X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。) に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシエアパックを選択しているときは、(8)の 2 の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の

割引を適用します。

ただし、契約者が第 20 条の 2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）、ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）、ベーシックパック（ステップ4）、ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か月まで	—	—	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	—	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	—	600円	600円
180か月超	200円	600円	800円	800円

ウ ア又はイの規定にかかわらず、データ定額パックの適用を受けているX i が共有回線群（(8)の3に規定するものをいいます。）を構成するX i であるときは、そのX i が共有代表回線（(8)の3に規定

			<p>するものをいいます。) であるときに限り、そのX iに係るデータ定額バックの定額通信料について、ア又はイに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るX i契約に関するサービスステージ又は経過期間に応じて、ア又はイに規定する割引を適用します。</p> <p>エ (8)の2のソの適用を受ける場合は、アの(ア)又は(イ)で規定する割引額について、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>オ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。</p> <p>カ 当社が提供する電気通信サービス(当社が定めるものを除きます。)に係る契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときのそのX i契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日を含む料金月の翌料金月(その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月)から起算します。</p> <p>キ (8)の2のナ及び(8)の2のニの規定にかかわらず、当社は、データ定額バック(ケータイバックに係るものに限り。)の適用を受けているX i(経過期間が180か月を超えている場合に限り。)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>
(9) 削除		(8)の5 特定X i等におけるデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引(光複数割)の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群((8)の3に規定するものをいいます。)に係る特定X i等(I P通信網サービス契約約款に定めるものをい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額バック((8)の2に規定するものをい、シングルバック及びケータイバックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p>特定X i等の1契約ごとに</p> <p>イ アの場合において、当社は同一料金月内に、特定X i等がアに規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。</p> <p>ただし、同一料金月内に特定X i等に係るI P通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>ウ 当社は、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線がI P通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定X i等について、アに定める2を超える特定X i等の数に含めないものとします。</p>
		(9) データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額バックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額バック((8)の2に規定するものをい、ケータイバックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、データ定額バックを選択する又はデータ定額バックに係る共有回線群を構成するX iが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額バックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きま</p>

す。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(8)の 2 の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。
ただし、本割引は、1 の対象契約につき 1 の X i 又は F O M A に限り適用します。

区 分		データ量 ステップ	割 引 額	
			対象契約に 係る基本使用 料の料金種別がドコモ 光ミニである もの	それ以外のもの
シングル パック	ベーシックパック	ステップ 1	100円	100円
		ステップ 2	200円	200円
		ステップ 3	500円	800円
		ステップ 4	500円	800円
	ウルトラデータ L パック	—	500円	1,400円
	ウルトラデータ L L パック	—	500円	1,600円
ファミリ ーシ ェア パ ッ ク	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円
		ステップ 2	500円	1,200円
		ステップ 3	500円	1,800円
		ステップ 4	500円	1,800円
	ウルトラシェアパック30	—	500円	2,500円
	ウルトラシェアパック50	—	500円	2,900円
ウルトラシェアパック100	—	500円	3,500円	
ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ッ ク	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円
		ステップ 2	500円	1,200円
		ステップ 3	500円	1,800円
		ステップ 4	500円	1,800円
	ウルトラビジネスシェアパック30	—	500円	2,500円

ウルトラビジネスシェアパック50	—	500円	2,900円
ウルトラビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック50	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック70	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック150	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック200	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック250	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック300	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック400	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック700	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック2000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック3000	—	500円	3,500円

イ アの場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じてアに規定する割引を日割りして適用します。

ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。

エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定 X i 等がある場合、又は 1 の指定 X i 等に係る I P 通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている

		<p>場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミことなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、Aに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>カ 当社は、対象契約に指定 X i 等の変更があった場合は、変更があった 1 の指定 X i 等について、Aからオの規定を適用します。</p> <p>キ Aの適用を受けている Xi のうち、データ定額パック（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択している Xi が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るAに規定するデータ定額パック（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。</p> <p>(9)の 2 定額通信料等に係る月極割引 (docomo with2) の適用</p> <p>ア 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者が X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次の(ア)及び(イ)の条件（以下この欄において「割引条件」といいます。）を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、その X i について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1361 635 2119 762"> <tr> <td style="text-align: right;">1 契約ごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割引額（月額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,500 円</td> </tr> </table> <p>(ア) 基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること。</p> <p>(イ) データ定額パック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいい、ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択していること。</p> <p>イ 当社は、その X i に係る 1 の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額（以下この欄において「定額通信料等」といいます。）について、Aに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) データ定額パックに係る定額通信料（その X i が適用を受けるデータ定額パックに係る定額通信料の割引の合計額を控除した額をいいます。）。</p> <p>(イ) 料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 のセ及び料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 のツに規定する X i データ通信料。</p> <p>(ウ) 料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 のセに規本割引の適用を受けている X i について、1 の料金月における定額通信料等が割引額に満たない場合は、その差額（以下この欄において「割引残額」といいます。）を当該料金月内におけるその X i に係る基本使用料（その X i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。）に適用します。</p> <p>ただし、割引残額が基本使用料の額を上回る場合は、その基本使用料の額を上限として、割引残額を適用します。</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けている X i について、sp モード機能等（別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能、ビジネス mopera インターネット機能又は mopera 機能（スタンダードプランに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）の 2（料金額）に規定する sp モード機能等に係る付加機能使用料に適用します。</p>	1 契約ごとに	割引額（月額）	1,500 円
1 契約ごとに					
割引額（月額）					
1,500 円					

			<p>ただし、その差額がspモード機能等に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、spモード機能等に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表2に規定するspモード機能等の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金は1,200円(税抜)を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ 料金の初日以外の日から本割引を適用する場合は、当該料金の割引額について、端末設備を購入した日を含む料金月に本割引が適用される場合、当該料金の割引額については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その端末設備の購入の日から割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用します。</p> <p>ただし、そのX i が、当社が別に定める割引の適用を受けている場合は、アに規定する端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>キ 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア) アに規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。</p> <p>(イ) X i 契約の解除があったとき(当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>(ウ) 当社が別に定める端末設備を購入するとき。</p> <p>(エ) その他当社が別に定めるとき。</p> <p>ク 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>ケ 本割引の適用を受けているX i について、契約者から電話番号保管に係る請求があったときは、当社が定める方法により本割引を取り扱うものとします。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ又は「提供条件書」に定めるところによります。</p>
(10) (略)	(略)	(10) (略)	(略)
(11) 総合利用プランにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i の通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄及び(16)において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この欄及び(16)において同じとします。)については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。)から引継線越額(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が引継線越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ (13)に規定する複数回線複合割引又は(15)に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、X i に係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの割引に係る割引額を差し引いた額について、アからエの規定を適用します。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、ISP料金支払いに係る通信、国際ショートメッセージ通信、(6)の2の適用を受ける通信、(13)のオの適用を受ける通信(通話モードによるものに限ります。)、(15)のオの適用を受ける通信(通話モードによるものに限ります。)及び(20)の適用を受ける通信等とします。</p>	<p>(11) 総合利用プランにおける通信料の適用</p> <p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i の通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄及び(16)において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(9)に規定する料金を除きます。以下この欄及び(16)において同じとします。)については、引継線越額(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が引継線越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ (13)に規定する複数回線複合割引又は(15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、X i に係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの割引に係る割引額を差し引いた額について、アからエの規定を適用します。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、ISP料金支払いに係る通信、iモードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信若しくは(6)の2の適用を受ける通信、(13)のオの適用を受ける通信(通話モードによるものに限ります。)、(15)のオの(イ)適用を受ける通信(通話モードによるものに限ります。)及び(20)の適用を受ける通信等とします。</p>	
(12) データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がデータ専用プランのX i 契約に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。)からデータ引継線越額(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を控除した額を適用します。</p>	(12) データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がデータ専用プランのX i 契約((8)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けていないものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)については、データ引継線越額(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を控除した額を適用します。</p>

	<p>ただし、その月間累計額がデータ引継線越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信及び国際ショートメッセージ通信等とします。</p>		<p>ただし、その月間累計額がデータ引継線越額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～ウ (略)</p>								
(12)の2 X i コピキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がX i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ス (略)</p> <p>セ X i コピキタス定期契約者がその契約の解除と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結したとき又はX i コピキタス一般契約者がその契約の解除と同時に新たにX i コピキタス定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したX i コピキタスの基本使用料の料金種別が、契約の解除があったX i コピキタスの基本使用料の料金種別と同一であるときの累計課金対象データ量は、契約の解除があったX i コピキタスに係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したX i コピキタスに係る累計課金対象データ量を合算して適用します。</p> <p>ソ X i コピキタスに係る基本使用料の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>	(12)の2 X i コピキタスにおける通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が第1種X i コピキタス契約である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～ス (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>								
(13) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。）を構成するX i の契約者回線から、そのX i が属する割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合において、割引回線群に係る契約者回線への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="327 879 1084 1078"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">割引回線群に係る契約者回線への通信</td> <td>通話モードに係るもの</td> <td>その通信（料金月の末日までに終了した通信に限りま す。）に関する料金について、支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>64kb/s デジタル通信モードに係るもの</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額	割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限りま す。）に関する料金について、支払いを要しません。	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。	(13) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るX i のデータ通信モードによる通信の料金のうち、割引回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄及び(14)において同じとします。）を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものをいいます。</p> <p>イ アの規定により、本割引の適用を受けているときは、アに規定するiモード電子メールの送受信に関する料金について、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払を要しません。</p> <p>ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されるときは、この限りではありません。</p>
区 分		割 引 額									
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限りま す。）に関する料金について、支払いを要しません。									
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。									

イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するX i 及びF O M Aのことをいいます。

ウ～エ

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア)～(カ) (略)

カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日からとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。

(ア) 本割引の適用の廃止があったX i について、その廃止があった日を含む料金月に、エに規定する申出があったとき。

(イ) (15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用の廃止があったX i について、その廃止があった日を含む料金月に、複数回線複合割引の適用を受けることとなったとき。

(ウ) F O M Aサービス契約約款に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けているF O M Aに係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、エに規定する申出があったとき。

キ 当社は、本割引の適用を受けているX i について、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) オの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

(エ) その他オに規定する条件を満たさなくなったとき。

ク (略)

ケ 当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのX i について本割引の適用を廃止することがあります。

(ア) (略)

(イ) その割引回線群を構成する割引選択回線が、オの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

コ～シ (略)

ス 当社は、本割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関するX i 契約者若しくはF O M A契約者又はその割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下この欄において「X i 契約者等」といいます。）に対し、そのX i 契約者等が第1（基本使用料）の(5)に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているX i に係る基本使用料割引又は第1（基本使用料）の(6)に規定する特定X i 等のX i に係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に

ウ X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i シンプルプラン（第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。）に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係る通信料について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		割 引 額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限りま す。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/s デジタル通信 モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得 た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

エ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択するX i、X i コピキタス（第2種X i コピキタス契約に限りま
す。）、F O M A及びF O M Aコピキタス（第2種F O M Aコピキタス契約に限りま
す。）のことをいいます。

オ～カ (略)

キ 当社は、カに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア)～(カ) (略)

ク 本割引の適用の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日からとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。

(ア) 本割引の適用の廃止があったX i について、その廃止があった日を含む料金月に、カに規定する申出があったとき。

(イ) (15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用の廃止があったX i について、その廃止があった日を含む料金月に、複数回線複合割引の適用を受けることとなったとき。

(ウ) 2年定期契約に係る通信料月極割引（F O M Aサービス契約約款に規定するものをい
ます。）の適用を受けているF O M Aに係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合
であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、カに規定する申出があったとき。

ケ 当社は、本割引の適用を受けているX i について、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) キの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

(エ) その他キに規定する条件を満たさなくなったとき。

コ (略)

サ 当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全てのX i について本割引の適用を廃止することがあります。

(ア) (略)

(イ) その割引回線群を構成する割引選択回線が、キの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

シ～セ (略)

	<p>係る契約に関する事項を開示することがあります。 (注) (略)</p>								
(14) 削除									
(15) 定期契約等に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	<p>ア 定期契約等に係る通信料月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、総合利用プランを選択しているX i 契約者に係るX i が属する割引回線群(以下この欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定割引回線群に係る契約者回線への通信</td> <td>通話モードに係るもの</td> <td>その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>64kb/s デジタル通信モードに係るもの</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割引額	指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
区 分		割引額							
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。							
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額							

	<p>(注1) (略) (注2) i モード電子メールの本文に記述されたURLから接続した場合の通信(当社が定める通信を除きます。)に関する料金については、セの規定を適用しません。</p>										
(14) 削除											
(15) 定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	<p>ア 定期契約に係る通信料月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、総合利用プランを選択している定期契約者が、本割引の適用を受けているX i のデータ通信モードによる通信の料金のうち、そのX i が属する割引回線群(以下この欄において「指定割引回線群」といいます。)を構成する他の契約者回線のi モード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするi モード電子メールの送受信に関する通信の料金について、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものをいいます。</p> <p>イ アの規定により、本割引の適用を受けているときは、アに規定するi モード電子メールの送受信に関する料金について、2(料金額)の規定にかかわらず、その支払を要しません。 ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくは sp モード機能の利用に係る設定等によりi モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのi モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)又はX i シンプルプラン(第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。)の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、そのX i の契約者回線に係る通信料について、そのX i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">定額料(月額)</th> <th colspan="2">割引額</th> </tr> <tr> <th>(ア)(イ)以外のもの</th> <th>(イ) 指定割引回線群に係る契約者への通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>通話モードに係るもの 64kb/s デジタル通信モードに係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定額料(月額)	割引額		(ア)(イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者への通信				通話モードに係るもの 64kb/s デジタル通信モードに係るもの
区 分	定額料(月額)			割引額							
		(ア)(イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者への通信								
			通話モードに係るもの 64kb/s デジタル通信モードに係るもの								

	<p>イ この欄において指定割引回線群とは、本割引を選択するX i 及びFOMA（同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に係るもの）に限ります。以下この欄及び(16)において「X i 等」といいます。）により構成される回線群をいいます。</p> <p>ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の指定割引回線群（その契約者が提供を受けているX i 等により構成されるもの）に限ります。）を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) そのX i の基本使用料の料金種別が総合利用プラン以外であるとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>オ 本割引の適用の開始は、アに規定する選択があった日からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) FOMA契約を締結する者（FOMAサービス契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けている者に限ります。）が、その契約の解除と同時にX i 契約を締結した場合であって、当該料金月においてウに規定する申出があったとき。</p> <p>(ウ) (13)に規定する複数回線複合割引の適用の廃止があったFOMAについて、その廃止があった日を含む料金月に、ウに規定する申出があったとき。</p> <p>(エ) 複数回線複合割引（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）の適用を受けているFOMAに係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、その契約の締結が</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1361 97 1406 778" rowspan="3">指定割引回線群に係るX i 及びFOMAの数</td> <td data-bbox="1406 97 1525 328">2～30</td> <td data-bbox="1525 97 1682 328">-</td> <td data-bbox="1682 97 1827 328">その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td> <td data-bbox="1827 97 1973 778" rowspan="3">その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。</td> <td data-bbox="1973 97 2119 778" rowspan="3">その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 328 1525 552">31～100</td> <td data-bbox="1525 328 1682 552">税抜額 477 円 (税込額 515.16 円)</td> <td data-bbox="1682 328 1827 552">その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1406 552 1525 778">101～1000</td> <td data-bbox="1525 552 1682 778">税抜額 667 円 (税込額 720.36 円)</td> <td data-bbox="1682 552 1827 778">その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>エ この欄において指定割引回線群とは、本割引を選択するX i 及びFOMA（同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に係るもの）に限ります。以下この欄及び(16)において「X i 等」といいます。）により構成される回線群をいいます。</p> <p>オ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の指定割引回線群（その契約者が提供を受けているX i 等により構成されるもの）に限ります。）を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) そのX i の基本使用料の料金種別がX i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i シンプルプラン以外であるとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>キ 本割引の適用の開始は、アに規定する選択があった日からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) FOMA契約を締結する者（FOMAサービス契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けている者に限ります。）が、その契約の解除と同時にX i 契約を締結した場合であって、当該料金月においてオに規定する申出があったとき。</p> <p>(ウ) (13)に規定する複数回線複合割引の適用の廃止があったFOMAについて、その廃止があった日を含む料金月に、オに規定する申出があったとき。</p> <p>(エ) 複数回線複合割引（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）の適用を受けているFOMAに係る契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、その契約の締結が</p>	指定割引回線群に係るX i 及びFOMAの数	2～30	-	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額	31～100	税抜額 477 円 (税込額 515.16 円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額	101～1000	税抜額 667 円 (税込額 720.36 円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
指定割引回線群に係るX i 及びFOMAの数	2～30	-	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額		その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額									
	31～100	税抜額 477 円 (税込額 515.16 円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額												
	101～1000	税抜額 667 円 (税込額 720.36 円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額												

	<p>あった日を含む料金月に、そのX i についてウに規定する申出があったとき。</p> <p>カ 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他エの規定のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク 当社は、本割引に係る1の指定割引回線群を構成するX i 等に関するX i 契約者若しくはF O M A契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下この欄において「X i 契約者等」といいます。）に対し、そのX i 契約者等が第1（基本使用料）の(5)に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているX i に係る基本使用料割引又は第1（基本使用料）の(6)に規定する特定X i 等のX i に係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成するX i 等に係る契約に関する事項を開示することがあります。</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、国際ショートメッセージ通信、(6)の2の適用を受ける通信、(13)のアの適用を受ける通信（通話モードによるものに限り、(15)のアの適用を受ける通信（通話モードによるものに限り、(20)の適用を受ける通信等とします。</p>		<p>結があった日を含む料金月に、そのX i についてオに規定する申出があったとき。</p> <p>ク 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他エの規定のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ X i を利用することができない期間があった場合の本割引に係る定額料の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>サ コに規定する場合を除き、ウに規定する定額料については日割しませんが、</p>								
(16) 定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けているX i に係る引継繰越額の適用	<p>ア X i 契約者が、(15)に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、そのX i の通信に関する料金については、2（料金額）及び(15)の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、引継繰越額（(11)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>	(16) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているX i に係る引継繰越額の適用	<p>ア X i 契約者が、(15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、そのX i の通信に関する料金については、2（料金額）及び(15)の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、引継繰越額（(11)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>								
(16)の2～(19) (略)	(略)	(16)の2～(19) (略)	(略)								
(20) 付加機能の利用に係る定額通信料の適用等	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、そのX i に係るX i オフィスリンク定額を廃止します。</p> <p>ウ X i を利用することができない期間があった場合のX i オフィスリンク定額に係る定額通信料の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p>	(20) 付加機能の利用に係る定額通信料の適用等	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、別表2（付加機能）に規定する外線発信機能の請求を行ったときは、その機能の利用に係る通信について、請求を行った区分に応じて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「外線発信オプション定額」といいます。）を選択したことになります。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="1355 1045 1989 1212"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定額通信料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外線発信オプション定額</td> <td>タイプA</td> <td>税抜額 500 円（税込額 540 円）</td> </tr> <tr> <td>タイプB</td> <td>税抜額 1,500 円（税込額 1,620 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、そのX i に係るX i オフィスリンク定額及び外線発信オプション定額を廃止します。</p> <p>エ 当社は、外線発信機能の廃止があった場合には、そのX i に係る外線発信オプション定額を廃止します。</p> <p>オ X i を利用することができない期間があった場合のX i オフィスリンク定額及び外線発信オプション定額に係る定額通信料の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p>	区 分		定額通信料（月額）	外線発信オプション定額	タイプA	税抜額 500 円（税込額 540 円）	タイプB	税抜額 1,500 円（税込額 1,620 円）
区 分		定額通信料（月額）									
外線発信オプション定額	タイプA	税抜額 500 円（税込額 540 円）									
	タイプB	税抜額 1,500 円（税込額 1,620 円）									

	エ (略) オ エに規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
(21)～(24) (略)	(略)

2 料金額
2-1 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの
2-2-1 2-2-2 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	20 円 (21.6 円)

2-2-2 相互接続通信に係るもの
(1) (2)以外のもの
ア X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	20 円 (21.6 円)

イ (略)

(2) K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。) への通信に係るものその相互接続通信に伴う K D D I 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	20 円 (21.6 円)

2-3 データ通信モードに係るもの
2-3-1 (略)
2-3-2 X i コピキタス契約に係るもの
表 (略)

2-4 (略)

	カ (略) キ オに規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
(21)～(24) (略)	(略)

2 料金額
2-1 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの
2-2-1 2-2-2 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	36 円 (38.88 円)

2-2-2 相互接続通信に係るもの
(1) (2)以外のもの
ア X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	36 円 (38.88 円)

イ (略)

(2) K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。) への通信に係るものその相互接続通信に伴う K D D I 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	36 円 (38.88 円)

2-3 データ通信モードに係るもの
2-3-1 (略)
2-3-2 第1種 X i コピキタス契約に係るもの
表 (略)

2-4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) (略)

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア X i 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア) 更新期間 (定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。) において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。

(イ) (略)

(ウ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する 2 年定期契約又は F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。

(エ) X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たに定期契約又は F O M A サービス契約約款に規定する 2 年定期契約若しくは F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。

(オ) (略)

イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結するときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。

ウ～カ (略)

キ カの場合において、当社は、その一般契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結するときは、カの規定にかかわらず、フラット型保留解約金の支払を保留し、継続してフラット型保留解約金として登録します。この場合におけるフラット型保留解約金の取扱いについては、F O M A サービス契約約款に定めるところによります。

2 料金額

第3～第4 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金

(1) (略)

(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外

ア X i 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
 (ア) 更新期間において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。

(イ) (略)

(ウ) 総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。

(エ) 第1種 X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(オ) 定期契約又は第1種 X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約 (1 年定期契約を除きます。) 又は第1種 F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。

(カ) 第2種 X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するお便りフォトプランフラットに係る F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。

(キ) (略)

(ク) 第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択) に規定するフリーコースを選択している契約者に係る定期契約の解除があったとき。

(ケ) 契約期間が起算日 (第19条 (定期契約の満了) に規定するものをいいます。) から起算して2年を超えている第2種 X i コピキタス定期契約の解除があったとき。

(コ) F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間 (料金表第1表第3の1 (適用) の(8)の4に定めるものをいいます。) が2年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者から F O M A 契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) 又は X i 契約に係る一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。

イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は第1種 X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結するときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。

ウ～カ (略)

キ カの場合において、当社は、その一般契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結するときは、カの規定にかかわらず、フラット型保留解約金の支払を保留し、継続してフラット型保留解約金として登録します。この場合におけるフラット型保留解約金の取扱いについては、F O M A サービス契約約款に定めるところによります。

2 料金額

第3～第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

基本使用料の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア X i 一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 定期契約を締結する場合及びX i 定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>イ X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス定期契約を締結する場合及びX i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>ウ (略)</p>
(3)~(8) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2、2-3以外のもの

基本使用料の適用	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,240 円)
(2)~(7) (略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (162 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (108 円)

第5 手続きに関する料金

1 適用

基本使用料の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア X i 一般契約又は第2種X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 定期契約又は第2種X i ユビキタス定期契約を締結する場合及びX i 定期契約又は第2種X i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにX i 一般契約又は第2種X i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>イ 第1種X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス定期契約を締結する場合及び第1種X i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>ウ (略)</p>
(3)~(8) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2、2-3以外のもの

基本使用料の適用	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	ア 以外のもの	1 契約ごとに 3,000 円 (3,240 円)
	イ 第2種X i ユビキタス契約に係るもの	1 契約ごとに 2,000 円 (2,160 円)
(2)~(7) (略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100 円 (108 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円 (54 円)

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料
1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) (略)	(略)
(1)の2 通信の条件	ア～イ (略) ウ パケットバック海外オプションを選択している契約者が、料金表第1表第3(通信料)1(適用)の(1)のみに規定する速度制限の適用を受けているときは、国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用します。
(2)～(3) (略)	(略)
(4) データ通信モードに係る国際アウトローミング利用料の適用	ア 当社は、X i 契約者が別表8(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)において事業者名に●が付された外国の電気通信事業者(以下この欄において「 <u>定額対象事業者</u> 」といいます。)が提供する国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信(以下この欄において「 <u>対象通信</u> 」といいます。)に関する料金について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表の規定により算定した額を適用する取扱い(以下「 <u>海外バケ・ホーダイ</u> 」といいます。)を適用します。 (ア) (略) (イ) <u>I S P接続通信</u> に係るもの表(略) イ 対象通信に関する料金については、1のセッションの課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として、アに規定する料金額を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続された対象通信(I S P接続通信(当社が別に定めるプロトコルを使用して行うものをいいます。以下同じとします。))に係るものを除きます。)に係る料金については、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間毎に通信の切断があったものとみなして取り扱います。 ウ～エ (略) オ 当社は、契約者から、第1表第1(基本使用料)の(1)のシ又はスに規定する申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月(以下この欄において「 <u>当該料金月</u> 」といいます。)におけるデータ通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)及びパケット通信モード(F O M Aサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、総合利用プラン又はデータ専用プランの選択があったものとみなして国際アウトローミング利用料を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。 カ～キ (略) (注1)～(注2) (略) (注3) 契約者は、当社がオに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるデー

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料
1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) (略)	(略)
(1)の2 通信の条件	ア～イ (略) ウ パケットバック海外オプションを選択している契約者が料金表第1表第3(通信料)1(適用)の(8)の2のみに規定する128K通信の適用を受けている場合は、国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信の伝送速度は、(1)の規定にかかわらず、128kb/s以下となります。
(2)～(3) (略)	(略)
(4) データ通信モードに係る国際アウトローミング利用料の適用	ア 当社は、X i 契約者又はX i コピキタス契約者が料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するデータ定額パックの適用を受けているときは、別表8(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)において事業者名に●が付された外国の電気通信事業者(以下この欄において「 <u>定額対象事業者</u> 」といいます。)が提供する国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信(以下この欄において「 <u>対象通信</u> 」といいます。)に関する料金について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表の規定により算定した額を適用する取扱い(以下「 <u>海外バケ・ホーダイ</u> 」といいます。)を適用します。 (ア) (略) (イ) iモード等通信に係るもの表(略) イ 対象通信に関する料金については、1のセッションの課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として、アに規定する料金額を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続された対象通信(iモード等通信(別表2(付加機能)に規定するiモード機能の利用に係る通信及びI S P接続通信(iモード機能の利用に係る通信以外の通信であって当社が別に定めるプロトコルを使用して行うものをいいます。))をいいます。以下同じとします。)に係るものを除きます。)に係る料金については、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間毎に通信の切断があったものとみなして取り扱います。 ウ～エ (略) オ 当社は、契約者から、第1表第3(通信料)の(7)のエ又はオに規定する申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月(以下この欄において「 <u>当該料金月</u> 」といいます。)におけるデータ通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)及びパケット通信モード(F O M Aサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る通信(当社が別に定める通信を除きます。)について、当社が定める方法により、データ定額の選択があったものとみなして国際アウトローミング利用料を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。 カ～キ (略) (注1)～(注2) (略) (注3) 契約者は、当社がオに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるデー

	タ通信モード又はパケット通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。
(5)～(6) (略)	(略)
(7) パケットバック海外オプションの適用	<p>ア 当社は、総合利用プラン、データ専用プラン、通則に規定する受付終了プラン（当社のインターネットホームページにて掲示するものに限ります。以下この欄において同じとします。）若しくは当社が別に定めるデータ定額を選択している又はデータ定額に係る共有対象回線（附則に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、別表 2 に規定する sp モード機能（i モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能と同時に提供を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている X i 契約者（当社が指定する X i 契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）が、次表に規定するパケットバック海外オプション選択期間に応じた料金額を適用する取扱い（以下「パケットバック海外オプション」といいます。）を選択したときは、新たな利用開始認証が完了した場合において、別表 8（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のデータ通信モード欄において★又は☆が付された外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信（その利用開始認証後、パケットバック海外オプション選択期間内にセッションの設定があった場合であって、sp モード機能を利用した通信に限ります。）について、第 73 条（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した情報量を、日本国内で利用したとみなして、第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(1)の(1)に規定する累計課金対象データ量に加算します。</p> <p>表（略） イ～エ（略）</p> <p>オ 当社は、パケットバック海外オプションを選択している X i 契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、パケットバック海外オプションを廃止します。</p> <p>(ア) 総合利用プラン、データ専用プラン、通則に規定する受付終了プラン若しくは当社が別に定めるデータ定額を選択していないとき又は共有対象回線でないとき。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>カ オの規定によりパケットバック海外オプションを廃止する場合は、その廃止までにセッションの設定があった対象通信に関する料金について、パケットバック海外オプションの適用対象とします。） (注 1)～(注 2) (略)</p>

第 4 表～第 6 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～14 (略)	(略)

	タ通信モード又はパケット通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。
(5)～(6) (略)	(略)
(7) パケットバック海外オプションの適用	<p>ア 当社は、データ定額バック（第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。）若しくは通則に規定する受付終了プラン（当社のインターネットホームページにて掲示するものに限ります。以下この欄において同じとします。）を選択している又は共有対象回線（第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。）である場合であって、別表 2 に規定する sp モード機能（i モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能と同時に提供を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている X i 契約者（当社が指定する X i 契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）が、次表に規定するパケットバック海外オプション選択期間に応じた料金額を適用する取扱い（以下「パケットバック海外オプション」といいます。）を選択したときは、新たな利用開始認証が完了した場合において、別表 8（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のデータ通信モード欄において★又は☆が付された外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信（その利用開始認証後、パケットバック海外オプション選択期間内にセッションの設定があった場合であって、sp モード機能を利用した通信に限ります。）について、第 73 条（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した情報量を、日本国内で利用したとみなして、第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(7)の(ア)に規定する累計課金対象データ量に加算します。</p> <p>表（略） イ～エ（略）</p> <p>オ 第 1 表第 3（通信料）1（適用）の 8 の(2)で規定するケータイバックを選択している場合は、当社が別に定める端末設備を利用して通信を行ったものとみなして取り扱います。</p> <p>カ 当社は、パケットバック海外オプションを選択している X i 契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、パケットバック海外オプションを廃止します。</p> <p>(ア) データ定額バック若しくは通則に規定する受付終了プランを選択していないとき又は共有対象回線でないとき。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>キ カの規定によりパケットバック海外オプションを廃止する場合は、その廃止までにセッションの設定があった対象通信に関する料金について、パケットバック海外オプションの適用対象とします。） (注 1)～(注 2) (略)</p>

第 4 表～第 6 表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～14 (略)	(略)

15 国際ローミング機能 (略)	(1) X i 及び X i コピキタス (当社が別に定めるものに限るものとし、20 欄に規定する発信制限機能の提供を受けているもの及び L P W A プラン等に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)~(3) (略)
16~19 (略)	(略)
20 番号変換機能 (X i オフィスリンク) (1)~(4) (略)	(1)~(4) (略) (5) X i 契約者は、第 9 種接続装置に係る契約者が X i 等内線番号を登録する場合又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)~(11) (略)
21~30 (略)	(略)
31 番号認証機能 (ドコモ認証オプション) (略)	(1) X i に限り提供します。 (2) (略)
32 ワンナンバー機能 (略)	(1) 次のアからイに該当する X i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定するギガホ又はギガライトを選択していること。 イ sp モード機能の提供を受けていること。 (2)~(6) (略)
33 (略)	(略)

別表 3 ~ 別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 P H S 事業者	電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) に規定する電気通信番号を用いて P H S サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者

15 国際ローミング機能 (略)	(1) X i 及び第 1 種 X i コピキタス (当社が別に定めるものに限るものとし、20 欄に規定する発信制限機能の提供を受けているもの及び L P W A プラン等に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)~(3) (略)
16~19 (略)	(略)
20 番号変換機能 (X i オフィスリンク) (1)~(4) (略)	(1)~(4) (略) (5) X i 契約者は、第 9 種接続装置に係る契約者が X i 等内線番号を登録する場合、外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)~(11) (略)
21~30 (略)	(略)
31 番号認証機能 (ドコモ認証オプション) (略)	(1) X i 又は X i コピキタス (第 2 種 X i コピキタス契約に係るもの) に限り提供します。 (2) (略)
32 ワンナンバー機能 (略)	(1) 次のアからウに該当する X i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプラン (当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるもの) に限り提供します。 イ 料金表第 1 表第 3 (通信料) に規定するデータ定額パック (ケータイパックに係るものを除きます。) を選択又は共有対象回線であること。 ウ sp モード機能の提供を受けていること。 (2)~(6) (略)
33 (略)	(略)

別表 3 ~ 別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 P H S 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて P H S サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者

4 (略)	(略)
-------	-----

(注) (略)

別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)					
アジア地方	(略)					
	ラオス人民民主共和国	Lao Telecommunication Public Company	(略)			
	(略)					
(略)						
オセアニア地方	オーストラリア連邦	(略)	(略)			
	キリバス共和国	Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited	△5	二	△A	△
	クック諸島	(略)	(略)			

4 (略)	(略)
-------	-----

(注) (略)

別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
アジア地方	(略)				
	ラオス人民民主共和国	Lao Telecommunications,	(略)		
	(略)				
(略)					
オセアニア地方	オーストラリア連邦	(略)	(略)		
	(略)				
	クック諸島	(略)	(略)		

	(略)
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)
	(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、△キリバス共和国 (7)、クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニューージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、バブアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし

	(略)
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)
	(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニューージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、バブアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、 <u>コソボ共和国 (7)</u> 、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし

	AeroMobile AS,及びTelenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデラ諸島(7)、マルタ共和国(7) ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
(略)	(略)

	AeroMobile AS,及びTelenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデラ諸島(7)、マルタ共和国(7) ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
(略)	(略)

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アゾレス諸島(3)、イタリア共和国(3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、エストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、キプロス共和国(3)、ギリシャ共和国(3)、クロアチア共和国(3)、サンマリノ共和国(3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国(3)、スペイン(3)、スペイン領北アフリカ(3)、スロバキア共和国(3)、スロベニア共和国(3)、デンマーク王国(3)、ドイツ連邦共和国(3)、トルコ共和国(3)、ノルウェー王国(3)、パチカン市国(3)、ハンガリー(3)、フランス共和国(3)、フィンランド共和国(3)、ブルガリア共和国(3)、ベルギー王国(3)、ポーランド共和国(3)、ポルトガル共和国(3)、マデラ諸島(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク大公国(3)
(略)	(略)

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アゾレス諸島(3)、イタリア共和国(3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、エストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、キプロス共和国(3)、ギリシャ共和国(3)、クロアチア共和国(3)、ゴソボ共和国(3)、サンマリノ共和国(3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国(3)、スペイン(3)、スペイン領北アフリカ(3)、スロバキア共和国(3)、スロベニア共和国(3)、デンマーク王国(3)、ドイツ連邦共和国(3)、トルコ共和国(3)、ノルウェー王国(3)、パチカン市国(3)、ハンガリー(3)、フランス共和国(3)、フィンランド共和国(3)、ブルガリア共和国(3)、ベルギー王国(3)、ポーランド共和国(3)、ポルトガル共和国(3)、マデラ諸島(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク大公国(3)
(略)	(略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年7月31日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成31年4月30日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則 (令和元年5月21日経企第406号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数回線複合割引の割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項の開示、定期契約等に係る通信料月極割引の指定割引回線群を構成するX i等に係る契約に関する事項の開示、無線I Pアクセスサービスに係る特例、無線I Pアクセス定額料に係る特例、付加機能使用料に係る特例及び附則第26項に関する部分については、令和元年5月22日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならないX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(X i ユビキタス契約に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際に、当社が定めるX i サービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

X i コビキタス契約 第1種 X i コビキタス契約 第1種 X i コビキタス一般契約 第1種 X i コビキタス定期契約	X i コビキタス契約 X i コビキタス一般契約 X i コビキタス定期契約
(ギガホ割の適用)	
4 当社は、この改正実施の日から令和元年9月30日の間に、X i の基本使用料の料金種別がギガホであることを当社が最初に確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月から起算して6ヶ月の間に限り、そのX i の基本使用料について、料金表の規定により算定した額から1,000円を減額する取扱い(以下この附則において「ギガホ割」といいます。)を適用します。	
5 料金表第1表第1(基本使用料)の規定によりギガホの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。	
6 当社は、ギガホ割の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、ギガホ割の適用を廃止します。	
(1) 基本使用料の料金種別の変更があったとき。	
(2) 電話番号保管があったとき。	
(3) 契約の解除があったとき(一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合であって、新たに締結したX i 契約の基本使用料の料金種別について継続してギガホを選択するときは除きます。)。	
7 前項の規定によりギガホ割の適用を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までのギガホに係る基本使用料を割引の対象とします。(はじめてスマホ割キャンペーン2の適用)	
8 当社は、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を利用することを当社が確認した場合であって、X i 契約(そのX i 契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限ります。)の基本使用料の料金種別をケータイプラン若しくは第20項に規定するX i カケホーダイプラン(ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)若しくはX i シンプルプランからギガホ若しくはギガライトへ変更又はFOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限ります。)若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この附則において同じとします。)の契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結したことを当社が最初に確認したときは、当社がそのことを確認した日(以下この附則において「適用開始日」といいます。)を含む暦月から起算して12ヶ月の間に限り、そのX i に係る基本使用料から1,000円を減額して適用(以下この附則において「はじめてスマホ割キャンペーン2」といいます。)します。	
9 料金表第1表の規定によりギガホ又はギガライトの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。	
10 当社は、はじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、はじめてスマホ割キャンペーン2の適用を廃止します。この場合において、はじめてスマホ割キャンペーン2の適用を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までのギガホ又はギガライトに係る基本使用料を割引の対象とします。	
(1) 基本使用料の料金種別の変更があったとき。	
(2) X i の電話番号保管があったとき。	
(3) 契約の解除があったとき(一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するときは除きます。)。	
11 経企第1890号(平成30年11月1日)第3項の規定によりウェルカムスマホ割の適用を受けているX i について、基本使用料の料金種別をギガホ又はギガライトへ変更又はそのX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結の日を含む暦月からそのウェルカムスマホ割の適用開始日(経企第1890号(平成30年11月1日)の附則に規定するものをいいます。)を含む暦月の翌暦月から起算して12ヶ月が経過することとなる暦月までの間のギガホ又はギガライトに係る基本使用料について、第8項から前項までの規定を適用します。(無線I Pアクセスサービスに係る特例)	
12 当社は、この改正規定実施の日から令和2年6月30日までの間において、X i 契約の締結又は基本使用料の料金種別の変更により、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する総合利用プラン又はデータ専用プラン(以下この項及び次項において「総合利用プラン等」といいます。)の選択(翌暦月から基本使用料の料金種別を総合利用プラン等へ変更する申出を行った場合を含みます。)があったときは、第74条(無線I Pアクセスサービスの利用等)の規定にかかわらず、そのX i 契約者から無線I Pアクセスサ	

ービスの利用に係る申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、その総合利用プラン等の選択の際に、そのX i においてすでに無線 I P アクセスサービスの提供を受けているとき又はそのX i 契約者から当社に対して無線 I P アクセスサービスの利用に係る申出を行わない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

(無線 I P アクセス定額料に係る特例)

13 当社は、この改正規定実施の日から令和 2 年 6 月 30 日までの間において、総合利用プラン等を選択しているX i に係る無線 I P アクセス定額料の支払いを要しないものとし、料金表第 4 表 (無線 I P アクセス定額料) の 2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。この場合において、前項の規定によりX i 契約者から無線 I P アクセスサービスの利用に係る申出があったものとみなして取り扱う場合は、その取扱いにより当社が無線 I P アクセスサービスの提供を開始した日からこの特例を適用します。

ただし、翌月から基本使用料の料金種別を総合利用プラン等へ変更する申出により前項の規定が適用された場合であって、その申出を行った日を含む暦月の末日までの間にその申出の取消しがあったときは、当社はその取消しがあった日において無線 I P アクセスサービスを廃止するものとし、無線 I P アクセスサービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) の無線 I P アクセスサービス定額料については、この特例を適用しません。

14 当社は、1 のX i について、前項の規定を適用しているときは、料金表第 4 表 (無線 I P アクセス定額料) の 1 (適用) のA の規定を適用しません。

15 料金表通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定により、無線 I P アクセス定額料を日割するときは、第 13 項に規定する額を日割して適用します。

16 当社は、第 13 項に規定する特例の適用を受けているX i について、X i 契約者から無線 I P アクセスサービスを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その特例の適用を廃止します。

(1) 電話番号保管があったとき。

(2) 契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)

17 当社は、前項の規定により第 13 項に規定する特例の適用を廃止するときは、当社が前項の規定に該当することを確認した日の前日までの期間 (特例の適用を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) の無線 I P アクセス定額料について、第 13 項に規定する特例を適用します。

(無線 I P アクセスサービスの提供に関する経過措置)

18 当社は、令和 2 年 6 月 30 日までの間に限り、総合利用プランを選択しているX i 契約者へ無線 I P アクセスサービスを提供するものとします。

(付加機能使用料に係る特例)

19 X i (第 28 条 (付加機能) に規定する対象付加機能の提供を受けているものを除きます。以下この項において同じとします。) の基本使用料の料金種別を総合利用プラン若しくはデータ専用プランへ変更又はX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プラン若しくはデータ専用プランに係るX i 契約を締結する申込みをした場合であって、その申込みと同時に対象付加機能の提供を受けることとなったときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む暦月におけるその対象付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとし、料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する額から減額して適用します。

(X i カケホーダイプラン等に係る経過措置)

20 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 、X i シンプルプラン、X i データプラン (スマホ/タブ) 、X i データプラン (S I Mフリー) 及びX i データプラン (ルーター) (以下この附則において「X i カケホーダイプラン等」といいます。) のX i (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
X i	一般契約に係るもの	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	4,200 円 (4,536 円)

		X i カケホーダイプラン (ケータイ)	3,700 円 (3,996 円)
		X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	4,200 円 (4,536 円)
		X i カケホーダイライトプラン	3,200 円 (3,456 円)
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	2,700 円 (2,916 円)
		X i シンプルプラン	2,480 円 (2,678.4 円)
		X i データプラン (スマホ/タブ)	3,200 円 (3,456 円)
		X i データプラン (S I Mフリー)	3,200 円 (3,456 円)
		X i データプラン (ルーター)	2,700 円 (2,916 円)
	定期契約に係るもの	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700 円 (2,916 円)
		X i カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200 円 (2,376 円)
		X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700 円 (2,916 円)
		X i カケホーダイライトプラン	1,700 円 (1,836 円)
		X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	1,200 円 (1,296 円)
		X i シンプルプラン	980 円 (1,058.4 円)
		X i データプラン (スマホ/タブ)	1,700 円 (1,836 円)
		X i データプラン (S I Mフリー)	1,700 円 (1,836 円)
		X i データプラン (ルーター)	1,200 円 (1,296 円)

イ X i カケホーダイプラン等に係る基本使用料については、料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません

ウ 同一暦月内において、基本使用料の料金種別を X i カケホーダイプラン等に係る料金種別相互間で変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

エ 同一暦月内において、X i カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又は X i カケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった X i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

オ 同一暦月内において、F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る X i 契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった F O M A の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

カ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、(8)に規定するフリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における X i 契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

キ アの表に規定する X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）及び X i データプラン（ルーター）は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ク X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i データプラン（ルーター）に係るX i の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i データプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ケ X i シンプルプランに係るX i の契約者回線に、次に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下この欄において同じとします。）を加算します。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの	720 円(777.6 円)
当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの	220 円(237.6 円)

コ 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は、次に定めるところによります。

基本使用料の割引額（月額）
1,700 円(税込額 1,836 円)

サ X i カケホーダイプラン等（(3)に規定する共有対象回線に係るものを除きます。）から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はX i カケホーダイプラン等（(3)に規定する共有対象回線に係るものを除きます。）に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する額を適用します。

シ 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定するX i データプラン等及び経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプX i 等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 付加機能使用料

ア 1のX i について、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及び i モード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2 以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(1)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除き、料金表第 1 表（料金）第 2（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円（月額）を減額して適用します。

イ 料金表通則第 3 項(料金の計算方法等)及び第 4 項の規定により、付加機能使用料を日割するときは、イに規定する額を日割して適用します。

(3) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20 円 (21.6 円)

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（21.6円）

b a以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	50円（54円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（21.6円）

b X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
X i 通信料	X i への通信	30秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
X i 通信料	X i への通信	15.5秒

B K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るものその相互接続通信に伴うK D D I 株式会社その他相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（21.6円）

(イ) 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料金種別		料金額

		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (38.88円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (38.88円)

b X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
X i デジタル通信料	X i への通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
X i デジタル通信料	X i への通信	8.5秒

B K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り。）への通信に係るものその相互接続通信に伴うK D D I 株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (38.88円)

(ウ) データ通信モードに係るもの

1 課金対象データごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
X i データ通信料		0.6円 (0.648円)

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるX i の場合に準じて料金を適用します。

イ 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホノタブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン（ケータイ）（以下この附則において「対象プラン」といいます。）のX i に係るX i 契約者は、通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信（（3）のアの（ア）及び（イ）（次の（ア）から（ク）のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限り。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、対象プランの選択前又は対象プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。

- (ア) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、料金表第1表（料金）第3（通信料）の(19)の(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。
- (イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。
- (ウ) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。
- (エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
- (オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。
- (カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。
- (キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。
- ウイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、(3)の(ア)及び(イ)に規定する料金を適用します。
- (ア) X i ケホーダイライトプラン又はX i ケホーダイライトプラン（ケータイ）の適用を受けている場合（(ウ)の適用を受ける場合を除きます。）であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信。
- (イ) X i 契約者がイの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。
- エ 改正前の規定により提供されているシングルバック、ファミリーシェアパック、ビジネスシェアパック（以下この附則において「シングルバック等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
- (ア) シングルバック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

① ②以外のもの

区 分		定額通信料（月額）			
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	定額上限データ量	上限回線数	
パ シ ン グ ル バ ッ ク	ファミリーシ ング ル バ ッ ク	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20GB	20
		ウルトラデータLLパック	8,000円 (8,640円)	30GB	20
	ビジネスシ ング ル バ ッ ク	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20GB	10
		ウルトラデータLLパック	8,000円 (8,640円)	30GB	10
ア フ ァ ミ リ ー シ ェ ア バ ッ ク	ウルトラシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30GB	20
	ウルトラシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50GB	20
	ウルトラシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100GB	20
ビ ジ ネ ス シ ェ ア バ ッ ク	ウルトラビジネスシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30GB	20
	ウルトラビジネスシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50GB	20
	ウルトラビジネスシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100GB	30
	ビジネスシェアパック50		37,000円 (39,960円)	50GB	50

ビジネスシェアパック70	51,500円 (55,620円)	70 G B	70
ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100
ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150
ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200
ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000

②ベーシックパック及びビジネスシェアパックに係るもの

区 分			データ量ステップ		定額上限データ量	定額通信料 (月額)	数 上 限 回 線	
						次の税抜額 (かつこ内は税込額)		
シングルパック	ファミリーシ ン	ベーシックパッ ク	ステップ 1	1 G B まで	20 G B	2,900円 (3,132円)	20	
			ステップ 2	1 G B 超え 3 G B まで	20 G B	4,000円 (4,320円)	20	
			ステップ 3	3 G B 超え 5 G B まで	20 G B	5,000円 (5,400円)	20	
			ステップ 4	5 G B 超え 20 G B まで	20 G B	7,000円 (7,560円)	20	
	ル パ ッ ク	ビ ジ ネ ス シ ン グ	ベーシックパッ ク	ステップ 1	1 G B まで	20 G B	2,900円 (3,132円)	20
				ステップ 2	1 G B 超え 3 G B まで	20 G B	4,000円 (4,320円)	20
				ステップ 3	3 G B 超え 5 G B まで	20 G B	5,000円 (5,400円)	20

ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ4	5GB超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20
		ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,200円)	20
		ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (12,960円)	20
ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,200円)	20		

(イ) 次のいずれかに該当するときは、シングルパック等を選択することができません。

① ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するX i の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。以下この附則において同じとします。）のとき。

② ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するX i の契約者名義が法人以外のとき。

(ウ) シングルパック等を選択しているX i 契約者は、(ア) に規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(エ) シングルパック等を選択している契約者は、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(オ) (エ) の規定によるほか、シングルパック等を選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

(カ) (エ) 又は(オ) に規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(キ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているX i の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているシングルパック等に係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この附則において「付与データ量」といいます。））、指定追加データ量、追加データ量又は夕若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(エ) 又は(オ) に規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのX i の契約者回線と間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k通信」といいます。）を適用します。

(ク) (キ) の規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(ケ) 当社は、シングルパック等を選択しているX i 契約者から(エ) 又は(オ) に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量（付与データ量又は夕若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量としま

す。)を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量(キ)の規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。)について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料金種別	料金額
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
Xiデータ通信料	1,000円(1,080円)

(コ) (ア)又は(ケ)に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、Xiを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、Xiの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(サ) 当社は、シングルパック等(ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。)の適用を受けているXiに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量(1GBに満たない部分を除きます。)を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてシングルパック等に係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

(シ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているXiに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量(ケ)に規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。)、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量(以下この欄において「加算後データ量」といいます。)に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

(ソ) 当社は、シングルパック等を選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シングルパック等を廃止します。

- ① Xi契約に係る名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
- ② 契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
- ③ 電話番号保管があったとき。
- ④ ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がXiカケホーダイプラン(ケータイ)、Xiカケホーダイライトプラン(ケータイ)又はXiシンプルプラン(当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限ります。)以外となったとき。

(タ) シングルパック等を選択している契約者は、データ定額共有(共有回線群(共有代表回線(共有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、シングルパック等を選択しているものに限ります。))をいいます。以下この附則において同じとします)及び共有対象回線(共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するXi、Xiコピキタス、FOMA及びFOMAコピキタスのことをいいます。以下この附則において同じとします。))により構成される回線群をいいます。以下この附則において同じとします。)を構成するXi(基本使用料の料金種別がXiカケホーダイプラン等であるものに限ります。)、Xiコピキタス(基本使用料の料金種別がXiデバイスプラス等であるものに限ります。)、FOMA(基本使用料の料金種別がFOMAKケホーダイプラン等であるものに限ります。))及びFOMAKコピキタス(基本使用料の料金種別がFOMAKデバイスプラス等であるものに限ります。))に係る累計課金対象データ量を合算して、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパック等を適用する取扱い)を選択することができます。

(チ) 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線(共有回線群を代表する1のXi又はFOMA(その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限ります。以下この附則において同じとします。))を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、共有代表回線は基本使用料の料金種別が総合利用プランのXi又はFOMAに限ります。

ただし、Xi又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのXi又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者)に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)している他のXi、Xiコピキタス、FOMA又はFOMAKコピキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができ

ません。

(ツ) (チ)の規定によるほか、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。

(テ) 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者がシングルバック等（カに規定するケータイバックを含みます。以下（ト）において同じとします。）を選択していないときは、合わせてベーシックバックを選択したものとみなして取扱いします。

ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

(ト) (テ)の規定により選択したシングルバック等の定額通信料、エの（ア）に係るデータ通信料、カの（ウ）及びカの（エ）に規定する月間累計額については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。

(ナ) 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。

(ニ) データ定額共有の開始は、（タ）に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。

① X i 契約者が、シングルバック等の選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての共有対象回線においてシングルバック等が選択されていないとき。

② データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての共有対象回線においてデータ定額バックが選択されていないとき。

(ヌ) 共有対象回線（基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン等であるものに限ります。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 契約ごとに

料金種別	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定額通信料	500円（540円）

(ネ) (ヌ)に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(ノ) シングルバック等（ウルトラデータLバック、ウルトラデータLパック、ウルトラシェアパック 30、ウルトラビジネスシェアパック 30、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのシングルバック等に係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ハ) 契約者は、（ノ）に規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 共有回線群ごとに

料金種別	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定額通信料	1,000円（1,080円）

(ヒ) FOMAサービス契約約款に規定するベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択しているFOMA契約者が、そのFOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時にベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのFOMA契約に係るベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択している期間の課金対象パケット量とX i 契約に係るベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

(フ) 共有回線群を構成するX i に係る契約者は、共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することあらかじめ同意するものとします。

(ハ) 当社は、X i 契約者から、シングルバック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルバック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(ホ) (ハ)の規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した契約者から、そのX i 契約の締結及びシングルバック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り。）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びF O M A サービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルバック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(注) 契約者は、当社が(ハ)又は(ホ)に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

オ エに規定するシングルバック等の割引の適用は、次に定めるところによります。

(ア) シングルバック等に係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

① シングルバック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限り。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、X i 契約者がベーシックバック又はベーシックシェアバックを選択しているときは、エの（ア）の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(8)に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

サービス ステージ	定額通信料の減額（月額）				
	ベーシックシェアバック（ステップ1）	ベーシックシェアバック（ステップ2）	ベーシックシェアバック（ステップ3）、 ベーシックシェアバック（ステップ4）、 ウルトラシェアバック 30	ウルトラシェアバック 50	ウルトラシェアバック 100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナ ステージ	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

B シングルバックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックバック（ステップ1）	ベーシックバック（ステップ2）	ベーシックバック（ステップ3）、 ベーシックバック（ステップ4）、 ウルトラデータLバック	ウルトラデータLバック
2ndステージ	-	-	100円	200円

3rdステージ	-	-	200円	400円
4thステージ	-	-	600円	600円
プラチナ ステージ	200円	600円	800円	800円

② シングルパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、X i契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの（ア）の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(8)に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）、ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）、ベーシックパック（ステップ4）、ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か月まで	-	-	100円	200円
96か月超え120か月まで	-	-	200円	400円
120か月超え180か月まで	-	-	600円	600円
180か月超	200円	600円	800円	800円

(イ) 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）については、次に定めるところによります。

① 1の共有回線群に係る特定X i等（I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のシングルバック等の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(ア)に規定するシングルバック等に係る定額通信料の月額割引の適用額、(ウ)に規定するシングルバック等に係る定額通信料の割引の割引額及び次表に定める割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定X i等の1契約ごとに

割引額(月額)	
	300円

② ①の場合において、当社は同一料金月内に、特定X i等が①に規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定X i等に係るI P通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。

③ 特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線がI P通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定X i等について、①に定める2を超える特定X i等の数に含めないものとします。

(ウ) シングルバック等に係る定額通信料の割引の適用は、次に定めるところによります。

① シングルバック等の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、シングルバック等を選択する又はシングルバック等に係る共有回線群を構成するX iが特定X i等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その特定X i等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この附則において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用します。この場合において、X i契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i又はF O M Aに限り適用します。

1契約ごとに

区分		データ量 ステップ	割引額	
			対象契約に係る 基本使用料の料 金種別がドコモ光 ミニであるもの	それ以外のもの
シ ン グ ル バ ッ ク	ベーシックパック	ステップ1	100円	100円
		ステップ2	200円	200円
		ステップ3	500円	800円
		ステップ4	500円	800円
	ウルトラデータLパック	－	500円	1,400円
	ウルトラデータL Lパック	－	500円	1,600円
シ ェ ア パ ッ ク	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円
		ステップ2	500円	1,200円
		ステップ3	500円	1,800円

		ステップ4	500円	1,800円	
	ウルトラシェアパック30	－	500円	2,500円	
	ウルトラシェアパック50	－	500円	2,900円	
	ウルトラシェアパック100	－	500円	3,500円	
ア パ ッ ク ビ ジ ネ ス シ ェ	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円	
		ステップ2	500円	1,200円	
		ステップ3	500円	1,800円	
		ステップ4	500円	1,800円	
		ウルトラビジネスシェアパック30	－	500円	2,500円
		ウルトラビジネスシェアパック50	－	500円	2,900円
		ウルトラビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック50	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック70	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック150	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック200	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック250	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック300	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック400	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック500	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック700	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック1000	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック1500	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック2000	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック3000	－	500円	3,500円	

- ② ①の場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じて①に規定する割引を日割りして適用します。
- ③ ②の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じて①に規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ④ ②又は③の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じて①に規定する割引額を

日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、Aに規定する割引額を日割して適用します。

- ⑤ ②から④の規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合、又は1の指定X i 等に係るI P 通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ⑥ 当社は、対象契約に指定X i 等の変更があった場合は、変更があった1の指定X i 等について、①から⑤の規定を適用します。
- ⑦ ①の適用を受けているX i のうち、シングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択しているXi が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する光単独タイプビジネス割の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係る①に規定するシングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から700円減額して適用するものとします。

(工) 定額通信料等に係る月極割引(docomo with2)については、次に定めるところによります。

- ① 定額通信料等に係る月極割引X i の適用を受けている場合であって、次のA及びBの条件（以下この附則において「割引条件」といいます。）を満たすときは、割引条件を満たす日を含む料金月について、次表に定める額を上限とした割引を適用します。

1 契約ごとに

割引額（月額）
1,500円

A 基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること。

B データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、ケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）を選択していること。

- ② 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

- A ①に規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。
- B X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるものを除きます。）。
- C 当社が別に定める端末設備を購入するとき。
- D その他当社が別に定めるとき。

- ③ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。

カ 改正前の規定により提供されているケータイパックの料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(ア) ケータイパックの定額通信料、データ通信料及び定額上限データ量は、次のとおりとします。

- ① 定額通信料

1 契約ごとに

区分	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ケータイパック	300円（324円）

- ② データ通信料

1 課金対象データごとに

料金種別	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）

X i データ通信料（ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。）	0.03 円 (0.0324 円)
上記以外のもの	0.6 円 (0.648 円)

③ 定額上限データ量

1 契約ごとに

区 分	定額上限データ量
ケータイパック	2 G B

(イ) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケータイ）又はX i カケホーダイライトプラン（ケータイ）を選択していないときは、ケータイパックを選択することができません。

(ウ) ケータイパックにデータ通信料の適用は次のとおりとします。

① 料金月における累計課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から、300 円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が 300 円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

② ケータイパックの適用を受けている X i の契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金については、(ア) の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。

③ 当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認した場合は、当該料金月におけるその通信に係る課金対象データ量に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象データ量として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、(ア) の②に規定する「0.03 円」を「0.6 円」に読み替えて適用します。

(エ) (ア) 及び (ウ) の規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けている X i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。）に関する料金については、4,200 円をその月間累計額とみなして取扱います。

(オ) 当社は、ケータイパックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ケータイパックを廃止します。

① X i 契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

② 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

③ 電話番号保管があったとき。

④ 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX i シンプルプラン（当社が別に定める端末設備を利用して当社が認めるものに限ります。）以外となったとき。

(カ) ケータイパックを選択している場合であって、料金表第 3 表（国際アウトローミング利用料）の 1（適用）に規定するパケットパック海外オプションを選択しているときは、当社が別に定める端末設備を利用して通信を行ったものとみなして取り扱います。

(キ) 当社は、X i 契約者から、ケータイパックの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出の日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、ケータイパックの選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(ク) (キ)の規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した契約者から、その X i 契約の締結及びケータイパックの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出の日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及び F O M A サービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、ケータイパックの選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の

支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(注) 契約者は、当社が(キ)又は(ク)に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

キ 複数回線複合割引(ファミリー割引)の適用は、次に定めるところによります。

(ア) X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)又はX i シンプルプランに係る定期契約を締結しているときは、そのX i が属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		割引額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

(イ) 複数回線複合割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金iモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ク 定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用は、次に定めるところによります。

(ア) X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)若しくはX i シンプルプランに係る定期契約を締結している場合であって次表に規定する定額料を支払ったとき又はX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン(ケータイ)若しくはX i カケホーダイプラン(SIMフリー)に係る定期契約を締結しているときにおいて、そのX i が属する指定割引回線群を構成する他の契約者回線への通信又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分	定 額 料(月額)	割 引 額		
		(ア)(イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者回線への通信	
			通話モードに係るもの	64kb/s デジタル通信モードに係るもの
指定割引回線群に係るX i 及びF O M A の数	2~30 — 31~100 101~1000	— 税抜額 477円 (税込額 515.16円) 税抜額 667円 (税込額 720.36円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額 その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額 その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
				その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額

(イ) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金iモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ケ X i カケホーダイプラン等(共有対象回線に係るものを除きます。)から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又は

X i カケホーダイプラン等（共有対象回線に係るものを除きます。）に係る X i 契約若しくは F O M A サービス契約約款に規定する F O M A 契約の解除と同時に総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その料金種別の変更又は X i 契約の締結の日を含む料金月の通信料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

コ 同一料金月内において、X i カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又は X i カケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった X i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i に係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した X i に係る累計課金対象データ量を合算して次の規定を適用します。

(4) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解約金の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約に係る解約金	9,500 円 (10,260 円)

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

(5) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分	手 数 料 の 額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100 円 (108 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円 (54 円)

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている X i カケホーダイプラン等の X i に係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その X i に係る料金等から 20 円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における F O M A の場合に準じて取扱いします。

(7) X i カケホーダイプラン等の X i に係るフリーコース（定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供条件は次のとおりとします。

ア 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間である場合に限り、その申出を承諾します。

イ 当社は、前項の規定にかかわらず、F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間が 2 年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者が F O M A 契約に係る一般契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）又は X i 契約に係る一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

(イ) その X i に係る基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン等以外であるとき。

(ウ) その X i に係る共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択していないとき。

エ 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

オ 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。
 カ 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約（F O M A カケホータイププラン等に係るものに限ります。）を締結する申出があったときは、その F O M A 契約においてフリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

- (8) X i 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i の場合に準じるものとします。
 (9) 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する X i データプラン等及び経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプ X i 等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
 (10) 別表 2（付加機能）に規定するワンナンバー機能の提供条件は、改正後の規定における X i の場合に準じて取扱います。
 (11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（X i デバイスプラス等に係る経過措置）

21 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている X i デバイスプラス 300 及び X i デバイスプラス 500（以下この附則において「X i デバイスプラス等」といいます。）の X i コピキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i コピキタス	X i コピキタス一般 契約に係るもの	X i デバイスプラス 300	300 円 (324 円)
		X i デバイスプラス 500	1,000 円 (1,080 円)
	X i コピキタス定期 契約に係るもの	X i デバイスプラス 500	500 円 (540 円)

イ アの表に規定する X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ウ X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 に係る X i コピキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i デバイスプラス 300 又は X i デバイスプラス 500 が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i カケホータイププラン（スマホ/タブ）向けに区分されるもの	3,400 円(3,672 円)	2,700 円(2,916 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900 円(3,132 円)	2,200 円(2,376 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいて X i デバイスプラス 500 向けに区分されるもの	700 円(756 円)	-
上記以外のもの	3,400 円(3,672 円)	2,700 円(2,916 円)

エ ウに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインター

ネットホームページにおいて掲示することとします。

オ X i デバイスプラス等に係る基本使用料については、料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

カ 同一暦月内において、X i デバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間で基本使用料の料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

キ X i ユビキタス契約者が、同一暦月内において、X i デバイスプラス 500 に係る X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに X i デバイスプラス 500 に係る X i ユビキタス一般契約を締結又は X i デバイスプラス 500 に係る一般契約の解除と同時に新たに X i デバイスプラス 500 に係る X i ユビキタス定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i ユビキタスの基本使用料の料金種別が、契約の解除があった X i ユビキタスの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

ク X i ユビキタス契約者が、同一暦月内において、F O M A デバイスプラス等に係る F O M A ユビキタス契約の解除と同時に新たに X i デバイスプラス等に係る X i ユビキタス契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した X i ユビキタスの基本使用料の料金種別が、契約の解除があった F O M A ユビキタスの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

ケ 経企第 2408 号（平成 30 年 1 月 24 日）に規定する L T E ユビキタスプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における X i の場合に準じて料金を適用します。

(3) X i ユビキタス定期契約に係る解約金

ア X i ユビキタス定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解約金の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i ユビキタス定期契約に係る解約金	9,500 円 (10,260 円)

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

(4) F O M A サービス契約約款に規定する F O M A デバイスプラス等に係る F O M A ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに締結した X i デバイスプラス等に係る X i ユビキタス定期契約は、契約の解除があったその F O M A ユビキタス定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

(5) X i ユビキタス契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i カケホーダイプラン等に係る X i の場合に準じるものとします。

(6) X i ユビキタス契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i の場合に準じるものとします。

(7) 経企第 2408 号（平成 30 年 1 月 24 日）に規定する L T E ユビキタスプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

22 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 4 項を次のように改めます。

(1) 第 1 号に次のイを加えます。

イ X i データプラン等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又は X i データプラン等に係る X i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合プランの選択があったものとみなして、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する額を適用します。

(2) 第 2 号のオを次のように改めます。

オ X i データプラン等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又は X i データプラン等に係る X i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、料金表第 1 表第 3（通信料）に規定する額を適用します。

- (3) 第 8 号を次のように改めます。
- (8) X i データプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプ X i 等及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する X i カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (4) 第 10 号を次のように改めます。
- (10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i カケホーダイプラン等に係る X i の場合に準じるものとします。
- (5) 第 11 号中、「(1)から(10)」を「(1)から(11)」に改め、同号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の一号を加えます。
- (11) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定に X i の場合に準じるものとします。
- 23 経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）の附則第 4 項を次のように改めます。
- (1) 第 4 項中「旧プラン X i 」を「タイプ X i 等」に改めます。
- (2) 第 1 号を次のように改めます。
- ア ウを次のように改めます。
- ウ タイプ X i 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する X i データプラン等及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する X i カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- イ カを次のように改めます。
- カ タイプ X i 等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はタイプ X i 等に係る X i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合プランの選択があったものとみなして、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する額を適用します。
- (3) 第 2 号を次のとおり改めます。
- ア ウの（イ）中「定期契約に係る通信料月極割引」を「定期契約等に係る通信料月極割引」に改めます。
- イ 次のエを加えます。
- エ タイプ X i 等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はタイプ X i 等に係る X i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、料金表第 1 表第 3（通信料）に規定する額を適用します。
- (4) 第 3 号のイ中「経過期間（（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 4 に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）が、）を「経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算した期間をいいます。以下同じとします。））」に改めます。
- (5) 第 6 号を次のように改めます。
- (6) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i カケホーダイプラン等に係る X i の場合に準じるものとします。
- (6) 第 8 号中、「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の一号を加えます。
- (8) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i の場合に準じるものとします。
- 24 経企第 2149 号（平成 29 年 12 月 19 日）の附則第 3 項を次のように改めます。
- (1) 第 3 項中「総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）を除きます。）」を「X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）及び X i シンプルプラン（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）」に改めます。
- (2) 第 2 号を次のように改めます。
- (2) 当社は、データ定額パック（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係る X i 又は共有対象回線（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定するものをいいます。）である X i が、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日

(U25 応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者又は共有代表回線(経企第406号(令和元年5月21日)に規定するものをいいます。)に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

(3) 第3号の(ア)を次のように改めます。

(ア) 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。

(4) 第4号中「総合利用プラン」を「割引対象プラン」に改めます。

(5) 第5号を次のように改めます。

(5) 削除

25 経企第2408号(平成30年1月24日)の附則第3項を次のように改めます。

(1) 第3号を次のように改めます。

(3) 契約者は、支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i デバイスプラス等の場合に準じるものとします。

(2) 第6号中、「(1)から(5)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とし、第5号の次に次の二号を加えます。

(6) L T E ユビキタスプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i デバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(7) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとします。

26 経企第489号(平成30年5月18日)の附則第3項第2号及び第3号を次のように改めます。

(2) 削除

(3) 削除

27 経企第1890号(平成30年11月1日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中「12料金月の間」を「12料金月の間(以下この附則において「割引適用期間」といいます。)」に改めます。

(2) 第5項に次の一号を加えます。

(4) 経企第406号(令和元年5月21日)に規定するはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けることとなるとき。

(注) 第8項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの割引の適用開始を終了する日の30日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 一般契約</p> <p> 第8条 (略)</p> <p> 第9条 一般契約申込の方法</p> <p> 第10条 一般契約申込の承諾</p> <p> 第11条～第15条 (略)</p> <p> 第16条 一般契約者の氏名等の変更の届出</p> <p> 第17条 一般契約に係る名義変更</p> <p> 第18条 一般契約者が行う一般契約の解除</p> <p> 第19条 当社が行う一般契約の解除</p> <p> 第3節 定期契約</p> <p> 第20条 (略)</p> <p> 第21条 定期契約申込の承諾</p> <p> 第21条の2 定期契約の種別の変更</p> <p> 第22条 定期契約の満了</p> <p> 第23条 定期契約の満了に伴う契約の更新等</p> <p> 第24条 (略)</p> <p>第4章 FOMAコピキタス契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 FOMAコピキタス一般契約</p> <p> 第24条の3 (略)</p> <p> 第24条の4 FOMAコピキタス一般契約の申込の承諾</p> <p> 第24条の5～第24条の5の2 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 <u>第1種一般契約</u></p> <p> 第8条 (略)</p> <p> 第9条 <u>第1種一般契約申込の方法</u></p> <p> 第10条 <u>第1種一般契約申込の承諾</u></p> <p> 第11条～第15条 (略)</p> <p> 第16条 <u>第1種一般契約者の氏名等の変更の届出</u></p> <p> 第17条 <u>第1種一般契約に係る名義変更</u></p> <p> 第18条 <u>第1種一般契約者が行う第1種一般契約の解除</u></p> <p> 第19条 <u>当社が行う第1種一般契約の解除</u></p> <p> 第3節 <u>第1種定期契約</u></p> <p> 第20条 (略)</p> <p> 第21条 <u>第1種定期契約申込の承諾</u></p> <p> 第21条の2 <u>第1種定期契約の種別の変更</u></p> <p> 第22条 <u>第1種定期契約の満了</u></p> <p> 第23条 <u>第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等</u></p> <p> 第23条の2 (略)</p> <p> 第4節 <u>第2種一般契約</u></p> <p> 第23条の3 <u>契約の単位</u></p> <p> 第23条の4 <u>第2種一般契約申込の承諾</u></p> <p> 第23条の5 <u>契約者識別番号</u></p> <p> 第23条の6 <u>FOMAの利用の一時中断</u></p> <p> 第23条の7 <u>FOMAの電話番号保管</u></p> <p> 第23条の8 <u>第2種一般契約に係る名義変更</u></p> <p> 第23条の9 <u>第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除</u></p> <p> 第23条の10 <u>当社が行う第2種一般契約の解除</u></p> <p> 第23条の11 <u>その他の提供条件</u></p> <p> 第5節 <u>第2種定期契約</u></p> <p> 第23条の12 <u>契約の単位</u></p> <p> 第23条の13 <u>第2種定期契約申込の承諾</u></p> <p> 第23条の14 <u>第2種定期契約の満了</u></p> <p> 第23条の15 <u>第2種定期契約の満了に伴う契約の更新等</u></p> <p> 第23条の16 <u>定期契約者が行うフリーコースの選択</u></p> <p> 第24条 <u>その他の提供条件</u></p> <p>第4章 FOMAコピキタス契約</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 <u>第1種FOMAコピキタス一般契約</u></p> <p> 第24条の3 (略)</p> <p> 第24条の4 <u>第1種FOMAコピキタス一般契約の申込の承諾</u></p> <p> 第24条の5～第24条の5の2 (略)</p>

第 24 条の 6 契約者が行う F O M A コピキタス一般契約の解除
第 24 条の 7 (略)
第 3 節 F O M A コピキタス定期契約
第 24 条の 8 (略)
第 24 条の 9 F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾
第 24 条の 10 F O M A コピキタス定期契約の満了
第 24 条の 11 F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等
第 24 条の 12～第 24 条の 12 の 2 (略)
第 24 条の 13 契約者が行う F O M A コピキタス定期契約の解除
第 24 条の 14 (略)

第 4 章の 2～第 4 章の 3 (略)
第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約
第 33 条～第 38 条 (略)

第 39 条～第 44 条 削 除

第 9 章 通信
第 1 節 (略)
第 2 節 通信利用の制限
第 59 条 (略)
第 59 条の 2 通信の切断
第 60 条 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)
第 10 章～第 12 章 (略)
第 13 章 雑則
第 81 条の 2～第 82 条の 3 (略)

第 83 条～第 93 条 (略)
第 14 章 (略)
料金表 (略)
別表 (略)
附則 (略)

第 24 条の 6 契約者が行う第 1 種 F O M A コピキタス一般契約の解除
第 24 条の 7 (略)
第 3 節 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約
第 24 条の 8 (略)
第 24 条の 9 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾
第 24 条の 10 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了
第 24 条の 11 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等
第 24 条の 12～第 24 条の 12 の 2 (略)
第 24 条の 13 契約者が行う第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の解除
第 24 条の 14 (略)

第 4 節 第 2 種 F O M A コピキタス一般契約
第 24 条の 15 契約の単位
第 24 条の 16 第 2 種 F O M A コピキタス一般契約申込の方法
第 24 条の 17 第 2 種 F O M A コピキタス一般契約の申込の承諾
第 24 条の 18 契約者識別番号
第 24 条の 19 契約者が行う第 2 種 F O M A コピキタス一般契約の解除
第 24 条の 20 当社が行う第 2 種 F O M A コピキタス一般契約の解除
第 24 条の 21 その他の提供条件

第 5 節 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約
第 24 条の 22 契約の単位
第 24 条の 23 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾
第 24 条の 24 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の満了
第 24 条の 25 第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等
第 24 条の 26 その他の提供条件

第 4 章の 2～第 4 章の 3 (略)
第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約
第 33 条～第 38 条 (略)
第 39 条 その他の提供条件
第 40 条～第 44 条 削 除

第 9 章 通信
第 1 節 (略)
第 2 節 通信利用の制限
第 59 条 (略)
第 59 条の 2 通信の切断
第 60 条 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)
第 10 章～第 12 章 (略)
第 13 章 雑則
第 81 条の 2～第 82 条の 3 (略)
第 82 条の 4 データ量到達通知
第 83 条～第 93 条 (略)

第 14 章 (略)
料金表 (略)
別表 (略)
附則 (略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
1～14 (略)	(略)
15～16 (略)	(略)
17～18 (略)	(略)
19～22 (略)	(略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	用語の意味
1～14 (略)	(略)
15 第1種契約	FOMA契約であって、第2種契約以外のもの
16 第2種契約	FOMA契約であって、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するFOMAカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、FOMAカケホーダイプラン(ケータイ)、FOMAデータプラン(スマホ/タブ)、FOMAデータプラン(ルーター)又はFOMAキッズケータイプラスを選択することができるもの
17 第1種FOMAコピキタス契約	FOMAコピキタス契約であって、第2種FOMAコピキタス契約以外のもの
18 第2種FOMAコピキタス契約	FOMAコピキタス契約であって、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)の2に規定するFOMAデバイスプラス 300又はFOMAデバイスプラス 500を選択することができるもの
19～20 (略)	(略)
21 第1種一般契約	第1種契約であって、第1種定期契約以外のもの
22 第1種一般契約者	当社と第1種一般契約を締結している者
23 第2種一般契約	第2種契約であって、第2種定期契約以外のもの
24 第2種一般契約者	当社と第2種一般契約を締結している者
25～26 (略)	(略)
27 第1種定期契約	第1種契約であって、定期契約となるもの
28 第1種定期契約者	当社と第1種定期契約を締結している者
29～32 (略)	(略)
33 第2種定期契約	第2種契約であって、定期契約となるもの

<u>23～24</u> (略)	(略)
<u>25～26</u> (略)	(略)
<u>27～41</u> (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 FOMA契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 FOMA契約には、次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

2 前項に規定する定期契約には、次の種別があります。

- (1)～(2) (略)

<u>34</u> フリーコース	第2種定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、その契約に係る解約金の支払いを要さないもの
<u>35</u> 第2種定期契約者	当社と第2種定期契約を締結している者
<u>36～37</u> (略)	(略)
<u>38</u> 第1種FOMAコピキタス一般契約	第1種FOMAコピキタス契約であって、第1種FOMAコピキタス定期契約以外のもの
<u>39</u> 第1種FOMAコピキタス一般契約者	当社と第1種FOMAコピキタス一般契約を締結している者
<u>40</u> 第2種FOMAコピキタス一般契約	第2種FOMAコピキタス契約であって、第2種FOMAコピキタス定期契約以外のもの
<u>41</u> 第2種FOMAコピキタス一般契約者	当社と第2種FOMAコピキタス一般契約を締結している者
<u>42～43</u> (略)	(略)
<u>44</u> 第1種FOMAコピキタス定期契約	第1種FOMAコピキタス契約であって、FOMAコピキタス定期契約となるもの
<u>45</u> 第1種FOMAコピキタス定期契約者	当社と第1種FOMAコピキタス定期契約を締結している者
<u>46</u> 第2種FOMAコピキタス定期契約	第2種FOMAコピキタス契約であって、FOMAコピキタス定期契約となるもの
<u>47</u> 第2種FOMAコピキタス定期契約者	当社と第2種FOMAコピキタス定期契約を締結している者
<u>48～62</u> (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 FOMA契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 FOMA契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
- (2) 第2種契約

2 前項に規定する第1種契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種一般契約
- (2) 第1種定期契約

3 前項に規定する第1種定期契約には、次の種別があります。

- (1)～(2) (略)

4 第1項に規定する第2種契約には、次の種別があります。

- (1) 第2種一般契約
- (2) 第2種定期契約

第2節 一般契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(一般契約申込の方法)

第9条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うFOMAサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般契約の申込みをした者がFOMAの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第75条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条、第21条、第24条の4、第24条の9、第24条の28、第83条、第97条の2及び第100条の2において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) (略)

(3) 一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第9条（一般契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) 一般契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与するおそれがある場合又は第91条の2（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(6) 一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(7) (略)

(契約者識別番号)

第11条 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3 (略)

4 前項の規定により、FOMAの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(注1) 一般契約に係る名義変更以前の契約者のいずれかが、第2項の規定により申し出た内容について、事実と反することが判明

第2節 第1種一般契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第1種一般契約を締結します。この場合、第1種一般契約者は、1の第1種一般契約につき1人に限ります。

(第1種一般契約申込の方法)

第9条 第1種一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うFOMAサービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、第1種一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(第1種一般契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種一般契約の申込みをした者がFOMAの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第75条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下第17条、第21条、第23条の4、第23条の8、第24条の4、第24条の9、第24条の17、第24条の28、第83条、第97条の2及び第100条の2において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) (略)

(3) 第1種一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第9条（第1種一般契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第1種一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) 第1種一般契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与するおそれがある場合又は第91条の2（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その第1種一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(6) 第1種一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(7) (略)

(契約者識別番号)

第11条 FOMAの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 第1種一般契約者は、第1種一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3 (略)

4 前項の規定により、FOMAの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種一般契約者に通知します。

(注1) 第1種一般契約に係る名義変更以前の契約者のいずれかが、第2項の規定により申し出た内容について、事実と反するこ

した場合も第3項の規定が適用されます。

(注2) 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定する定額データプランに係る一般契約を締結している者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(請求による契約者識別番号の変更)

第12条 一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属FOMAサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている一般契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(2in1利用)

第13条 一般契約者は、そのFOMA契約に係るFOMAカードを返却し、他のFOMA契約に係るFOMAカードを共用すること(以下「2in1利用」といいます。)ができます。この場合において、その一般契約者が2in1利用を申し出たFOMAを共用FOMA、FOMAカードの共用を受けることとなるFOMAを被共用FOMAといいます。

2~5 (略)

(注) (略)

(FOMAの利用の一時中断)

第14条 当社は、一般契約者から請求があったときは、FOMAの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第14条の2(FOMAの電話番号保管)に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。)を行います。

2 (略)

(FOMAの電話番号保管)

第14条の2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るFOMA(FOMAカードを共用しているものを除きます。以下この条において同じとします。)の電話番号保管(その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのFOMAを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間(以下「電話番号保管期間」といいます。)が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのFOMA契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3~4 (略)

第15条 削除

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第16条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第75条(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。))が発行するFOMAサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属Xiサービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール

とが判明した場合も第3項の規定が適用されます。

(注2) 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定する定額データプランに係る第1種一般契約を締結している者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(請求による契約者識別番号の変更)

第12条 第1種一般契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 第1種一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属FOMAサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第1種一般契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(2in1利用)

第13条 第1種一般契約者は、そのFOMA契約に係るFOMAカードを返却し、他のFOMA契約に係るFOMAカードを共用すること(以下「2in1利用」といいます。)ができます。この場合において、その第1種一般契約者が2in1利用を申し出たFOMAを共用FOMA、FOMAカードの共用を受けることとなるFOMAを被共用FOMAといいます。

2~5 (略)

(注) (略)

(FOMAの利用の一時中断)

第14条 当社は、第1種一般契約者から請求があったときは、FOMAの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第14条の2(FOMAの電話番号保管)に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。)を行います。

2 (略)

(FOMAの電話番号保管)

第14条の2 当社は、第1種一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るFOMA(FOMAカードを共用しているものを除きます。以下この条において同じとします。)の電話番号保管(その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのFOMAを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間(以下「電話番号保管期間」といいます。)が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのFOMA契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを第1種一般契約者に通知します。

3~4 (略)

第15条 削除

(第1種一般契約者の氏名等の変更の届出)

第16条 第1種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第75条(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。))が発行するFOMAサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属Xiサービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール

等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 (略)

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(一般契約に係る名義変更)

第 17 条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、F O M A の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、第 72 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(3) 一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、第 85 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(5) 一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(6) (略)

4 当社は、共用 F O M A に係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用 F O M A の契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

5 一般契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその F O M A の契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

6 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第 18 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2～3 (略)

4 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づく一般契約の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注 1) (略)

(注 2) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定する定額データプランに係る一般契約を締結している者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

(注 3) (略)

(当社が行う一般契約の解除)

第 19 条 当社は、第 53 条（利用停止）第 1 項の規定により F O M A の利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 当社は、一般契約者が第 53 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、F O M A の利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 当社は、一般契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その一般契約を解除するものとします。

等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 (略)

(第 1 種一般契約に係る名義変更)

第 17 条 第 1 種一般契約者は、第 1 種一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 第 1 種一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 第 1 種一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、F O M A の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 1 種一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、第 72 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(3) 第 1 種一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、第 85 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 第 1 種一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(5) 第 1 種一般契約に係る名義変更により新たにその F O M A の契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(6) (略)

4 当社は、共用 F O M A に係る第 1 種一般契約者が第 1 種一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用 F O M A の契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

5 第 1 種一般契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその F O M A の契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

6 (略)

(第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除)

第 18 条 第 1 種一般契約者は、第 1 種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2～3 (略)

4 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づく第 1 種一般契約の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注 1) (略)

(注 2) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定する定額データプランに係る第 1 種一般契約を締結している者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

(注 3) (略)

(当社が行う第 1 種一般契約の解除)

第 19 条 当社は、第 53 条（利用停止）第 1 項の規定により F O M A の利用を停止された第 1 種一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 1 種一般契約を解除することがあります。

2 当社は、第 1 種一般契約者が第 53 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、F O M A の利用停止をしないでその第 1 種一般契約を解除することがあります。

3 当社は、第 1 種一般契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その第 1 種一般契約を解除するものとします。

- 4 当社は、前 2 項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、第 1 項から第 3 項の規定によるほか、契約者又は第 88 条の 4（利用者登録）に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係る F O M A が利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第 3 節 定期契約

（契約の単位）

第 20 条 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1 の定期契約につき 1 人に限ります。

（定期契約申込の承諾）

第 21 条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 （略）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

（1）定期契約の申込みをした者が F O M A の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）（略）

（3）定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

（4）第 9 条（一般契約申込の方法）及び第 24 条（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

（5）ビジネス割 50 に係る定期契約の申込みを行う場合であって、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(5)に規定する定期包括割引の適用を受けているとき。

（6）（略）

（定期契約の種別の変更）

第 21 条の 2 定期契約者は、定期契約の種別の変更に関する請求をすることができません。

（定期契約の満了）

第 22 条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

表（略）

2 第 1 項の規定にかかわらず、X i に係る定期契約（X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る 2 年定期契約（総合利用プランに係るものに限ります。）は、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 前 2 項の規定によるほか、その定期契約が第 23 条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

4 基本使用料の料金種別を総合利用プランからデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更、データ専用プランから総合利用プラン若しくは限定利用プランへ変更、限定利用プランからデータ専用プランへ変更又はデータ専用プランの料金種別相互間で変更した F O M A に係る 2 年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その 2 年定期契約が第 23 条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として前項の規定を適用します。

5 当社は、前 4 項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

（注 1）X i サービス契約約款に規定する X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイプラン（S I Mフリー）、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）若しくは X i シンプルプランに係る定

- 4 当社は、前 2 項の規定により、その第 1 種一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 1 種一般契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、第 1 項から第 3 項の規定によるほか、契約者又は第 88 条の 4（利用者登録）に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その第 1 種一般契約に係る F O M A が利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその第 1 種一般契約を解除するものとします。

第 3 節 第 1 種定期契約

（契約の単位）

第 20 条 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の第 1 種定期契約を締結します。この場合、第 1 種定期契約者は、1 の第 1 種定期契約につき 1 人に限ります。

（第 1 種定期契約申込の承諾）

第 21 条 当社は、第 1 種定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 （略）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

（1）第 1 種定期契約の申込みをした者が F O M A の料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）（略）

（3）第 1 種定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

（4）第 9 条（第 1 種一般契約申込の方法）及び第 23 条の 2（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 1 種定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

（5）ビジネス割 50 に係る第 1 種定期契約の申込みを行う場合であって、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(5)に規定する定期包括割引の適用を受けているとき。

（6）（略）

（第 1 種定期契約の種別の変更）

第 21 条の 2 第 1 種定期契約者は、第 1 種定期契約の種別の変更に関する請求をすることができません。

（第 1 種定期契約の満了）

第 22 条 第 1 種定期契約は、当社がその第 1 種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

表（略）

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 種定期契約（総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限ります。）又は X i に係る定期契約（X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに締結した F O M A に係る 2 年定期契約（総合利用プランに係るものに限ります。）は、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 前 2 項の規定によるほか、その第 1 種定期契約が第 23 条（第 1 種定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

4 当社は、前 3 項に規定する第 1 種定期契約の満了について、当該第 1 種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第 1 種定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

期契約（フリーコースを選択しているものを除きます。）の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結したときは、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(注2) 2年定期契約（フリーコースを選択しているものを除きます。）に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）若しくはFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）からデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したとき、附則に規定するFOMAデータプラン（スマホ／タブ）若しくはFOMAデータプラン（ルーター）から総合利用プラン、データ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAキッズケータイプラスからデータ専用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第5項の規定を適用します。

(注3) 2年定期契約（フリーコースを選択しているものに限りません。）に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）若しくはFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）からデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAデータプラン（スマホ／タブ）若しくはFOMAデータプラン（ルーター）から総合利用プラン、データ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第5項の規定を適用します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第23条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、定期契約の満了日まで前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引を選択しているFOMAに係る2年定期契約について、その契約に係る経過期間（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）が120か月超であるときは、その契約の更新の際に、1年定期契約に更新します。

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第21条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第24条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、2in1の利用、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

(第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第23条 第1種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、第1種定期契約の満了日まで前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に同一種別の第1種定期契約に更新します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引を選択しているFOMAに係る2年定期契約について、その契約に係る経過期間（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）が120か月超であるときは、その契約の更新の際に、1年定期契約に更新します。

3 当社は、前項の規定により、第1種定期契約を更新するときは、第21条（第1種定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第23条の2 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、2in1の利用、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、第1種一般契約の場合に準ずるものとします。

第4節 第2種一般契約

(契約の単位)

第23条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種一般契約を締結します。この場合、第2種一般契約者は、1の第2種一般契約につき1人に限ります。

(第2種一般契約申込の承諾)

第23条の4 当社は、第2種一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種一般契約の申込みをした者がFOMAの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2種一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

- (4) 第9条（第1種一般契約申込の方法）及び第23条の11（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) 第2種一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与するおそれがある場合又は第91条の2（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その第2種一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (6) 第2種一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者識別番号）

第23条の5 FOMAの契約者識別番号は当社が定めるとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 第2種一般契約者は、第2種一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3 当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は第2項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、FOMAの契約者識別番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、FOMAの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種一般契約者に通知します。

（注1）第2種一般契約に係る名義変更以前の契約者のいずれかが、第2項の規定により申し出た内容について、事実と反することが判明した場合も第3項の規定が適用されます。

（注2）データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の3に規定するものをいいます。）を選択しているデータ専用プラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。）に係る第2種一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

（FOMAの利用の一時中断）

第23条の6 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、FOMAの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第23条の7（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。）を行います。

（FOMAの電話番号保管）

第23条の7 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、総合利用プラン又は限定利用プランに係るFOMAの電話番号保管を行います。

ただし、当該第2種一般契約が第24条の16に規定する指定共有X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2 電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのFOMA契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを第2種一般契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（第2種一般契約に係る名義変更）

第23条の8 第2種一般契約者は、第2種一般契約に係る名義変更を請求することができます。

2 第2種一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

	<p>(1) 第2種一般契約に係る名義変更により新たにそのFOMAの契約者になろうとする者が、FOMAの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 第2種一般契約に係る名義変更により新たにそのFOMAの契約者になろうとする者が、第72条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。</p> <p>(3) 第2種一般契約に係る名義変更により新たにそのFOMAの契約者になろうとする者が、第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 第2種一般契約に係る名義変更により新たにそのFOMAの契約者になろうとする者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。</p> <p>(5) 第2種一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。</p> <p>(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>4 第2種一般契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのFOMAの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第70条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。</p> <p>(1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>(2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。</p> <p>(3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>(4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。</p> <p>（第2種一般契約者が行う第2種一般契約の解除）</p> <p>第23条の9 第2種一般契約者は、第2種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ることができます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第2種一般契約が解除されるその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注1）本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。</p> <p>（注2）データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(7)の3に規定するものをいいます。）を選択しているデータ専用プラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。）に係る第2種一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。</p> <p>（注3）本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>（当社が行う第2種一般契約の解除）</p> <p>第23条の10 当社は、第53条（利用停止）第1項の規定によりFOMAの利用を停止された第2種一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種一般契約を解除することがあります。</p> <p>2 当社は、第2種一般契約者が第53条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、FOMAの利用停止をしないでその第2種一般契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、第2種一般契約者が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるときは、その一般契約を解除するものとします。</p> <p>4 当社は、前2項の規定により、その第2種一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種一般契約者にそのことを通知します。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 当社は、第1項から第3項の規定によるほか、契約者又は第88条の4（利用者登録）に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その第2種一般契約に係るFOMAが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその第2種一般契約を解除するものとします。

（その他の提供条件）

第23条の11 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断及び契約者の氏名等の変更の届出の取扱いについては、第1種一般契約の場合に準ずるものとします。

第5節 第2種定期契約

（契約の単位）

第23条の12 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種定期契約を締結します。この場合、第2種定期契約者は、1の第2種定期契約につき1人に限ります。

（第2種定期契約申込の承諾）

第23条の13 当社は、第2種定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種定期契約の申込みをした者がFOMAの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第85条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2種定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第9条（第1種一般契約申込の方法）及び第23条の11（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第2種定期契約の満了）

第23条の14 第2種定期契約は、当社がその第2種定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、第2種定期契約の満了に係る適用については、次のとおりとします。

(1) 第1種定期契約の解除と同時に新たに締結したFOMAに係る第2種定期契約（限定利用プランに係るものを除きます。）は、契約の解除があったその第1種定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(2) X iに係る定期契約（X iサービス契約約款に規定するものをいい、当社が別に定めるものに限り、以下、この項について同じとします。）の解除と同時に新たに締結したFOMAに係る第2種定期契約（限定利用プランに係るものを除きます。）は、契約の解除があったX iに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(3) FOMA契約及びX i契約に係る経過期間（料金表第1表第3（通信料）の1の(7)の5に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はX i契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はX i契約に係る一般契約（X iサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに締結した第2種定期契約（限定利用プランに係るものを除きます。）は、その契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(4) 第2種定期契約者が総合利用プラン又はデータ専用プランから限定利用プランへ料金種別変更を行ったときは、その限定利用プランに係る第2種定期契約は、限定利用プランの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（その限定利用に係る第2種定期契約の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 前2項の規定によるほか、その第2種定期契約が第23条の15（第2種定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

4 当社は、前3項に規定する第2種定期契約の満了について、当該第2種定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定め

る方法により、当該第2種定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

（第2種定期契約の満了に伴う契約の更新等）

第23条の15 第2種定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、第2種定期契約の満了日までに前2項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に同一種別の第2種定期契約に更新します。

3 当社は、第3項の規定により、第2種定期契約を更新するときは、第21条（第1種定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（定期契約者が行うフリーコースの選択）

第23条の16 当社は、第2種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）である場合に限り、その申出を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、FOMA契約及びXi契約に係る経過期間（料金表第1表第3（通信料）の1の(7)の5に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はXi契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はXi契約に係る一般契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、第2種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

(2) そのFOMAに係る基本使用料の料金種別がFOMAKakeホーダイプラン（スマホ/タブ）、FOMAKakeホーダイプラン（ケータイ）、FOMAデータプラン（スマホ/タブ）又はFOMAデータプラン（ルーター）以外であるとき。

(3) そのFOMAに係る共有回線群の共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1の(7)の4に規定するものをいいます。）がフリーコースを選択していないとき。

4 当社は、第2種定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

5 当社は、第2種定期契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

6 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たにXi契約に係る定期契約（Xi契約約款に規定するものをいいます。）を締結する申出があったときは、そのXi契約に係る定期契約において、フリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

（その他の提供条件）

第24条 契約申込の方法、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、第1種一般契約の場合に準ずるものとします。

第4章 FOMAコピキタス契約

第1節 契約の種別

（契約の種別）

第24条の2 FOMAコピキタス契約には、次の種別があります。

(1) 第1種FOMAコピキタス契約

(2) 第2種FOMAコピキタス契約

2 前項に規定する第1種FOMAコピキタス契約には、次の種別があります。

(1) 第1種FOMAコピキタス一般契約

(2) 第1種FOMAコピキタス定期契約

3 第1項に規定する第2種FOMAコピキタス契約には、次の種別があります。

第4章 FOMAコピキタス契約

第1節 契約の種別

（契約の種別）

第24条の2 FOMAコピキタス契約には、次の種別があります。

(1) FOMAコピキタス一般契約

(2) FOMAコピキタス定期契約

第2節 F O M A コピキタス一般契約

(契約の単位)

第24条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のF O M A コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1のF O M A コピキタス一般契約につき1人に限ります。

(F O M A コピキタス一般契約の申込の承諾)

第24条の4 当社は、F O M A コピキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのF O M A コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者がF O M A コピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれあるとき。
- (2) (略)
- (3) F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているF O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第9条(一般契約申込の方法)及び第24条の8(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第24条の5 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の5の2 F O M A コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM 2 M等専用番号(当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。)への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 F O M A コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属F O M A サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているF O M A コピキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場合、又はM 2 M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、F O M A コピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(契約者が行うF O M A コピキタス一般契約の解除)

第24条の6 契約者は、F O M A コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づきF O M A コピキタス一般契約が解除されるときはその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第24条の7 当社は、F O M A コピキタス一般契約のF O M A コピキタスにおけるその他の提供条件(F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。)については、F O M A の場合に準ずるものとしま

(1) 第2種F O M A コピキタス一般契約

(2) 第2種F O M A コピキタス定期契約

第2節 第1種F O M A コピキタス一般契約

(契約の単位)

第24条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第1種F O M A コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1の第1種F O M A コピキタス一般契約につき1人に限ります。

(第1種F O M A コピキタス一般契約の申込の承諾)

第24条の4 当社は、第1種F O M A コピキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種F O M A コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者がF O M A コピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれあるとき。
- (2) (略)
- (3) 第1種F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているF O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第9条(第1種一般契約申込の方法)、第23条の4(第2種一般契約申込の方法)及び第24条の8(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第1種F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

第24条の5 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の5の2 第1種F O M A コピキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM 2 M等専用番号(当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。)への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 第1種F O M A コピキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属F O M A サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第1種F O M A コピキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場合、又はM 2 M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種F O M A コピキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(契約者が行う第1種F O M A コピキタス一般契約の解除)

第24条の6 契約者は、第1種F O M A コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第1種F O M A コピキタス一般契約が解除されるときはその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第24条の7 当社は、第1種F O M A コピキタス一般契約のF O M A コピキタスにおけるその他の提供条件(F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。)については、F O M A の場合に準ずるもの

す。
ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 F O M A コピキタス定期契約

(契約の単位)

第24条の 8 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の F O M A コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の F O M A コピキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾)

第24条の 9 当社は、F O M A コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その F O M A コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者が F O M A コピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第 9 条 (一般契約申込の方法) 及び第 24 条の 14 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

(F O M A コピキタス定期契約の満了)

第24条の 10 F O M A コピキタス定期契約は、当社がその F O M A コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定によるほか、その F O M A コピキタス定期契約が第 24 条の 11 (F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

3 当社は、前 2 項に規定する F O M A コピキタス定期契約の満了について、当該 F O M A コピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該 F O M A コピキタス定期契約者 (当社が定める者を除きます。) に通知します。

(F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第24条の 11 F O M A コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに F O M A コピキタス一般契約又は F O M A コピキタス定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、F O M A コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に F O M A コピキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、F O M A コピキタス定期契約を更新するときは、第 24 条の 9 (F O M A コピキタス定期契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第24条の 12 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の 12 の 2 F O M A コピキタス定期契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 F O M A コピキタス定期契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 F O M A サービス取扱所

とします。
ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第 3 節 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約

(契約の単位)

第24条の 8 当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1 の 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約につき 1 人に限ります。

(第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾)

第24条の 9 当社は、第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者が F O M A コピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) (略)
- (3) 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第 9 条 (第 1 種一般契約申込の方法)、第 23 条の 4 (第 2 種一般契約申込の方法) 及び第 24 条の 14 (その他の提供条件) の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) (略)

(第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了)

第24条の 10 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約は、当社がその 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定によるほか、その 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約が第 24 条の 11 (第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第 1 項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

3 当社は、前 2 項に規定する 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了について、当該 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約者 (当社が定める者を除きます。) に通知します。

(第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第24条の 11 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに F O M A コピキタス一般契約又は F O M A コピキタス定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定により、第 1 種 F O M A コピキタス定期契約を更新するときは、第 24 条の 9 (第 1 種 F O M A コピキタス定期契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第24条の 12 (略)

(請求による契約者識別番号の変更)

第24条の 12 の 2 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は M 2 M 等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 F O M A サービス

に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている F O M A コピキタス定期契約者からのものであると当社が認めた場合、又は M 2 M 等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、F O M A コピキタス定期契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(契約者が行う F O M A コピキタス定期契約の解除)

第24条の13 契約者は、F O M A コピキタス定期契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき F O M A コピキタス定期契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第24条の14 その他の提供条件 (F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている第1種 F O M A コピキタス定期契約者からのものであると当社が認めた場合、又は M 2 M 等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、第1種 F O M A コピキタス定期契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) (略)

(契約者が行う第1種 F O M A コピキタス定期契約の解除)

第24条の13 契約者は、第1種 F O M A コピキタス定期契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第1種 F O M A コピキタス定期契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) (略)

(その他の提供条件)

第24条の14 その他の提供条件 (F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4節 第2種 F O M A コピキタス一般契約

(契約の単位)

第24条の15 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種 F O M A コピキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種 F O M A コピキタス一般契約につき1人に限ります。

(第2種 F O M A コピキタス一般契約申込の方法)

第24条の16 第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う F O M A サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、第2種 F O M A 一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みをするときは、次のいずれかに該当する1の X i (X i サービス契約約款に規定するものをいい、第2種契約に係るものに限ります。) 又は第2種契約に係る F O M A (以下、「指定共有 X i 等」といいます。) を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) その申込みに係る F O M A コピキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。) と同一の割引回線群 (料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(3)に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。) 及び共有回線群 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(7)の3に規定するものをいいます。以下この条に同じとします。) を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(2) その申込みに係る F O M A コピキタス (その契約者名義が法人であるときに限ります。) と同一の共有回線群を構成することとなる X i 又は F O M A であって、その共有回線群の共有代表回線であること。

(第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込の承諾)

第24条の17 当社は、第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者が F O M A コピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第85条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。

- (3) 第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (4) 第24条の16（第2種 F O M A コピキタス一般契約申込の方法）及び第24条の21（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種 F O M A コピキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者識別番号）

第24条の18 F O M A コピキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、第79条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、F O M A コピキタスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、F O M A コピキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者が行う第2種 F O M A コピキタス一般契約の解除）

第24条の19 契約者は、第2種 F O M A コピキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第2種 F O M A コピキタス一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。
- （注）本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

（当社が行う第2種 F O M A コピキタス一般契約の解除）

第24条の20 当社は、第41条（利用停止）第1項の規定により F O M A コピキタスの利用を停止された第2種 F O M A コピキタス一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種 F O M A コピキタス一般契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第2種 F O M A コピキタス一般契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、F O M A コピキタスの利用停止をしないでその第2種 F O M A コピキタス一般契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が第24条の16（第2種 F O M A コピキタス一般契約申込の方法）の規定により指定された指定共有 X i 等について、次のいずれかに該当する場合は、その第2種 F O M A コピキタス一般契約を解除します。
- (1) 第2種契約に係る名義変更があったとき。
- (2) 契約の解除があったとき。
- (3) 第24条の16第3項に該当しないことが判明したとき。

（その他の提供条件）

第24条の21 その他の提供条件（F O M A の電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、F O M A の場合に準ずるものとします。

ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第5節 第2種 F O M A コピキタス定期契約

（契約の単位）

第24条の22 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の第2種 F O M A コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種 F O M A コピキタス定期契約につき1人に限ります。

（第2種 F O M A コピキタス定期契約の申込の承諾）

第24条の23 当社は、第2種 F O M A コピキタス定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種 F O M A コピキタス定期契約の申込みを承諾しないことがあります。

<p>第4章の2 FOMA位置情報契約</p> <p>第24条の27 (略)</p> <p>(FOMA位置情報契約の申込の承諾)</p> <p>第24条の28 当社は、FOMA位置情報契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのFOMA位置情報契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9条(一般契約申込の方法)及び第24条の31(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社が</p>	<p>(1) 第2種FOMAコピキタス定期契約の申込みをした者がFOMAコピキタスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 第85条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 第2種FOMAコピキタス定期契約の申込みをした者と当社との間で締結しているFOMAサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。</p> <p>(4) 第24条の16(第2種FOMAコピキタス一般契約申込の方法)及び第24条の26(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、第2種FOMAコピキタス定期契約の申込みをした者の同意がないとき。</p> <p>(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(第2種FOMAコピキタス定期契約の満了)</p> <p>第24条の24 第2種FOMAコピキタス定期契約は、当社がその第2種FOMAコピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、第2種Xiコピキタス定期契約(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結した第2種FOMAコピキタス定期契約は、契約の解除があったその第2種Xiコピキタス定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>3 前項の規定によるほか、その第1種FOMAコピキタス定期契約が第24条の25(第2種FOMAコピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>4 当社は、前3項に規定する第2種FOMAコピキタス定期契約の満了について、当該第2種FOMAコピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該第2種FOMAコピキタス定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。</p> <p>(第2種FOMAコピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)</p> <p>第24条の25 第2種FOMAコピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はFOMAコピキタス定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、第2種FOMAコピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に第2種FOMAコピキタス定期契約を更新します。</p> <p>3 当社は、前項の規定により、第2種FOMAコピキタス定期契約を更新するときは、第24条の23(第2種FOMAコピキタス定期契約の申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(その他の提供条件)</p> <p>第24条の26 当社は、第2種FOMAコピキタス定期契約のFOMAコピキタスにおけるその他の提供条件(FOMAの電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。)については、FOMAの場合に準ずるものとします。</p> <p>ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</p> <p>第4章の2 FOMA位置情報契約</p> <p>第24条の27 (略)</p> <p>(FOMA位置情報契約の申込の承諾)</p> <p>第24条の28 当社は、FOMA位置情報契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのFOMA位置情報契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9条(第1種一般契約申込の方法)及び第24条の31(その他の提供条件)の規定により提示された書類に係る情報を、</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>その書類の発行元機関へ通知する場合において、F O M A 位置情報契約の申込みをした者の同意がないとき。 (5) (略)</p> <p>第 24 条の 29～第 24 条の 31 (略)</p> <p>(その他の提供条件) 第 24 条の 31 当社は、F O M A 位置情報におけるその他の提供条件 (F O M A の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。 ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</p> <p>第 4 章の 3 (略)</p> <p>第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約</p> <p>第 33 条～第 38 条 (略)</p> <p>第 39 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供) 第 45 条 当社は、F O M A 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用 F O M A に係る契約者は、通話録音機能 (別表 2 に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) に限り、請求することができます。 2～8 (略) 9 当社は、付加機能を提供している F O M A に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表 2 に別段の定めがあるときは、第 17 条 (一般契約に係る名義変更) 又は 23 条の 2 (その他の提供条件) の規定の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。 10 (略)</p> <p>第 46 条～第 47 条 (略)</p> <p>第 6 章 F O M A カードの貸与等 第 1 節 F O M A カードの貸与等</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>(契約者識別番号の登録等) 第 49 条 当社は、次の場合には、F O M A カードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去 (以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。 (1)～(3) (略)</p>	<p>当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、F O M A 位置情報契約の申込みをした者の同意がないとき。 (5) (略)</p> <p>第 24 条の 29～第 24 条の 31 (略)</p> <p>(その他の提供条件) 第 24 条の 31 当社は、F O M A 位置情報におけるその他の提供条件 (F O M A の電話番号保管、<u>定期契約者が行うフリーコースの選択</u>、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。 ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</p> <p>第 4 章の 3 (略)</p> <p>第 4 章の 4 F O M A 特定接続契約</p> <p>第 33 条～第 38 条 (略)</p> <p>(その他の提供条件) 第 39 条 当社は、F O M A 特定接続におけるその他の提供条件 (請求による契約者識別番号の変更、F O M A の利用の一時中断、F O M A の電話番号保管、<u>定期契約者が行うフリーコースの選択</u>、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、F O M A の場合に準ずるものとします。 <u>ただし、F O M A の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</u></p> <p>第 40 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供) 第 45 条 当社は、F O M A 契約者 (F O M A 特定接続契約者を除きます。以下第 2 項において同じとします。) から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用 F O M A に係る契約者は、通話録音機能 (別表 2 に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) に限り、請求することができます。 2～8 (略) 9 当社は、付加機能を提供している F O M A に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表 2 に別段の定めがあるときは、第 17 条 (第 1 種一般契約に係る名義変更) 、23 条の 2 (その他の提供条件) 、<u>第 23 条の 11 (その他の提供条件) 又は第 24 条 (その他の提供条件)</u> の規定の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。 10 (略)</p> <p>第 46 条～第 47 条 (略)</p> <p>第 6 章 F O M A カードの貸与等 第 1 節 F O M A カードの貸与等</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>(契約者識別番号の登録等) 第 49 条 当社は、次の場合には、F O M A カードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去 (以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。 (1)～(3) (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 当社は、前項の規定によるほか、第 11 条（契約者識別番号）第 3 項、第 23 条の 5（契約者識別番号）第 3 項、第 24 条の 12（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 29（契約者識別番号）第 2 項又は第 79 条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第 50 条（略）

第 2 節（略）

第 7 章（略）

第 8 章 利用中止等

（利用中止）

第 51 条 当社は、次の場合には、F O M A サービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2)（略）

(3) 第 11 条（契約者識別番号）第 3 項、第 24 条の 5（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 12（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 29（契約者識別番号）第 2 項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2～3（略）

第 52 条（略）

（利用停止）

第 53 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その F O M A サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった F O M A サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 88 条の 4 及び第 89 条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その F O M A サービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2)（略）

(3) 第 16 条（一般契約者の氏名等の変更の届出）及び第 24 条（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11)（略）

2～3（略）

第 53 条の 2（略）

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

（通信の種類等）

第 54 条 通信には、次の種類があります。

ただし、共用 F O M A に係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス（トランシーバプランを除きます。）に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス（トランシーバプランに限ります。）に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、F O M A 位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、F O M A 特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

2 当社は、前項の規定によるほか、第 11 条（契約者識別番号）第 3 項、第 23 条の 5（契約者識別番号）第 3 項、第 24 条の 5（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 12（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 18（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 29（契約者識別番号）第 2 項又は第 79 条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第 50 条（略）

第 2 節（略）

第 7 章（略）

第 8 章 利用中止等

（利用中止）

第 51 条 当社は、次の場合には、F O M A サービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2)（略）

(3) 第 11 条（契約者識別番号）第 3 項、第 23 条の 5（契約者識別番号）第 3 項、第 24 条の 5（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 12（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 18（契約者識別番号）第 2 項、第 24 条の 29（契約者識別番号）第 2 項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2～3（略）

第 52 条（略）

（利用停止）

第 53 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その F O M A サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった F O M A サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第 88 条の 4 及び第 89 条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その F O M A サービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2)（略）

(3) 第 16 条（第 1 種一般契約者の氏名等の変更の届出）、第 23 条の 2（その他の提供条件）、第 23 条の 11（その他の提供条件）及び第 24 条（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11)（略）

2～3（略）

第 53 条の 2（略）

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

（通信の種類等）

第 54 条 通信には、次の種類があります。

ただし、共用 F O M A に係る通信の種類は、通話モード、64kb/s デジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス（トランシーバプランを除きます。）に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、F O M A ユビキタス（トランシーバプランに限ります。）に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、F O M A 位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、F O M A 特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

表(略)

2 (略)

3 前項に規定する災害等の情報は、第14条の2(FOMAの電話番号保管)、第14条(FOMAの利用の一時中断)、第24条(その他の提供条件)又は第53条(利用停止)の規定にかかわらず、電話番号保管がされている場合、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

4 (略)

第55条～第58条(略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、JWSIMサービス、JWSIM-Oサービス及び回線卸FOMA及び回線卸Xi(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているFOMA(当社がその機関との協議により定めたものに限りします。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることができます。

2～9 (略)

(注1) (略)

(注2) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)、(14)又は(22)の規定に係る通信(通話モードによるものに限りします。)は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することができます。

2 当社は、前項の規定によるほか、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)、(14)若しくは(22)の規定に係る通信(通話モードによるものに限りします。)について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することができます。

第60条(略)

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第59条の2(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

2 パケット通信モード及びトランシーバ通信モードに係る課金対象パケット(FOMA又はFOMAユビキタスに係る契約者回線との間において伝送されるデータ(制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。))を含むパケットをいいます。以下同じとします。)の情報は、当社の機器により測定します。

表(略)

2 (略)

3 前項に規定する災害等の情報は、第14条の2(FOMAの電話番号保管)、第14条(FOMAの利用の一時中断)、第23条の2(その他の提供条件)、第23条の7(FOMAの電話番号保管)、第23条の6(FOMAの利用の一時中断)、第24条(その他の提供条件)又は第53条(利用停止)の規定にかかわらず、電話番号保管がされている場合、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

4 (略)

第55条～第58条(略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、JWSIMサービス、JWSIM-Oサービス及び回線卸FOMA及び回線卸Xi(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているFOMA(当社がその機関との協議により定めたものに限りします。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることができます。

2～9 (略)

(注1) (略)

(注2) FOMA(第2種契約に係るものに限りします。)に係る通信(通話モードによるものに限りします。)又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)のイ、(14)又は(22)の規定に係る通信(通話モードによるものに限りします。)は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第59条の2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することができます。

2 当社は、前項の規定によるほか、第2種契約に係るFOMAに係る通信(通話モードによるものに限りします。)又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)のイ、(14)若しくは(22)の規定に係る通信(通話モードによるものに限りします。)について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することができます。

第60条(略)

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第61条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第59条の2(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。

2 パケット通信モード及びトランシーバ通信モードに係る課金対象パケット(第1種契約若しくは第1種FOMAユビキタス契約又は第2種契約若しくは第2種FOMAユビキタス契約(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するデータ定額パックを選択していないものに限りします。))に係る契約者回線との間において伝送されるデータ(制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。))を含むパケットをいいます。以下同じとします。)又は課金対象データ量(データ定額パックを選択する第2種契約又は第2種FOMAユビキタス契約に係る契約者回線との間において伝送されるデータ(制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。))をいいます。以下同じとします。)の情報は、当社の機器により測定します。

<p>3～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>第64条～第68条 (略)</p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第68条の2 FOMA契約者(FOMAコピキタス契約者、FOMA位置情報契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。)は、FOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>第69条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第75条 FOMA契約者(当社が指定するFOMA契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がFOMAサービスに係る料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、FOMA契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>第11章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>(発信者番号通知等)</p> <p>第81条の2 契約者回線からの通信(当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。ただし、発信者は、FOMA特定接続契約に係る通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 FOMA契約者(基本使用料の料金種別が定額データプランの契約者、FOMAコピキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。)は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。)について、その通信の日時等に関する情報の通知(以下この条において「着信通知」といいます。)を受けることができます。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第10章 料金等 第1節 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>第64条～第68条 (略)</p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第68条の2 FOMA契約者(FOMAコピキタス契約者、FOMA位置情報契約者、<u>FOMA特定接続契約者</u>及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。)は、FOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>第69条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第7節 債権の譲渡等</p> <p>(債権の譲渡等)</p> <p>第75条 FOMA契約者(FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がFOMAサービスに係る料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、FOMA契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>第11章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>(発信者番号通知等)</p> <p>第81条の2 契約者回線からの通信(当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。ただし、発信者は、FOMA特定接続契約に係る通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 FOMA契約者(基本使用料の料金種別が定額データプランの契約者、FOMAコピキタス契約者、FOMA位置情報契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。)は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。)について、その通信の日時等に関する情報の通知(以下この条において「着信通知」といいます。)を受けることができます。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第82条～第82条の2 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者及びFOMACoBiz契約者(トランシーバプランに限ります。))を除きます。)は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

2～3 (略)

第83条～第86条(略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第87条 FOMA契約(FOMA位置情報契約を除きます。以下この条において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)
2 (略)
(注) (略)

第88条(略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)
(注1)～(注3) (略)

(無線IPアクセスサービスの利用等)

第88条の3 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能(ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能の提供を受けているときは、無線IPアクセスサービス(当社の無線IP通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～9 (略)

(利用者登録)

第88条の4 FOMA契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るFOMAサービスを主に利用する者の登録(以下「利用

第82条～第82条の2 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMACoBiz契約者(トランシーバプランに限ります。))及びFOMA特定接続契約者を除きます。)は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

2～3 (略)

(データ量到達通知)

第82条の4 当社は、データ定額パックを選択する第2種契約者又は第2種FOMACoBiz契約者から請求があったときは、その第2種契約又は第2種FOMACoBiz契約に係る契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限りします。)に関する課金対象データの情報量又は累計共有データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(7)の3に規定するものをいいます。)の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。)が当社が別に定める量を超えたときに、その契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。)します。

2 前項に規定する通知は、当社が定める方法により行います。

第83条～第86条(略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第87条 FOMA契約(FOMA位置情報契約及びFOMA特定接続契約を除きます。以下この条において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(6) (略)
2 (略)
(注) (略)

第88条(略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)
(注1)～(注3) (略)

(無線IPアクセスサービスの利用等)

第88条の3 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能(ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能の提供を受けているときは、無線IPアクセスサービス(当社の無線IP通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～9 (略)

(利用者登録)

第88条の4 FOMA契約者(FOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が定める方法に

者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 F O M A 契約者は、その F O M A 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。

(1)～(2) (略)

(3) F O M A 契約者が、その F O M A サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき(第 75 条(債権の譲渡等)の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、第 53 条(利用停止)の規定に基づき F O M A サービスの利用を停止されることがあること、又は第 19 条(当社が行う一般契約の解除)、第 24 条(その他の提供条件)、第 24 条の 7(その他の提供条件)、第 24 条の 14(その他の提供条件)若しくは第 24 条の 31(その他の提供条件)の規定に基づき F O M A サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(6) (略)

7～9 (略)

(注) (略)

第 88 条の 5～第 88 条の 6 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 89 条 契約者は、第 18 条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第 19 条(当社が行う一般契約の解除)又は第 24 条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第 75 条(債権の譲渡等)の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者(B W A アクセササービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 第 19 条又は第 24 条の規定により当社がその F O M A 契約を解除したとき(第 85 条(利用に係る契約者の義務)第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限り、)

(2) (略)

3～4 (略)

第 90 条～第 91 条の 2 (略)

(番号えらべるサービスの利用)

第 91 条の 3 F O M A 契約者は、番号えらべるサービス(当社が定める所属 F O M A サービス取扱所において、F O M A 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

より、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 F O M A 契約者は、その F O M A 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。

(1)～(2) (略)

(3) F O M A 契約者が、その F O M A サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき(第 75 条(債権の譲渡等)の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、第 53 条(利用停止)の規定に基づき F O M A サービスの利用を停止されることがあること、又は第 19 条(当社が行う第 1 種一般契約の解除)、第 23 条の 2(その他の提供条件)、第 23 条の 10(当社が行う第 2 種一般契約の解除)、第 24 条(その他の提供条件)、第 24 条の 7(その他の提供条件)、第 24 条の 14(その他の提供条件)、第 24 条の 21(その他の提供条件)、第 24 条の 26(その他の提供条件)若しくは第 24 条の 31(その他の提供条件)の規定に基づき F O M A サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(6) (略)

7～9 (略)

10 第 4 項の規定によるほか、料金表第 1 表第 3(通信料)の 1(適用)の(7)の 3 に規定する共有回線群を構成する F O M A に係る契約者は、料金表第 1 表第 3(通信料)の 1(適用)の(7)の 3 に規定する共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) (略)

第 88 条の 5～第 88 条の 6 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 89 条 契約者は、第 18 条(第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除)、第 19 条(当社が行う第 1 種一般契約の解除)、第 23 条の 2(その他の提供条件)、第 23 条の 9(第 2 種一般契約者が行う第 2 種一般契約の解除)、第 23 条の 10(当社が行う第 2 種一般契約の解除)又は第 24 条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合(第 75 条(債権の譲渡等)の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者(B W A アクセササービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限り、)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 第 19 条、第 23 条の 2、第 23 条の 10 又は第 24 条の規定により当社がその F O M A 契約を解除したとき(第 85 条(利用に係る契約者の義務)第 2 項又は第 3 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限り、)

(2) (略)

3～4 (略)

第 90 条～第 91 条の 2 (略)

(番号えらべるサービスの利用)

第 91 条の 3 F O M A 契約者(F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、番号えらべるサービス(当社が定める所属 F O M A サービス取扱所において、F O M A 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～3 (略)
(注1)～(注2) (略)

第91条の4 (略)

(おまかせロック等)

第91条の5 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMACピキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。))の一部の機能を停止するための信号及びFOMACカード(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。))の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～8 (略)
(注1)～(注4) (略)

第91条の5～第93条 (略)

第14章 その他のサービス

第94条～第99条 (略)

(回収代行等の承諾等)

第100条 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、有料情報サービス(FOMA等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)
(注) (略)

第100条の2 (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第101条 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMACピキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

料金表

通則

1～14 (略)

15 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのFOMAサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

2～3 (略)
(注1)～(注2) (略)

第91条の4 (略)

(おまかせロック等)

第91条の5 契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMACピキタス契約者、FOMA位置情報契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。))の一部の機能を停止するための信号及びFOMACカード(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。))の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～8 (略)
(注1)～(注4) (略)

第91条の5～第93条 (略)

第14章 その他のサービス

第94条～第99条 (略)

(回収代行等の承諾等)

第100条 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、有料情報サービス(FOMA等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)
(注) (略)

第100条の2 (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第101条 契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMACピキタス契約者、FOMA位置情報契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

料金表

通則

1～14 (略)

15 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのFOMAサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

(2) 第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 24 条（その他の提供条件）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定によりその F O M A 契約が解除されたとき。

16～17（略）

18 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている F O M A サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)（略）

(2) 第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 24 条（その他の提供条件）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定によりその F O M A 契約が解除されたとき。

19～20（略）

（料金等の支払い）

21 契約者は、料金及び工事費について、第 24 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する F O M A サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

22 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

23 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

24 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

25 第 64 条（基本使用料等の支払義務）から第 69 条（工事費の支払義務）までの規定、第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定、第 88 条の 3（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定、第 95 条（番号案内料等の支払義務等）の規定及び第 97 条（情報提供サービス）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 3（通信料）に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 4 表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

26 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

（注 1）第 22 項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

（注 2）当社は、第 26 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の F O M A サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1) F O M A の基本使用料の適用	ア F O M A の基本使用料には、次の料金種別があります。		
	(ア) (イ) 以外のもの		
	区 分	基本使用料の料金種別	
	F O M A	総合利用プラン	(略)

(2) 第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 23 条の 2（その他の提供条件）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定によりその F O M A 契約が解除されたとき。

16～17（略）

18 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている F O M A サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)（略）

(2) 第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 23 条の 2（その他の提供条件）、第 23 条の 10（当社が行う第 2 種一般契約の解除）又は第 24 条（その他の提供条件）の規定によりその F O M A 契約が解除されたとき。

19～20（略）

（料金等の支払い）

21 契約者は、料金及び工事費について、第 23 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費（第 75 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する F O M A サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

22 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

24 第 64 条（基本使用料等の支払義務）から第 69 条（工事費の支払義務）までの規定、第 70 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定、第 88 条の 3（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定、第 95 条（番号案内料等の支払義務等）の規定及び第 97 条（情報提供サービス）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、第 1 表第 3（通信料）に規定する国際ショートメッセージ通信料又は第 4 表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

25 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

（注）当社は、第 25 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の F O M A サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1) F O M A の基本使用料の適用	ア F O M A の基本使用料には、次の料金種別があります。		
	(ア) 第 1 種契約に係るもの		
	① ② 以外のもの		
	区 分	基本使用料の料金種別	
	F O M A	総合利用プラン	(略)

限定利用プラン	キッズケータイプラン
データ専用プラン	(略)

(イ) 共用 F O M A に係るもの
表 (略)

イ F O M A 契約者は、契約の種別に応じてアのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ただし、その F O M A が、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めるときは、限定利用プランを選択することができません。
ウ イの規定にかかわらず、バリュープランの選択については、F O M A サービス取扱所において当社が定める端末設備を F O M A 契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった 1 の F O M A において、選択することができます。
ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更を行うときは、この限りではありません。

エ ウの規定によるほか、バリュープランに係る一般契約又は定期契約を締結している者が、そ

	データ専用プラン	(略)

② 共用 F O M A に係るもの
表 (略)

(イ) 第 2 種契約に係るもの

① 第 2 種一般契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	総合利用プラン	F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
		F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)
	限定利用プラン	F O M A キッズケータイプラス
	データ専用プラン	F O M A データプラン (スマホ/タブ)
F O M A データプラン (ルーター)		

② 第 2 種定期契約に係るもの

区 分	基本使用料の料金種別	
F O M A	総合利用プラン	F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
		F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)
	限定利用プラン	F O M A キッズケータイプラス
	データ専用プラン	F O M A データプラン (スマホ/タブ)
F O M A データプラン (ルーター)		

イ F O M A 契約者は、契約の種別に応じてアのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ イの規定にかかわらず、バリュープランの選択については、F O M A サービス取扱所において当社が定める端末設備を F O M A 契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった 1 の F O M A において、選択することができます。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) バリュープランに係る料金種別相互間の変更を行うとき。

(イ) バリュープランに係る第 1 種契約の解除と同時に新たに第 2 種契約を締結した者が、その第 2 種契約の解除と同時に新たに第 1 種契約 (共用 F O M A に係るものを除きます。) を締結するとき。

エ ウの規定によるほか、バリュープランに係る第 1 種一般契約又は第 1 種定期契約を締結し

	<p>の契約の解除と同時に新たに定期契約又は一般契約を締結するときは、そのF O M Aにおいてバリュースランを選択することができます。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この欄において同じとします。）をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この欄において同じとします。）が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのF O M Aに係る通信をできないようにすることができます。</p> <p>ただし、通話モード、64kb/s デジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した3以内の契約者回線への通信又は第3（通信料）の(7)の2に規定するパケット定額、(13)のイの適用を受ける通信若しくは(14)のアの(イ)の適用を受ける通信等については、この限りではありません。</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>シ 暦月の初日以外に基本使用料の料金種別が限定利用プランに係るF O M A契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、オの規定にかかわらず、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、スの規定を適用します。</p> <p>ス シに規定する場合のほか、定額データプラン 128 K又は限定利用プランに係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>セ～テ (略)</p>			<p>ている者が、その契約の解除と同時に新たに第1種定期契約又は第1種一般契約を締結するときは、そのF O M Aにおいてバリュースランを選択することができます。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この欄において同じとします。）をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この欄において同じとします。）が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのF O M Aに係る通信をできないようにすることができます。</p> <p>ただし、通話モード、64kb/s デジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した3以内の契約者回線への通信又は第3（通信料）の(7)の2に規定するパケット定額、(13)のイの適用を受ける通信若しくは(14)のアの(イ)の適用を受ける通信等については、この限りではありません。</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>シ 暦月の初日以外に基本使用料の料金種別が第2種契約に係るF O M A契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、オの規定にかかわらず、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、スの規定を適用します。</p> <p>ス シに規定する場合を除き、定額データプラン 128 K又は第2種契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>セ～テ (略)</p> <p>ト 第2種契約者（限定利用プランに係る者を除きます。）が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ナ 同一暦月内において、第2種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第2種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結したとき又は第2種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第2種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ニ 同一暦月内において、第2種定期契約（限定利用プランに係るものを除きます。）の解除と同時に新たに第2種一般契約（限定利用プランに係るものを除きます。）を締結したとき又は第2種一般契約（限定利用プランに係るものを除きます。）の解除と同時に新たに第1種定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ヌ 同一暦月内において、F O M Aに係る第2種契約（限定利用プランに係るものを除きます。）の解除と同時に新たに第2種契約（限定利用プランに係るものを除きます。）を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>ネ アの表に規定するF O M Aカケホーダイプラン（ケータイ）又はF O M Aデータプラン（ルーター）は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ト F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ナ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であつて、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ニ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であつて、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>ヌ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>ネ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、<u>限定利用プラン</u>を提供します。</p> <p>(1) 料金表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 又の規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p>		<p>ノ F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）又は F O M A データプラン（ルーター）に係る F O M A の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）又は F O M A データプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、シの規定により基本使用料を日割するときは、500 円を日割して適用します。</p> <p>ハ 第 1 種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第 2 種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）又は新たに X i サービス契約約款に規定する X i 契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、その第 1 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ヒ 第 1 種契約（定額データプランスタンダード 2 又は定額データプラン 128 k に係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第 2 種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であつて、その契約の締結と同時に第 3（通信料）の(7)の 3 に規定するデータ定額バックの選択又は第 3（通信料）の(7)の 4 に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たに X i サービス契約約款に規定する X i 契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であつて、その契約の締結と同時に X i サービス契約約款に規定するデータ定額バックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む暦月について、その第 1 種契約の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>フ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又はフリーコースを選択若しくは廃止する場合であつて、当該月における F O M A 契約の締結及びフリーコースの選択若しくは廃止の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ヘ F O M A キッズケータイプラスの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であつて、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>ホ 契約者は、F O M A キッズケータイプラスの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>マ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、F O M A キッズケータイプラスを提供します。</p> <p>(1) 料金表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。</p> <p>(2) 料金表第 3（通信料）の 1（適用）の(7)の 4 に規定する共有対象回線であるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ホの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>ミ 第 2 種契約者は、限定利用プランから総合利用プランへ料金種別変更を行う場合は、その契約者が行った最初の料金種別変更であると当社が認める場合に限り、その料金種別変更があった日を含む暦月について、その限定利用プランに係る基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>ム 当社は、F O M A キッズケータイプラスに係る F O M A が、共有対象回線として指定され</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(注1)～(注3) (略)</p>		<p>ていないことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る契約者がカケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択したものとみなして取り扱う場合があります。</p> <p>× FOMAキッズケータイプラスに係るFOMAの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下同じとします。）を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、FOMAキッズケータイプラスが選択されているものとみなしてこの規定を適用します。</p> <p>ただし、シの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1422 338 2094 831"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">加 算 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">次の税抜額（かっこ内は税込額）</th> </tr> <tr> <th>一般契約に係るもの</th> <th>定期契約に係るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの</td> <td>3,700円 (3,996円)</td> <td>2,700円 (2,916円)</td> </tr> <tr> <td>当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの</td> <td>3,200円 (3,456円)</td> <td>2,200円 (2,376円)</td> </tr> <tr> <td>当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの</td> <td>2,200円 (2,376円)</td> <td>1,200円 (1,296円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>3,700円 (3,996円)</td> <td>2,700円 (2,916円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>モ 当社は、×に規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲示する方法により説明します。</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p>	区 分	加 算 額		次の税抜額（かっこ内は税込額）		一般契約に係るもの	定期契約に係るもの	当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,700円 (3,996円)	2,700円 (2,916円)	当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの	3,200円 (3,456円)	2,200円 (2,376円)	当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,200円 (2,376円)	1,200円 (1,296円)	上記以外のもの	3,700円 (3,996円)	2,700円 (2,916円)
区 分	加 算 額																					
	次の税抜額（かっこ内は税込額）																					
	一般契約に係るもの	定期契約に係るもの																				
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,700円 (3,996円)	2,700円 (2,916円)																				
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの	3,200円 (3,456円)	2,200円 (2,376円)																				
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,200円 (2,376円)	1,200円 (1,296円)																				
上記以外のもの	3,700円 (3,996円)	2,700円 (2,916円)																				
<p>(1)の2 FOMAユビキタスの基本使用料の適用</p>	<p>ア FOMAユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ FOMAユビキタス契約者（お便りフォトプランフラットを選択している者に限ります。）は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月までの期間について、2（料金額）に規定する</p>	<p>(1)の2 FOMAユビキタスの基本使用料の適用</p>	<p>ア FOMAユビキタスの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第1種FOMAユビキタス契約に係るもの</p> <p>表 (略)</p> <p>(イ) 第2種FOMAユビキタス契約に係るもの</p> <p>① 第2種FOMAユビキタス一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1456 1077 2072 1161"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMAユビキタス</td> <td>FOMAデバイスプラス 300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FOMAデバイスプラス 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 第2種FOMAユビキタス定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1456 1189 2072 1278"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMAユビキタス</td> <td>FOMAデバイスプラス 500</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 第1種FOMAユビキタス契約者（お便りフォトプランフラットを選択している者に限ります。）又は第2種FOMAユビキタス契約者は、その契約の締結があった日を含む暦月から起算して契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があった日を含む暦月</p>	区 分	基本使用料の料金種別	FOMAユビキタス	FOMAデバイスプラス 300		FOMAデバイスプラス 500	区 分	基本使用料の料金種別	FOMAユビキタス	FOMAデバイスプラス 500									
区 分	基本使用料の料金種別																					
FOMAユビキタス	FOMAデバイスプラス 300																					
	FOMAデバイスプラス 500																					
区 分	基本使用料の料金種別																					
FOMAユビキタス	FOMAデバイスプラス 500																					

料金の支払いを要します。

カ 第1種FOMAコピキタス契約（お便りフォトプランフラットに係るものに限ります。）に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に関わらず、日割しませんが、

主～ク（略）

での期間について、2（料金額）に規定する料金の支払いを要します。

カ 暦月の初日以外に第2種FOMAコピキタス契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）したときは、その契約の締結があった暦月の基本使用料について、オの規定にかかわらず、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その契約の締結があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該暦月の末日までに基本使用料の料金種別の変更又は契約の解除があったときは、オの規定を適用します。

キ 第1種FOMAコピキタス契約（お便りフォトプランフラットに係るものに限ります。）又は第2種FOMAコピキタス契約に係る基本使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に関わらず、日割しませんが、

ク～ケ（略）

コ アの表に規定するFOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

サ FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500に係るFOMAコピキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額（対象外機種利用料といいます。以下同じとします。）を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ただし、カの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。

区 分	FOMAデバイスプラス300	FOMAデバイスプラス500
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAカケホーダイプラン（スマホ/タブ）向けに区分されるもの	3,400円 （3,672円）	2,700円 （2,916円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円 （3,132円）	2,200円 （2,376円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデバイスプラス500向けに区分されるもの	700円 （756円）	—
上記以外のもの	3,400円 （3,672円）	2,700円 （2,916円）

シ 当社は、クに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページに掲載する方法により説明します。

ス カの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して加算します。

セ 第2種FOMAコピキタス契約者が、同一暦月内において、料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

ソ 同一暦月内において、第2種FOMAコピキタス定期契約の解除と同時に新たに第2種FOMAコピキタス一般契約を締結又は第2種FOMAコピキタス一般契約の解除と同時に新たに第2種FOMAコピキタス定期契約を締結したときは、その契約の解除が

					<p>あった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>タ 同一暦月内において、第2種 X i コピキタス契約 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) の解除と同時に新たに第2種 F O M A コピキタス契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>チ 当社は、第1種 F O M A コピキタス契約 (お便りフォトプランフラット、定額コピキタスプラン、お便りフォトプラン又はお便りフォトプランフルに係るものに限りです。) の解除と同時に新たに F O M A デバイスプラス 500に係る第2種 F O M A コピキタス契約を締結 (その契約者からの最初の契約であると当社が認める場合に限りです。) するときは、その契約の解除に係る第1種 F O M A コピキタスの当該暦月の基本使用料について、当社が定める方法により、当社が F O M A サービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>ツ (略)</p>
(1)の3 (略)	(略)			(1)の3 (略)	(略)
(2) 総合利用プランの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、総合利用プランの F O M A の基本使用料 (料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、当該暦月のその F O M A 契約に係る経過期間に応じて、次の (ア) 又は (イ) に定める額を減額します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ～サ (略)</p>			(2) 総合利用プランの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、総合利用プランの F O M A (第1種契約に限りです。) の基本使用料 (料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、当該暦月のその F O M A 契約に係る経過期間に応じて、次の (ア) 又は (イ) に定める額を減額します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ F O M A の利用休止に係る再利用の請求があった場合の経過期間は、その利用休止があった月の基本使用料に適用された経過期間 (1か月に満たない部分を除きます。) と再び利用できる状態にした日を含む暦月の翌暦月 (再び利用できる状態にした日が暦月の初日となる場合はその暦月) から起算した経過期間を加えて計算します。</p> <p>オ～シ (略)</p>
(2)の2 (略)	(略)			(2)の2 (略)	(略)
(2)の3 F O M A コピキタスの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、F O M A コピキタスが お便りフォトプランフラットに係る F O M A コピキタス定期契約に係るものであるときは、2 (料金額) に規定するお便りフォトプランフラットの基本使用料の額から500円 (月額) を減額して適用します。</p> <p>イ F O M A コピキタス定期契約の解除と同時に新たにお便りフォトプランフラットに係る F O M A コピキタス一般契約を締結した場合 (その F O M A コピキタス一般契約の締結と同時に(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除きます。) において、その新たに締結した F O M A コピキタス一般契約に係る当該暦月の基本使用料については、アに規定する減額を適用します。</p> <p>ウ～エ (略)</p>			(2)の3 F O M A コピキタスの基本使用料の減額適用	<p>ア 当社は、F O M A コピキタスが お便りフォトプランフラットに係る第1種 F O M A コピキタス定期契約に係るものであるときは、2 (料金額) に規定するお便りフォトプランフラットの基本使用料の額から500円 (月額) を減額して適用します。</p> <p>イ F O M A コピキタス定期契約の解除と同時に新たにお便りフォトプランフラットに係る第1種 F O M A コピキタス一般契約を締結した場合 (その第1種 F O M A コピキタス一般契約の締結と同時に(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除きます。) において、その新たに締結した第1種 F O M A コピキタス一般契約に係る当該暦月の基本使用料については、アに規定する減額を適用します。</p> <p>ウ～エ (略)</p>
(3) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用	<p>ア 複数回線複合割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、割引回線群 (イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄、第3 (通信料) の(10)の2及び(13)において同じとします。) を構成する F O M A の基本使用料 (基本使用料の料金種別が定額データプラン、タイプ2in1 若しくは限定利用プラン) であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。) から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(略)</p> <p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択する F O M A 及び X i のことをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきま</p>			(3) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用	<p>ア 複数回線複合割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、割引回線群 (イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄、第3 (通信料) の(10)の2及び(13)において同じとします。) を構成する F O M A の基本使用料 (料金種別が第1種契約に係るものであって、定額データプラン若しくはタイプ2in1 であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。) から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ 本割引に係る割引選択回線とは、その割引を選択する F O M A 、F O M A コピキタス (第2種 F O M A コピキタス契約に限りです。) 、X i 及び X i コピキタス (第2種 X i コピキタス契約に限りです。) のことをいいます。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきま</p>

	<p>す。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1のFOMA（共用FOMA（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるものを除きます。）に係るものを除きます。）若しくはXiをいいます。以下この欄及び第3（通信料）の(13)において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、Eに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン、タイプ2in1若しくは限定利用プランであるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割引回線群に係る本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。）の数が2以上20以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>シ 当社は、本割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関するFOMA契約者若しくはXi契約者又はその割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下この欄において「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等がXiサービス契約約款に規定する複数回線複数割引等の適用を受けているXiに係る基本使用料割引又は特定Xi等のXiに係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。</p>			<p>す。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1のFOMA（共用FOMA（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるものを除きます。）に係るものを除きます。）若しくはXiをいいます。以下この欄及び第3（通信料）の(10)の2、(13)並びに(13)の2において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、Eに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割引回線群に係る本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。）の数が2以上20以下とならないとき。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p>
(4) (略)	(略)		(4) (略)	(略)
(5) 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用	<p>ア 定期包括割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、契約者からあらかじめ申出のあった割引選択期間及び最低利用額（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているFOMAの基本使用料（料金種別が定額データプラン、タイプ2in1又は限定利用プランであるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 契約者は、その一括請求に係るFOMA（基本使用料の料金種別が定額データプランであるもの又は限定利用プランに係るものを除きます。）及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の当該月における基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。）及び通信に関する料金（FOMAパケットバックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といいます。）があらかじめ申出のあった最低利用額に満たないときは、アの規定にかかわらず、その月間利用額に代えて、その最低利用額からあらかじめ申出のあったアの表の区分に該当する係数をその最低利用額に乗じて得た額を控除した額（当該契約約款に規定する控除可能額、控除残額、繰越額及びパケット繰越額がある場合は、その額を当社が定める方法により適用した後の額とします。）を適用します（一括請求に係る契約者が2以上となる場合は、それぞれの月間利用額に応じた額を適用します。）。</p> <p>エ～ヌ (略)</p>		(5) 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用	<p>ア 定期包括割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、契約者からあらかじめ申出のあった割引選択期間及び最低利用額（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているFOMA（第1種契約に限りま。）の基本使用料（料金種別が定額データプラン若しくはタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 契約者は、その一括請求に係るFOMA（基本使用料の料金種別が定額データプランであるもの又は第2種契約に係るものを除きます。）及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の当該月における基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。）及び通信に関する料金（FOMAパケットバックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といいます。）があらかじめ申出のあった最低利用額に満たないときは、アの規定にかかわらず、その月間利用額に代えて、その最低利用額からあらかじめ申出のあったアの表の区分に該当する係数をその最低利用額に乗じて得た額を控除した額（当該契約約款に規定する控除可能額、控除残額、繰越額及びパケット繰越額がある場合は、その額を当社が定める方法により適用した後の額とします。）を適用します（一括請求に係る契約者が2以上となる場合は、それぞれの月間利用額に応じた額を適用します。）。</p> <p>エ～ヌ (略)</p>

(5)の2～(6) (略)	(略)	(5)の2～(6) (略)	(略)										
(7) 身体障がい者等割引 (ハータ割引) の適用	<p>ア 身体障がい者等割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等 (身体障がい者 (身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者 (療育手帳制度について (昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) 又は特定疾患患者 (特定疾患治療研究事業について (昭和 48 年厚生省衛発 242 号) に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書 (以下特定疾患患者証明書といいます。)) の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) 又は指定難病患者 (難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) 第 7 条第 4 項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) をいいます。以下同じとします。)) が当社と締結している F O M A 等 (一般契約の F O M A 又は F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスであって、基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。)) 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている F O M A 等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 一般契約に係るもの</p> <p>① ②以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="376 691 1055 783"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>② 限定利用プランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="376 831 1055 924"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 500 円 (税込額 524 円)</td> </tr> </table> <p>イ～サ (略)</p>	基本使用料の割引額 (月額)	2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額	基本使用料の割引額 (月額)	税抜額 500 円 (税込額 524 円)	(7) 身体障がい者等割引 (ハータ割引) の適用	<p>ア 身体障がい者等割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等 (身体障がい者 (身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))、知的障がい者 (療育手帳制度について (昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))、精神障がい者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) 又は特定疾患患者 (特定疾患治療研究事業について (昭和 48 年厚生省衛発 242 号) に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書 (以下特定疾患患者証明書といいます。)) の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) 又は指定難病患者 (難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) 第 7 条第 4 項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)) が当社と締結している F O M A 等 (一般契約の F O M A 又は F O M A コピキタス一般契約の F O M A コピキタスであって、基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。)) 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている F O M A 等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 第 1 種一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1413 691 2092 783"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>(イ) 第 2 種一般契約に係るもの</p> <p>① ②以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1413 971 2092 1064"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 1,700 円 (税込額 1,836 円)</td> </tr> </table> <p>② 限定利用プランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1413 1121 2092 1214"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の割引額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 500 円 (税込額 524 円)</td> </tr> </table> <p>イ～サ (略)</p>	基本使用料の割引額 (月額)	2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額	基本使用料の割引額 (月額)	税抜額 1,700 円 (税込額 1,836 円)	基本使用料の割引額 (月額)	税抜額 500 円 (税込額 524 円)
基本使用料の割引額 (月額)													
2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額													
基本使用料の割引額 (月額)													
税抜額 500 円 (税込額 524 円)													
基本使用料の割引額 (月額)													
2 (料金額) の規定の額に 0.60 を乗じて得た額													
基本使用料の割引額 (月額)													
税抜額 1,700 円 (税込額 1,836 円)													
基本使用料の割引額 (月額)													
税抜額 500 円 (税込額 524 円)													
(8) 損害賠償額等の算定に係る適用	F O M A (限定利用プランに係るものを除きます。)) 又は F O M A コピキタスにおいて、第 54 条 (通信の種類等) に規定する通信の種類のうち次のアからウに区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第 64 条 (基本使用料等の支払義務) 第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する支払いを要しない料金及び第 80 条 (責任の制限) 第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に	(8) 損害賠償額等の算定に係る適用	第 1 種契約に係る F O M A 又は F O M A コピキタスにおいて、第 54 条 (通信の種類等) に規定する通信の種類のうち次のアからウに区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第 64 条 (基本使用料等の支払義務) 第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する支払いを要しない料金及び第 80 条 (責任の制限) 第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次のアからウに規定する										

応じて、次のアからウに規定する額とみなします。
 ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランのFOMAについては、イの(ア)に準じて取り扱うこととします。
 ア～イ (略)

2 料金額
 2-1 FOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分					料 金 額 (月額)
					次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	総合利用プラン	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
	限定利用プラン	一般契約に係るもの		キッズケータイプラン	1,000円 (1,080円)
		定期契約に係るもの		キッズケータイプラン	500円 (540円)
	データ専用プラン	(略)		(略)	(略)

額とみなします。
 ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランのFOMAについては、イの(ア)に準じて取り扱うこととします。
 ア～イ (略)

2 料金額
 2-1 FOMAに係るもの
 2-1-1 第1種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分					料 金 額 (月額)
					次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	総合利用プラン	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
	データ専用プラン	(略)		(略)	(略)

2-1-2 第2種契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA	一般契約に係るもの	総合利用プラン	FOMAカケホーダイプラン (スマホ/タブ)	4,200円 (4,536円)
			FOMAカケホーダイプラン (ケータイ)	3,700円 (3,996円)
		限定利用プラン	FOMAキッズケータイプラス	1,000円 (1,080円)
		データ専用プラン	FOMAデータプラン (スマホ/タブ)	3,200円 (3,456円)

2-2 FOMAユビキタスに係るもの
表(略)

2-3 (略)

第2 付加機能使用料
1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)~(3) (略)	(略)

		FOMAデータプラン (ルーター)	2,700円 (2,916円)
定期契約に係るもの	総合利用プラン	FOMAカケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700円 (2,916円)
		FOMAカケホーダイプラン (ケータイ)	2,200円 (2,376円)
	限定利用プラン	FOMAキッズケータイプラス	500円 (540円)
	データ専用プラン	FOMAデータプラン (スマホ/タブ)	1,700円 (1,836円)
		FOMAデータプラン (ルーター)	1,200円 (1,296円)

2-2 FOMAユビキタスに係るもの
2-2-1 第1種FOMAユビキタス契約に係るもの
表(略)
2-2-2 第2種FOMAユビキタス契約に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月 額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAユビキタス	FOMAユビキタス一般契約に係るもの	FOMAデバイスプラス 300	300円 (324円)
		FOMAデバイスプラス 500	1,000円 (1,080円)
	FOMAユビキタス定期契約に係るもの	FOMAデバイスプラス 500	500円 (540円)

2-3 (略)

第2 付加機能使用料
1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)~(3) (略)	(略)

<p>(4) iモード電子メール等 音声文字変換機能に 係る付加機能使用料 の減額適用</p>	<p>ア～ウ（略） Ⅰ 次の場合には、契約の解除があった F O M A 契約を締結した日（その F O M A 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その F O M A 契約を締結した日と当社がみなす日）から継続して F O M A 契約を締結しているものとみなして、アの規定を適用します。 (ア)（略） (イ) その F O M A 契約者が、1 年定期契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき、又は 2 年定期契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。 (ウ)（略）</p>
<p>(5)～(6)（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(7) 付加機能使用料の 31日間減額適用</p>	<p>ア 付加機能使用料の31日間減額適用とは、次の(ア)から(ウ)に規定するものをいいます。 (ア)～(オ)（略） (カ) 1 の F O M A 及び F O M A コピキタスについて、最初に別表 2（付加機能）に規定する情報自動受信機能、「spモードご利用細則」に規定するクラウド容量オプション（追加容量が50GBの場合に限ります。）及び「スゴ得コンテンツご利用規約」に規定するスゴ得コンテンツの提供を同時に受けることとなったときは、その情報自動受信機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払を要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。 ただし、その情報自動受信機能の提供を廃止することになった場合、そのクラウド容量オプション若しくはスゴ得コンテンツの提供を廃止することになった場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。 (キ)～(ケ)（略） イ～ウ（略） Ⅰ 次の場合には、契約の解除があった F O M A 契約を締結した日（その F O M A 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その F O M A 契約を締結した日と当社がみなす日）から継続して F O M A 契約を締結していたものとみなして、アの(ア)から(キ)の規定を適用します。 (ア)（略） (イ) その F O M A 契約者が、1 年定期契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。 (ウ)（略）</p>
<p>(8)～(13)（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(14) パケットトランシーバ 機能に係る付加機能 使用料の適用</p>	<p>ア 別表 2（付加機能）に規定するパケットトランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用を受けている F O M A コピキタスについて、当社が指定する事業所において当社が定める端末設備（当社が定めるものに限ります。以下同じとします。）を F O M A コピキタス契約者又はその関係者が当社が別に定める方法により購入したときは、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額から 800円（月額）を減額して適用します。 イ～エ（略）</p>
<p>2（略） 第 3 通信料</p>	

<p>(4) iモード電子メール等 音声文字変換機能に 係る付加機能使用料 の減額適用</p>	<p>ア～ウ（略） Ⅰ 次の場合には、契約の解除があった F O M A 契約を締結した日（その F O M A 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その F O M A 契約を締結した日と当社がみなす日）から継続して F O M A 契約を締結しているものとみなして、アの規定を適用します。 (ア)（略） (イ) その F O M A 契約者が、1 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき、2 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。 (ウ)（略）</p>
<p>(5)～(6)（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(7) 付加機能使用料の 31日間減額適用</p>	<p>ア 付加機能使用料の31日間減額適用とは、次の(ア)から(ウ)に規定するものをいいます。 (ア)～(オ)（略） (カ) 1 の F O M A 及び F O M A コピキタス（第 2 種コピキタス契約に限ります。）について、最初に別表 2（付加機能）に規定する情報自動受信機能、「spモードご利用細則」に規定するクラウド容量オプション（追加容量が50GBの場合に限ります。）及び「スゴ得コンテンツご利用規約」に規定するスゴ得コンテンツの提供を同時に受けることとなったときは、その情報自動受信機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払を要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。 ただし、その情報自動受信機能の提供を廃止することになった場合、そのクラウド容量オプション若しくはスゴ得コンテンツの提供を廃止することになった場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。 (キ)～(ケ)（略） イ～ウ（略） Ⅰ 次の場合には、契約の解除があった F O M A 契約を締結した日（その F O M A 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その F O M A 契約を締結した日と当社がみなす日）から継続して F O M A 契約を締結していたものとみなして、アの(ア)から(キ)の規定を適用します。 (ア)（略） (イ) その F O M A 契約者が、1 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき、2 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。 (ウ)（略）</p>
<p>(8)～(13)（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(14) パケットトランシーバ 機能に係る付加機能 使用料の適用</p>	<p>ア 別表 2（付加機能）に規定するパケットトランシーバ機能に係る付加機能使用料の適用を受けている F O M A コピキタスについて、当社が指定する事業所において当社が定める端末設備（当社が定めるものに限ります。以下同じとします。）を第 1 種 F O M A コピキタス契約者又はその関係者が当社が別に定める方法により購入したときは、2（料金額）に規定する付加機能使用料の額から 800円（月額）を減額して適用します。 イ～エ（略）</p>
<p>2（略） 第 3 通信料</p>	

1 適用		1 適用	
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア〜カ (略) キ 128k通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン128KのFOMAに係るものである場合、(7)の2に規定するパケット定額の適用を受けている場合に限り、行うことができます。 ク〜ヒ (略) (注1)〜(注2) (略)	(1) 通信の条件	ア〜カ (略) キ 128k通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン128KのFOMAに係るものである場合、(7)の2に規定するパケット定額若しくは(7)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けている場合に限り、行うことができます。 ク〜ヒ (略) (注1)〜(注2) (略)
(2) (略)		(2) (略)	
(3)〜(4) (略)	(略)	(3)〜(4) (略)	(略)
(5)〜(6) (略)		(5)〜(6) (略)	
		(6)の2 第2種契約に係るFOMAの通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの第2種契約に係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（2（料金額）の2-1及び2-2（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限り、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。</p> <p>(イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。</p> <p>(ウ) FOMAサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。</p> <p>(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。</p> <p>(カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>(キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。</p> <p>(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、第2種契約に係るFOMA契約者がアの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるとき、そのFOMA契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信は2（料金額）の2-1及び2-2に規定する料金を適用します。</p> <p>ウ 契約者が、料金表第1表第1（基本使用料）の(1)の1のハの適用を受けるときは、当社が定める方法により当社が継続してFOMAサービスを提供しているものとみなしてアの規定を適用します。</p>
(7) パケット通信モードによる通信の料金の適用	ア〜ウ (略) エ データ専用プラン、共用FOMAに係る総合利用プラン、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報に係る基本使用料の料金種別の変更があった場合又はパケット定額に係る選択等があった場合	(7) パケット通信モードによる通信の料金の適用	ア〜ウ (略) エ データ専用プラン、共用FOMAに係る総合利用プラン、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報に係る基本使用料の料金種別の変更があった場合又はパケット定額若しくはデータ定額パックに

	<p>は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別、パケット定額を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 当社は、契約者から、第 1 表第 1 (基本使用料) の(1)に規定する定額データプランスタンダード 2 への基本使用料の料金種別の変更又は(7)の 2 に規定するパケット定額を選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。) は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月 (以下この欄において「当該料金月」といいます。) におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>キ カの規定によるほか、当社は、X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した契約者であって、その F O M A 契約締結の際にパケット定額を選択を行った者から、そのパケット定額を選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。) は、当該料金月におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) 及びデータ通信モード (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>(注 1) ~ (注 3) (略)</p>		<p>係る選択等があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別、パケット定額若しくはデータ定額バックを選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 当社は、契約者から、第 1 表第 1 (基本使用料) の(1)に規定する定額データプランスタンダード 2 への基本使用料の料金種別の変更又は(7)の 2 に規定するパケット定額若しくはデータ定額バックの選択 (以下「パケット定額を選択等」といいます。) と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。) は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月 (以下この欄において「当該料金月」といいます。) におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択等があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>キ カの規定によるほか、当社は、X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した契約者であって、その F O M A 契約締結の際にパケット定額を選択等を行った者から、そのパケット定額を選択等と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限りです。) は、当該料金月におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) 及びデータ通信モード (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択等があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>(注 1) ~ (注 3) (略)</p>
(7)の 2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。) に係る契約者は、(ア) に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ) の規定により算定した額を適用する取扱い (以下「パケット定額」といいます。) を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びびらくパケ・ホーダイがあり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ア)~(イ) (略)</p> <p>イ~ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	(7)の 2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A (第 1 種契約に係るものであって、共用 F O M A に係るものを除きます。) に係る契約者は、(ア) に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ) の規定により算定した額を適用する取扱い (以下「パケット定額」といいます。) を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びびらくパケ・ホーダイがあり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ア)~(イ) (略)</p> <p>イ~ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
		(7)の 3 第 2 種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第 2 種契約者 (限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。) は、<u>定額通信に係る取扱い ((ア)に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。以下この欄において同じとします。) に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。)</u> 又は四段階定額通信に係る取扱い (F O M A サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額に代えて、当該料金月における累計課金対象データ量 (ク)に規定する指定追加データ量、ケに規定する追加データ量及びタに規定する繰越データ量の利用に係るものを除きます。以下(ア)の表中において同じとします。)に応じて(イ)に規定するステップ(以下「データ量ステップ」といいます。)に係る定額通信料を適用する取扱いをいいます。<u>を選択することができます。この場合において、データ定額バック (定額通信に係る取扱い及び四段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。)</u> には次の(ア)及び(イ)に規定する区分があり、いずれか 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ア) 定額通信に係る取扱い</p>

区 分		定額通信料 (月額)	定額 上限値	上限 回線数	
		次の税抜額 (かっこ内 は税込額)			
シングル パック	ファミリー シングル パック	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	20
		ウルトラデータL L パ ック	8,000円 (8,640円)	30 G B	20
	ビジネス シングル パック	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	10
		ウルトラデータL L パ ック	8,000円 (8,640円)	30 G B	10
ファミ リー シエ アパ ック	ウルトラシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	20
ビジ ネス シエ アパ ック	ウルトラビジネスシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	30
	ビジネスシェアパック50		37,000円 (39,960円)	50 G B	50
	ビジネスシェアパック70		51,500円 (55,620円)	70 G B	70

				ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100
				ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150
				ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200
				ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
				ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
				ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
				ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
				ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
				ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
				ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000
				ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000
				ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000

(イ) 四段階定額通信に係る取扱い

区 分	データ量 ステップ	定額上 限データ 量	定額通信料 (月額)	上 限 回 線 数
			次の税抜額 (かっこ 内は税込額)	

				シングルパック	ファミリーシングルパック	ベーシックパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20	
							ステップ2	1GBを超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20	
							ステップ3	3GBを超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20	
							ステップ4	5GBを超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20	
						ビジネスシングルパック	ベーシックパック	ステップ1	1GBまで	20GB	2,900円 (3,132円)	20
							ステップ2	1GBを超え 3GBまで	20GB	4,000円 (4,320円)	20	
							ステップ3	3GBを超え 5GBまで	20GB	5,000円 (5,400円)	20	
							ステップ4	5GBを超え 20GBまで	20GB	7,000円 (7,560円)	20	
					ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20	
							ステップ2	5GBを超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,720円)	20	
							ステップ3	10GBを超え 15GBまで	30GB	12,000円 (12,960円)	20	
							ステップ4	15GBを超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,200円)	20	
					ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,020円)	20	
							ステップ2	5GBを超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,720円)	20	

	ステップ3	10G B 超え 15G B まで	30G B	12,000円 (12,960円)	20
	ステップ4	15G B 超え 30G B まで	30G B	15,000円 (16,200円)	20

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、データ定額パックを選択することができません。

(ア) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する F O M A の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）のとき。

(イ) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する F O M A の契約者名義が法人以外

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック（以下この欄及び(7)の4において「シングルパック等」といいます。）のいずれか1つを選択していただけます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのシングルパック等の定額通信料の支払いを要しません。

エ データ定額パックを選択している契約者は、アに規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ データ定額パックを選択している第2種一般契約者が、その契約の解除と同時に新たに第2種定期契約を締結したとき又はデータ定額パックを選択している第2種定期契約者がその契約の解除と同時に新たに第2種一般契約を締結したときは、同一区分のデータ定額パックを継続して選択しているものとみなして取り扱います。

カ データ定額パックを選択している F O M A 契約者が、その契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときは、同一区分のデータ定額パックを継続して選択しているものとみなして取り扱います。

キ パケ・ホーダイ、パケ・ホーダイフル、B i z ・ホーダイ、パケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイフラット若しくはらくらくパケ・ホーダイ（以下この欄において「F O M A パケット定額」といいます。）を選択している契約者又は基本使用料の料金種別が定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード、定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン128K（以下この欄において「F O M A 定額データプラン」といいます。）の F O M A に係る契約者が、その契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結した場合であって、その第2種契約の締結と同時にデータ定額パックを選択したとき（その契約者からの最初の選択であると当社が認める場合に限り、）は、当該料金月におけるその契約を解除した F O M A パケット定額に係る当該料金月のパケット通信料若しくは F O M A 定額データプランに係るデータ通信料及び新たに選択したデータ定額パックの当該料金月のデータ通信料について、当社が定める方法により、当社が F O M A サービスを継続して提供したものとみなして計算した額を適用します。

ク データ定額パックを選択している契約者は、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社は、その申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出がデータ量（以下この欄及び(7)の4において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ケ クの規定によるほか、データ定額パックを選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのデータ定額パックに係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この欄及び(7)の4において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

コ ケに規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

サ 当社は、データ定額パックの適用を受けている F O M A の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された 1 G B の合計のデータ量（以下この欄及び(7)の 4 において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（ケに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その F O M A の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄及び(7)の 4 において「128k 通信」といいます。）を適用します。

シ サの規定により 128k 通信の適用を受けている F O M A が行った通信に係る課金対象データについては、第 61 条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

ス 当社は、データ定額パックを選択している契約者からケ又はケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（サの規定により 128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

1 G B ごとに

料 金 種 別	料 金 額
F O M A データ通信料	税抜額 1,000 円 (税込額 1,080 円)

セ ア又はトに規定する定額通信料については日割しませんが、

ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

ソ セの規定にかかわらず、料金月の初日以外に F O M A 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は(7)の 4 に規定する共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。

タ 当社は、データ定額パック（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けている F O M A に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1 G B に満たない部分を除きます。）を繰越データ量としてサ及びシの規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてデータ定額パックに係る区分の変更があったときは当該料金月若しくは翌料金月において(7)の 4 に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

チ 当社は、データ定額パックの適用を受けている F O M A に係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（セに規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量としてサ及びシの規定を適用し

		<p>ます。</p> <p>ツ 当社は、データ定額パックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額パックを廃止します。</p> <p>(ア) 第2種契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。</p> <p>(イ) 契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき。</p> <p>テ データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限り。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ト 契約者は、テに規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 共有回線群ごとに</p> <table border="1" data-bbox="1377 462 2116 582"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定額通信料</td> <td style="text-align: center;">税抜額 1,000円（税込額 1,080円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ナ X i サービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパック(以下この欄において「X i ベーシックパック等」といいます。)を選択している契約者が、その契約の解除と同時に新たにF O M A 契約を締結した場合であって、そのF O M A 契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのX i ベーシックパック等を選択している期間の課金対象データ量とベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。</p> <p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p> <p>ア データ定額パックを選択している契約者は、イに規定するデータ定額共有を選択することができます。</p> <p>イ データ定額共有とは、共有回線群（ウに規定する共有代表回線及びオに規定する共有対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成するX i、X i コピキタス（第2種X i コピキタス契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）、F O M A（第2種契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）及びF O M A コピキタス（第2種F O M A コピキタス契約に係るものに限り。以下この欄において同じとします。）に係る累計課金対象データ量を合算して、ウに規定する共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックを適用する取扱いをいいます。</p> <p>ウ 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線（共有回線群を代表する1のX i又はF O M A（その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限り。））を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、シングルパックに係る共有代表回線は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i又はF O M Aに限り。ただし、X i又はF O M Aの契約者名義が法人である場合であって、そのX i又はF O M Aと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限り。以下この欄において同じとします。））に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している他のX i、X i コピキタス、F O M A又はF O M A コピキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。</p> <p>エ ウの規定によるほか、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。</p> <p>オ データ定額共有における共有対象回線とは、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX</p>	区 分	料金額（月額）	定額通信料	税抜額 1,000円（税込額 1,080円）
区 分	料金額（月額）					
定額通信料	税抜額 1,000円（税込額 1,080円）					

i、X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスのことをいいます。

カ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、シングルバック等（(7)の3に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択していないときは、合わせてベーシックバックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

キ カの規定により選択したシングルバック等の定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。

ク 当社は、F O M A キッズケータイプラスに係る F O M A が、共有対象回線でないことを当社が確認したときは、その F O M A に係る契約者からカ又はキの規定により選択したシングルバック等の廃止の申出があったものとみなして取扱います。

ケ 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することあらかじめ同意するものとします。

コ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。

(ア) 第2種契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、又の規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i、X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。

(イ) データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i、X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。

サ 当社は、共有代表回線の変更の申出があったときは、イの規定に準じて取扱います。

シ 共有対象回線（限定利用プランに係る F O M A 及び F O M A コピキタスを除きます。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
定額通信料	税抜額 500円 (税込額 540円)

ス シに規定する定額通信料については日割しません。

ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

セ スの規定にかかわらず、料金月の初日以外に F O M A 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額バックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額バックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。

ソ 当社は、共有回線群に係る累計課金対象データ量と共有対象回線に係る累計課金対象データ量の合計が、共有代表回線が選択しているデータ定額バックに係る定額上限データ量又は指定追加データ量（当該契約約款に規定する付加データ量を加算する取扱いの適用を受けているとき又は(7)の3の規定により繰越データ量の適用を受けているときは、その定額上限データ量又は指定追加データ量に付加データ量及び繰越データ量を加算したデータ量とします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(7)の3のケの規定により1GB加算オプションの申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その共有回線群

を構成する共有代表回線及び共有対象回線について、128k通信を適用します。
 タ 共有代表回線の契約者は、八に規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量が999GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。

チ 当社はデータ量上限設定オプションの申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月において、その指定を受けた共有代表回線又は共有対象回線の累計課金対象データ量が、データ量上限設定オプションで設定しているデータ量の上限を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（データ量上限設定オプションで設定しているデータ量を超える上限の設定の変更があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）その共有代表回線又は共有対象回線について、128k通信を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けている共有代表回線又は共有対象回線に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。

ツ データ定額共有における(7)の3のク又は(7)の3のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。

ただし、(7)の3のケに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線（FOMAコピキタス又はXiコピキタスに係るものを除きます。）に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

テ 当社は、データ定額パックを選択している契約者が(7)の3のク又は(7)の3のケに規定する申出があった場合であって、当該料金月における共有回線群に係る累計課金対象データ量が、そのデータ定額パックに係る定額上限データ量を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料金種別	料金額
FOMAデータ通信料	税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)

ト 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア) 第2種契約又はFOMAコピキタス契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(イ) 契約の解除があったとき。

(ウ) 又の(ウ)、ネの(ウ)又はノの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ) 電話番号保管があったとき。

ナ トの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。

ニ トの規定により廃止のあったFOMA又はFOMAコピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルパック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パック

		<p>に係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ヌ ウからこの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、第2種X i コピキタス、F O M A (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はF O M A コピキタス(第2種F O M A コピキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。</p> <p>② 申出又は指定のあったF O M A 又はF O M A コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。</p> <p>③ 申出又は指定のあったF O M A に係る基本使用料の料金種別が総合利用プランであるとき。</p> <p>④ 申出又は指定のあったF O M A 又はF O M A コピキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。</p> <p>⑤ 申出又は指定のあったF O M A コピキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。</p> <p>⑥ 申出又は指定のあったF O M A の契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)</p> <p>⑦ 共有回線群を構成するF O M A 又はX i (データ専用プランに係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。</p> <p>⑧ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたとき。</p> <p>⑨ そのX i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>⑩ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ネ ウからこの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) (ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、X i コピキタス、F O M A 又はF O M A コピキタスを、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(ウ) 当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリーシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。</p> <p>② 申出又は指定のあったF O M A 又はF O M A コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>③ 申出又は指定のあった F O M A 又は F O M A コピキタス（その契約者名義が法人であるときを除きます。）が、共有代表回線と同一の割引回線群（(13)に規定するものをいいます。）に属していないとき。</p> <p>④ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めるとき。</p> <p>⑤ その F O M A が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ノ ウからこの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) ビジネスシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、あらかじめ 1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているビジネスシェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。</p> <p>② 申出のあった F O M A 又は F O M A コピキタスが、既に他の共有回線群に属しているとき。</p> <p>③ 申出のあった F O M A 又は F O M A コピキタスと一括請求している他の X i、X i コピキタス、F O M A 又は F O M A コピキタスが同一の共有回線群に属していないとき。</p> <p>④ 申出のあった F O M A 又は F O M A コピキタス（その契約者名義が法人であるときに限ります。）に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）でないとき。</p> <p>⑤ その F O M A が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ハ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線（X i コピキタス、F O M A コピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。）の数に応じて、(7)の 3 のア、ス及びト並びに本欄のサ（指定された共有対象回線に係るものに限ります。）及びシの規定により適用する定額通信料（(7)の 5 に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の 6 に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにテの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）します。</p> <p>ヒ ハに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア) 共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線の契約者は、あらかじめ分割請求の対象となる共有対象回線に係る契約者の同意を得ていただきます。</p> <p>(イ) 分割請求に係る共有対象回線の数は、当社が定める日に測定します。</p> <p>(ウ) 当社は、共有代表回線から分割請求の請求があったときは、その申出があった日を含む料金月から適用します。</p> <p>(エ) 当社は、共有代表回線から分割請求の廃止の申出があったときは、分割請求を廃止します。</p> <p>(オ) 当社は、分割請求の廃止の申出があったときは、その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで分割請求の対象とします。</p> <p>(カ) タに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p> <p>(キ) (8)の 2 のアで規定する上限回線数が30を超えるビジネスシェアパックを選択している共有代表回線から請求があったときは、その共有回線群の共有対象回線全てを指定していただきます。</p> <p>(7)の 5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用</p> <p>ア 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けている F O M A（その F O M A の契約者名義が個人であるとき及びその F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、F O M A 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

サービス ステージ	定額通信料の減額（月額）				
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）、ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナ ステージ	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）、ベーシックパック（ステップ4）、ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
2ndステージ	—	—	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	400円

4thステージ	二	二	600円	600円
プラチナ ステージ	200円	600円	800円	800円

イ 当社は、データ定額パック（ケータイパックを除きます。）の適用を受けているFOMA（そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）、ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

(イ) シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックバック （ステップ1）	ベーシックバック （ステップ2）	ベーシックバック （ステップ3）、 ベーシックバック （ステップ4）、 ウルトラデータL バック	ウルトラデータL バック
48か月超え96か 月まで	—	—	100円	200円
96か月超え120 か月まで	—	—	200円	400円
120 か月 超 え 180か月まで	—	—	600円	600円
180か月超	200円	600円	800円	800円

ウ ア又はイの規定にかかわらず、データ定額バックの適用を受けているFOMAが共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。以下同じとします。）を構成するFOMAであるときは、そのFOMAが共有代表回線（(7)の3に規定するものをいいます。以下同じとします。）である場合に限り、そのFOMAに係るデータ定額バックの定額通信料について、ア又はイに規定する割引を適用します。この場合において、同一料金月内において割引代表回線の変更があったときは、変更後の割引代表回線に係るFOMA契約に関するサービスステージ又は経過期間に応じて、ア又はイに規定する割引を適用します。

エ (7)の3のソの適用を受ける場合は、アの(ア)又は(イ)で規定する割引額について、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

オ イに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算します。

カ 当社が提供する電気通信サービス（当社が定めるものを除きます。）に係る契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したときのそのFOMA契約に係る経過期間は、契約の解除があったその契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日を含む料金月の翌料金月（その契約を締結した日又はその契約を締結した当社が認める日が料金月の初日となる場合はその料金月）から起算します。

(7)の6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額バックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額バック（(7)の3に規定するものをいい、データSバックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額バックを選択する又はデータ定額バックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額バックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線

の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。) の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。この場合において、F O M A 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、(7)の3の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M A に限り適用します。

区 分	データ量ステップ	割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	それ以外のもの	
シングルパック	ベーシックパック	ステップ1	100円	100円
		ステップ2	200円	200円
		ステップ3	500円	800円
		ステップ4	500円	800円
	ウルトラデータLパック	—	500円	1,400円
	ウルトラデータLLパック	—	500円	1,600円
ファミリーシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円
		ステップ2	500円	1,200円
		ステップ3	500円	1,800円
		ステップ4	500円	1,800円
	ウルトラシェアパック30	—	500円	2,500円
	ウルトラシェアパック50	—	500円	2,900円
	ウルトラシェアパック100	—	500円	3,500円
エシ	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円

						ステップ2	500円	1,200円
						ステップ3	500円	1,800円
						ステップ4	500円	1,800円
					ウルトラビジネスシェアパック30	—	500円	2,500円
					ウルトラビジネスシェアパック50	—	500円	2,900円
					ウルトラビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック50	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック70	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック150	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック200	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック250	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック300	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック400	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック500	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック700	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック1000	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック1500	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック2000	—	500円	3,500円
					ビジネスシェアパック3000	—	500円	3,500円
					イ アの場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、デ-			

		<p>ク 定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じてアに規定する割引を日割りして適用します。</p> <p>ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定 X i 等がある場合、又は 1 の指定 X i 等に係る I P 通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。</p> <p>カ 当社は、対象契約に指定 X i 等の変更があった場合は、変更があった 1 の指定 X i 等について、アからオの規定を適用します。</p> <p>キ アの適用を受けている F O M A のうち、データ定額パック（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択している F O M A が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額パック（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。</p> <p>(7)の7 特定 X i 等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用</p> <p>ア 当社は、1 の共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。）に係る特定 X i 等（I P 通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が 2 以上あるときは、2 を超える特定 X i 等の数 1 ごとに、次表に定める割引額をその特定 X i 等に係る共有回線群のデータ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、シングルパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(7)の5のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(7)の6のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">特定 X i 等の 1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="1377 1220 2123 1343"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">割 引 額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定額通信料</td> <td style="text-align: center;">300円（税抜）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合において、当社は、同一料金月内に、特定 X i 等がアに規定する割引条件を満たさなくなっ</p>	区 分	割 引 額（月額）	定額通信料	300円（税抜）
区 分	割 引 額（月額）					
定額通信料	300円（税抜）					

			<p>たときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定 X i 等に係る I P 通信網契約の解除があったときはこの限りでありませぬ。</p> <p>ウ 当社は、同一料金月内において、特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線が I P 通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定 X i 等について、アに定める 2 を超える特定 X i 等の数に含めないものとします。</p>												
(8) ～(8)の2 (略)		(8) ～(8)の2 (略)													
(9) 総合利用プラン等における通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A の通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(10)及び(10)の3において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）とイに規定する繰越額又は引継繰越額（サに規定するものをいい、当該料金月に生じたものに限ります。）を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基本使用料の料金種別</th> <th style="width: 50%;">控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 定期契約の解除と同時に一般契約を締結した場合、一般契約の解除と同時に定期契約を締結した場合又は X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した場合のその F O M A に係る控除可能額、繰越額及び引継繰越額の適用については、F O M A に係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>サ この欄において引継繰越額とは、F O M A 契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）を締結した場合における、その第 1 種契約に係る繰越額のことをいいます。</p> <p>シ～セ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	(略)	(略)	(9) 総合利用プラン等における通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A の通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(10)及び(10)の3において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）とイに規定する繰越額又は引継繰越額（サに規定するものをいい、当該料金月に生じたものに限ります。）を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基本使用料の料金種別</th> <th style="width: 50%;">控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>F O M A カケホーダイプラン（スマホノタブ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 第 1 種定期契約の解除と同時に第 1 種一般契約を締結した場合、第 1 種一般契約の解除と同時に第 1 種定期契約を締結した場合又は第 2 種契約若しくは X i 契約の解除と同時に新たに第 1 種契約を締結した場合のその F O M A に係る控除可能額、繰越額及び引継繰越額の適用については、F O M A に係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>サ この欄において引継繰越額とは、第 1 種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）の解除と同時に新たに第 2 種契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限ります。）又は X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。）を締結した場合における、その第 1 種契約に係る繰越額のことをいいます。</p> <p>シ 第 2 種定期契約の解除と同時に第 2 種一般契約を締結した場合又は第 2 種一般契約の解除と同時に第 2 種定期契約を締結した場合のその F O M A に係る引継繰越額の適用については、F O M A に係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>ス～ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	(略)	(略)	F O M A カケホーダイプラン（スマホノタブ）	—	F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）	—
基本使用料の料金種別	控除可能額														
(略)	(略)														
基本使用料の料金種別	控除可能額														
(略)	(略)														
F O M A カケホーダイプラン（スマホノタブ）	—														
F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）	—														
(9)の2 データ専用プラン	<p>ア 基本使用料の料金種別データ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128</p>	(9)の2 データ専用プラン	<p>ア 基本使用料の料金種別が第 1 種契約に係るデータ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び</p>												

<p>ンにおける通信料の適用</p>	<p>Kを除きます。)のFOMAのポケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含まず。)については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額とイに規定するポケット繰越額及びシに規定するデータ引継繰越額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とポケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>(略)</p> <p>イ〜ウ(略)</p> <p>エ イ又はウの規定にかかわらず、X i 契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合のそのFOMAに係る控除可能額及び繰越額の適用については、FOMAに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>オ〜ス(略)</p> <p>セ この欄においてデータ引継繰越額とは、FOMA契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たにX i 契約(基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定するデータ専用プランに係るものをいいます。)を締結した場合における、そのFOMA契約に係るポケット繰越額のことをいい、そのポケット繰越額が発生した料金月、その翌料金月又は翌々料金月のデータ専用プランに係る月間累計額から控除します。</p> <p>(注) (略)</p>	<p>ンにおける通信料の適用</p>	<p>定額データプラン128Kを除きます。)のFOMAのポケット通信モードに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含まず。)については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額とイに規定するポケット繰越額及びシに規定するデータ引継繰越額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とポケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>(略)</p> <p>イ〜ウ(略)</p> <p>エ イ又はウの規定にかかわらず、第2種契約若しくはX i 契約の解除と同時に新たに第1種契約を締結した場合又はX i 契約(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時に新たに第2種契約を締結した場合のそのFOMAに係る控除可能額及び繰越額の適用については、FOMAに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>オ〜ス(略)</p> <p>セ この欄においてデータ引継繰越額とは、第1種契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)の解除と同時に新たに第2種契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)又はX i 契約(基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定するデータ専用プランに係るものをいい、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けていないものに限り、)を締結した場合における、その第1種契約に係るポケット繰越額のことをいい、そのポケット繰越額が発生した料金月、その翌料金月又は翌々料金月のデータ専用プランに係る月間累計額から控除します。</p> <p>ソ 第2種定期契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)の解除と同時に第2種一般契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)を締結した場合又は第2種一般契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)の解除と同時に第2種定期契約(基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、)を締結した場合のそのFOMAに係るデータ引継繰越額の適用については、FOMAに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。</p> <p>タ セ又はタの規定にかかわらず、(7)の3に規定するデータ定額パックの提供を受けることになったときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じたデータ引継繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。</p> <p>ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プランを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(注) (略)</p>
(9)の3〜(9)の4(略)	(略)	(9)の3〜(9)の4(略)	(略)
(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>総合利用プラン又は限定利用プランのFOMAについて、FOMAサービス(基本使用料の料金種別がプラン39等(附則に規定するものをいいます。))のFOMAに限り、)及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信(通信時間が3分を超えるものに限り、)の着信を受けた場合(当社が別に定める場合を除きます。))は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表(略)</p>	(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>総合利用プラン又は限定利用プランのFOMAについて、FOMAサービス(旧プランFOMAに限り、)及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信(通信時間が3分を超えるものに限り、)の着信を受けた場合(当社が別に定める場合を除きます。))は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表(略)</p>
(10)の2(略)	(略)	(10)の2(略)	(略)
(10)の3 定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている	<p>ア FOMA契約者が、(14)に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その総合利用プラン又は限定利用プランを選択しているFOMAの通信に関する料金については、2(料金額)及び(14)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とし、控</p>	(10)の3 2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受け	<p>ア FOMA契約者が、(14)に規定する2年定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その総合利用プラン又は限定利用プランを選択しているFOMAの通信に関する料金については、2(料金額)及び(14)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額と</p>

F O M A に係る繰越額の適用	除可能額及び繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。) からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 イ～エ (略)	ている F O M A に係る繰越額の適用	し、控除可能額及び繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。) からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 イ～エ (略)
(11) (略)		(11) (略)	
(12) 特定電話番号への通信料の月極割引(ゆうゆうコール)の適用	ア 特定電話番号への通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、F O M A (限定利用プランに係るものを除きます。)の契約者回線からの特定電話番号(F O M A 契約者があらかじめ指定した F O M A、X i 若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。)の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)による通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。)をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 表(略) イ～エ(略) オ 当社は、本割引の適用を受けている F O M A について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア) 一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。 (イ)～(ウ)(略) カ～サ(略) (注1)～(注2)(略)	(12) 特定電話番号への通信料の月極割引(ゆうゆうコール)の適用	ア 特定電話番号への通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第1種契約者が次表に規定する定額料を支払った場合に、F O M A の契約者回線からの特定電話番号(F O M A 契約者があらかじめ指定した F O M A、X i 若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。)の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)による通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含み、(8)の2に規定する料金を除きます。)をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 表(略) イ～エ(略) オ 当社は、本割引の適用を受けている F O M A について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア) 第1種一般契約若しくは第1種定期契約に係る名義変更があったとき。 (イ)～(ウ)(略) カ～サ(略) (注1)～(注2)(略)
(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用	ア(略) イ アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A (総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限りま)が、1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間(第1(基本使用料)の1の(2)に規定するものをいいます。)が120ヶ月超であるとき又は基本使用料の料金種別が限定利用プランを選択しているときは、その F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取扱います。 表(略) ウ～キ(略) ク 当社は、本割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関する F O M A 契約者若しくは X i 契約者又はその割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者(以下この欄において「F O M A 契約者等」といいます。)に対し、その F O M A 契約者等が X i サービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けている X i に係る基本使用料割引又は特定 X i 等の X i に係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。 (注1)～(注2)(略)	(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用	ア(略) イ アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A (総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限りま)が、1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間(第1(基本使用料)の1の(2)に規定するものをいいます。)が120ヶ月超であるとき又は基本使用料の料金種別が F O M A キッズケータイプラスを選択しているときは、その F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、次表のとおり取扱います。 表(略) ウ～キ(略) ク アからオの規定によるほか、指定割引回線群に属する F O M A (第2種契約者に限りま)のバケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、カの規定に準じて取扱います。 (注1)～(注2)(略)
(14) 定期契約等に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	ア 定期契約等に係る通信料月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、2年定期契約(ひとりでも割50及びファミ割 M A X 50に係るものを除きます。)を締結している F O M A 契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、その F O M A が属する割引回線群(以下この欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する	(14) 2年定期契約等に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	ア 2年定期契約等に係る通信料月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、2年定期契約(ビジネス割50に係るものに限りま)又は第2種定期契約を締結している F O M A 契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、その F O M A が属する割引回線群(以下この欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する

額の割引を行うことをいいます。

表 (略)

イ この欄において指定割引回線群とは、本割引を選択する F O M A 及び X i (同一の契約者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に係るものに限ります。以下この欄において「X i 等」といいます。)により構成される回線群をいいます。

ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ 1 の指定割引回線群 (その契約者が提供を受けている F O M A 等により構成されるものに限ります。)を指定して当社に申し出ていただきます。

エ (略)

オ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係る F O M A 等の数が 2 以上 1,000 以下とならないとき。

(オ) ~ (カ) (略)

カ (略)

キ 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

(ア) ビジネス割 50 以外の 2 年定期契約に変更したとき。

(イ) ~ (カ) (略)

ク ~ シ (略)

ス 当社は、本割引に係る 1 の指定割引回線群を構成する F O M A 等に関する F O M A 契約者若しくは X i 契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者 (以下この欄において「F O M A 契約者等」といいます。)) に対し、その F O M A 契約者等が X i サービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けている X i に係る基本使用料割引又は特定 X i 等の X i に係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成する X i 等に係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注) (略)

(15)~(21) (略)

(略)

(22) 付加機能の利用に係る定額通信料の適用等

ア (略)

イ 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、その F O M A に係る F O M A オフィスリンク定額を廃止します。

ウ F O M A を利用することができない期間があった場合の F O M A オフィスリンク定額に係る定額通信料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

額の割引を行うことをいいます。

表 (略)

イ この欄において指定割引回線群とは、本割引を選択する F O M A 及び X i (同一の契約者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に係るものに限ります。)により構成される回線群をいいます。

ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ 1 の指定割引回線群 (その契約者が提供を受けている F O M A 等により構成されるものに限ります。)を指定して当社に申し出ていただきます。

エ (略)

オ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係る F O M A 及び X i の数が 2 以上 1,000 以下とならないとき。

(オ) ~ (カ) (略)

カ (略)

キ 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

(ア) ビジネス割 50 以外の 2 年定期契約又は第 2 種定期契約以外に変更したとき。

(イ) ~ (カ) (略)

ク ~ シ (略)

ス 第 2 種定期契約者は、アに規定する割引を適用しないものとし、定額料の支払いを要しません。ただし、本割引を選択している契約者がビジネス割 50 に係る第 1 種定期契約の解除と同時に第 2 種定期契約 (総合利用プランに限ります。)を締結したとき又は第 2 種定期契約 (総合利用プランに限ります。)の解除と同時にビジネス割 50 に係る第 1 種定期契約を締結したときは当社が別に定める方法により算定した額を適用します。

(注) (略)

(15)~(21) (略)

(略)

(22) 付加機能の利用に係る定額通信料の適用等

ア (略)

イ F O M A 契約者は、別表 2 (付加機能)に規定する外線発信機能の請求を行ったときは、その機能の利用に係る通信について、請求を行った区分に応じて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「外線発信オプション定額」といいます。)を選択したことになります。

1 契約ごとに

区 分		定額通信料 (月額)
外線発信オプション定額	タイプ A	税抜額 500 円 (税込額 540 円)
	タイプ B	税抜額 1,500 円 (税込額 1,620 円)

ウ 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、その F O M A に係る F O M A オフィスリンク定額及び外線発信オプション定額を廃止します。

エ 当社は、外線発信機能の廃止があった場合には、その F O M A に係る外線発信オプション定額を廃止します。

オ F O M A を利用することができない期間があった場合の F O M A オフィスリンク定額及び外線発信オプション定額に係る定額通信料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

	エ (略) オ エに規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
(23)～(25) (略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のも

(1)(2)以外のも

ア イ以外のも

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	キッズケータイプラン	(略)

イ (略)

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のも

(ア) (イ)以外のも

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	キッズケータイプラン	(略)

(イ) (略)

2-1-2 (略)

	カ (略) キ オに規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
(23)～(25) (略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のも

(1)(2)以外のも

ア イ以外のも

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	FOMAキッズケータイプラス	(略)

イ (略)

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のも

(ア) (イ)以外のも

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	FOMAキッズケータイプラス	(略)

(イ) (略)

2-1-2 (略)

2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの
 (1)(2)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA デジタル通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	キッズケータイプラン	20円(21.6円)

(2) (略)

2-2-2 (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの
 (1)(2)以外のもの
 アイからエ以外のもの

表 (略)

イ 限定利用プランに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	0.08円(0.0864 円)

ウ データ専用プランに係るもの

表 (略)

2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの
 (1)(2)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA デジタル通信料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	FOMAキッズケータイプラス	36円(38.88円)

(2) (略)

2-2-2 (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの
 (1)(2)以外のもの
 アイからウ以外のもの
 ① 第1種契約に係るもの

表 (略)

② 第2種契約に係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	0.08円(0.0864 円)

イ データ専用プランに係るもの

① 第1種契約に係るもの

表 (略)

② 第2種契約に係るもの

ウ (略)
(2) (略)

2-4~2-5 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
(ア) (略)
(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約若しくはFOMAコピキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約若しくはXiコピキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) を締結するとき。

(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。
(エ) FOMAコピキタス定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。

(オ) (略)
(カ) 定期契約等の解除と同時に一般契約又はFOMAコピキタス一般契約を締結し、第1 (基本使用料) に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
(キ) (略)
(ク) 第23条 (定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により、当社がFOMAに係る2年定期契約を1年定期契約に更新した場合において、その2年定期契約の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その1年定期契約の解除があったとき。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
FOMAパケット通信料	0.08円(0.0864 円)

ウ (略)
(2) (略)

2-4~2-5 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用

定期契約等に係る解約金の適用除外

ア 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。
(ア) (略)
(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン、限定利用プラン若しくはデータ専用プランに係る2年定期契約、第2種定期契約又はXiサービス契約約款に規定する第1種Xiコピキタス定期契約を締結するとき。

(ウ) 総合利用プラン若しくは限定利用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。
(エ) 第2種定期契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する第2種定期契約を締結するとき
(オ) 定期契約の解除と同時に新たに第1種FOMAコピキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) 又はXiに係る定期契約を締結するとき。
(カ) 第1種FOMAコピキタス定期契約 (お便りフォトプランフラットに限ります。) の解除と同時に新たに第2種FOMAコピキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定するコピキタス定期契約を締結するとき。
(キ) (略)
(ク) 定期契約等の解除と同時に一般契約又は第1種FOMAコピキタス一般契約を締結し、第1 (基本使用料) に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。
(ケ) (略)
(コ) 第23条 (第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により、当社がFOMAに係る2年定期契約を1年定期契約に更新した場合において、その2年定期契約の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その1年定期契約の解除があったとき。
(サ) 第1種FOMAコピキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) の解除と同時に新たに2年定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。
(シ) 第23条の16 (定期契約者が行うフリーコースの選択) に規定するフリーコースを選択している契約者に係る定期契約の解除があったとき。
(ス) 契約期間が起算日 (第23条 (第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等) に規定するものをいいます。) から起算して2年を超えている第2種FOMAコピキタス定期契約の解除があったとき。

<p>(ケ) 契約期間が起算日（第23条（第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている2年定期契約（限定利用プランに係るものに限ります。）の解除があったとき。</p> <p>(コ) タイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定するX i コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約を締結したFOMA契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに定期契約、FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はX i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約を締結したFOMA契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約、FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はX i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(カ) その一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ アからエの規定によるほか、当社は、X i サービス契約約款の規定によりフラット型保留解約金が登録されたタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約のFOMAについて、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その一般契約の解除と同時に新たにX i に係る定期契約、FOMAに係る2年定期契約又はFOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）を締結するとき。</p> <p>(ウ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その一般契約に係るFOMAにおいて、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(オ) その一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>カ オの場合において、契約者は、フラット型保留解約金に係る定期契約の満了日までの間に、新たに契</p>	<p>(セ) 契約期間が起算日（第23条（第1種定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている第2種FOMA定期契約（FOMAキッズケータプランに係るものに限ります。）の解除があったとき。</p> <p>(ソ) FOMA契約及びX i 契約に係る経過期間（料金表第1表第3の1（適用）の(8)の4に定めるものをいいます。）が2年を超えているFOMA契約者又はX i 契約者がFOMA契約に係る第1種一般契約若しくは第2種一般契約又はX i 契約に係る一般契約（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合であって、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に新たに締結した定期契約の解除があったとき。</p> <p>(タ) タイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する第1種X i コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結したFOMA契約者が、その第1種一般契約の解除と同時に新たに定期契約、第1種FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はX i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約を締結したFOMA契約者が、その第1種一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約、第1種FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はX i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) その第1種一般契約を締結した者又はその第1種一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその第1種一般契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) その第1種一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(カ) その第1種一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス第1種一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ アからエの規定によるほか、当社は、X i サービス契約約款の規定によりフラット型保留解約金が登録されたタイプ2in1又はデータ専用プランに係る第1種一般契約のFOMAについて、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その第1種一般契約の解除と同時に新たにX i に係る定期契約、FOMAに係る2年定期契約又は第1種FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）を締結するとき。</p> <p>(ウ) その第1種一般契約を締結した者又はその第1種一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその第1種一般契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その第1種一般契約に係るFOMAにおいて、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(オ) その第1種一般契約の解除と同時に新たに第1種FOMAコピキタス一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>カ オの場合において、契約者は、フラット型保留解約金に係る定期契約の満了日までの間に、新たに契</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>約した一般契約の F O M A の契約の解除又は基本使用料の料金種別の変更があったときは、オの(イ)から(オ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型保留解約金を支払っていただきます。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク キの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 総合利用プランに係る 2 年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を請求した F O M A において、その一般契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約又は X i に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) その一般契約の解除と同時に新たに F O M A コピキタス一般契約又は X i に係る一般契約を締結する場合であって、この約款又は X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>ケ～コ (略)</p>

<p>約した第 1 種一般契約の F O M A の契約の解除又は基本使用料の料金種別の変更があったときは、オの(イ)から(オ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型保留解約金を支払っていただきます。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク キの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 総合利用プランに係る 2 年定期契約又は第 2 種定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を請求した F O M A において、その一般契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約、第 2 種定期契約又は X i に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) その一般契約の解除と同時に新たに第 1 種 F O M A コピキタス一般契約又は X i に係る一般契約を締結する場合であって、この約款又は X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>ケ～コ (略)</p>

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)
2 年定期契約又は F O M A コピキタス定期契約に係るもの	(略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)
2 年定期契約、第 2 種定期契約又は第 2 種 F O M A コピキタス定期契約に係るもの	(略)

第 5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用

(1) 手続きに関する料金の種別

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

料金種別	内 容
ア～ウ (略)	(略)
エ 携帯電話番号ポータビリティ手数料	第19条 (第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除) 第 2 項又は第24条 (その他の提供条件) の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

第 5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用

(1) 手続きに関する料金の種別

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

料金種別	内 容
ア～ウ (略)	(略)
エ 携帯電話番号ポータビリティ手数料	第19条 (第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除) 第 2 項又は第23条の 2 (その他の提供条件) の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

	オ 保管手数料	第14条の2（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金
	カ〜キ（略）	（略）
(2) 契約事務手数料の適用	ア（略） イ 1年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結する場合及び2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 ウ 総合利用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約を締結する場合、データ専用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン128Kに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプランスタンダード2及び定額データプランフラット若しくは定額データプラン128Kに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。	
(3)〜(8)（略）	エ〜オ（略）	

	オ 保管手数料	第14条の2（FOMAの電話番号保管）若しくは第23条の7（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金
	カ〜キ（略）	（略）
(2) 契約事務手数料の適用	ア（略） イ 1年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに2年定期契約若しくは第2種定期契約を締結する場合及び2年定期契約若しくは第2種定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。 ウ 総合利用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約を締結する場合、データ専用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン128Kに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン128Kに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結する場合及び総合利用プランに係る第2種定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る第2種定期契約を締結する場合、データ専用プランに係る第2種定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る第2種定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。	
(3)〜(8)（略）	エ〜オ（略）	

2 料金額
2-1 2-2以外のもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務手数料	1契約ごとに	（略）
(2)〜(6)（略）	（略）	（略）

2-2（略）

第6（略）

2 料金額
2-1 2-2以外のもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務手数料	ア イ以外のもの	1契約ごとに （略）
	イ 第2種FOMAユビキタス契約に係るもの	1契約ごとに 2,000円 (2,160円)
(2)〜(6)（略）	（略）	（略）

2-2（略）

第6（略）

第7 請求書等の発行に関する料金

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

表 (略)

2-2 限定利用プランに係るもの

1 契約について1通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行 手数料	請求書の発行に係るもの	150 円 (162 円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100 円 (108 円)

第2表～第3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	(略)
(1)の2 通信の条件	当社は、利用開始認証 ((7)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)が完了した時刻から起算してパケットバック海外オプション選択期間 ((7)に規定するものをいいます。)が経過したときは、その F O M A において新たな利用開始認証が完了するまでの間又はパケットバック海外オプション ((7)に規定するものをいいます。)が廃止されるまでの間、その国際アウトローミングに係る電気通信回線との間における国際アウトローミングを利用したパケット通信モードによる通信の利用を停止します。
(2)～(6) (略)	(略)
(7) パケットバック海外オプションの適用	ア 当社は、パケット定額 (料金表第1表第3 (通信料) 1 (適用) の(7)の2に規定するものをいいます。)又は通則に規定する受付終了プラン (当社のインターネットホームページにて掲示するものに限ります。以下この欄において同じとします。)を選択している場合であって、別表2に規定するspモード機能 (iモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能と同時に提供を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている F O M A 契約者 (当社が指定する F O M A 契約者は除きます。以下この欄において同じとします。)が、次表に規定するパケット

第7 請求書等の発行に関する料金

1 (略)

2 料金額

表 (略)

第2表～第3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	(略)
(1)の2 通信の条件	ア 当社は、利用開始認証 ((7)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)が完了した時刻から起算してパケットバック海外オプション選択期間 ((7)に規定するものをいいます。)が経過したときは、その F O M A において新たな利用開始認証が完了するまでの間又はパケットバック海外オプション ((7)に規定するものをいいます。)が廃止されるまでの間、その国際アウトローミングに係る電気通信回線との間における国際アウトローミングを利用したパケット通信モードによる通信の利用を停止します。 イ パケットバック海外オプションを選択している契約者が料金表第1表第3 (通信料) 1 (適用) の(7)の3のみに規定する128K通信の適用を受けている場合は、国際アウトローミングを利用したパケット通信モードに係る通信の伝送速度は、(1)の規定にかかわらず、128kb/s以下となります。
(2)～(6) (略)	(略)
(7) パケットバック海外オプションの適用	ア 当社は、データ定額バック (第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(7)の3に規定するものをいいます。)パケット定額 (料金表第1表第3 (通信料) 1 (適用) の(7)の2に規定するものをいいます。)若しくは通則に規定する受付終了プラン (当社のインターネットホームページにて掲示するものに限ります。以下この欄において同じとします。)を選択している又は共有対象回線 (料金表第3 (通信料) の1 (適用) の(7)の4に規定するものをいいます。)である場合であって、別表2に規定するspモード機能 (iモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能と同時に提供

<p>バック海外オプション選択期間に応じた料金額を適用する取扱い（以下「バック海外オプション」といいます。）を選択したときは、新たな利用開始認証が完了した場合において、別表 9（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のバック通信モード欄において★又は☆が付された外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったバック通信モードによる通信（その利用開始認証後、バック海外オプション選択期間内にセッションの設定があった場合であって、spモード機能を利用した通信に限ります。）について、第88条の2（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した情報量を、日本国内で利用したとみなして、料金表第1表第3の通信料の1（適用）の(7)のAに規定する累計課金対象バック数に加算します。</p> <p>表（略） イ～カ（略） キ 当社は、バック海外オプションを選択しているFOMA契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、バック海外オプションを廃止します。 (ア) バック定額又は通則に規定する受付終了プランを選択していないとき。</p> <p>(イ)～(ウ)（略） ク（略） (注1)～(注2)（略）</p>	<p>を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているFOMA契約者（当社が指定するFOMA契約者は除きます。以下この欄において同じとします。）が、次表に規定するバック海外オプション選択期間に応じた料金額を適用する取扱い（以下「バック海外オプション」といいます。）を選択したときは、新たな利用開始認証が完了した場合において、別表 9（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のバック通信モード欄において★又は☆が付された外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったバック通信モードによる通信（その利用開始認証後、バック海外オプション選択期間内にセッションの設定があった場合であって、spモード機能を利用した通信に限ります。）について、第88条の2（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した情報量を、日本国内で利用したとみなして、料金表第1表第3の通信料の1（適用）の(7)のAに規定する累計課金対象データ量に加算します。</p> <p>表（略） イ～カ（略） キ 当社は、バック海外オプションを選択しているFOMA契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、バック海外オプションを廃止します。 (ア) データ定額バック、バック定額若しくは通則に規定する受付終了プランを選択していないとき又は共有対象回線でないとき。</p> <p>(イ)～(ウ)（略） ク（略） (注1)～(注2)（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2（略）</p> <p>第5表～第6表（略）</p> <p>第7表 その他のサービスに関する料金等 第1～第2（略）</p> <p>第3 情報料 1 適用</p>	<p>2（略）</p> <p>第5表～第6表（略）</p> <p>第7表 その他のサービスに関する料金等 第1～第2（略）</p> <p>第3 情報料 1 適用</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

情報料の適用	
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 情報料の減額適用	<p>ア（略） イ FOMA契約締結後、そのFOMAにおいて最初にi Bodymo及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったときは、そのi Bodymoに係る情報料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。 ただし、i Bodymo又はspモード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ（略） エ FOMA契約締結後、そのFOMA又は第2種FOMAコピキタスにおいて最初にi チャネル及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったときは、そのi チャネルに係る情報料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。</p>

情報料の適用	
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 情報料の減額適用	<p>ア（略） イ FOMA又は第2種FOMAコピキタス契約締結後、そのFOMA又は第2種FOMAコピキタスにおいて最初にi Bodymo及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったときは、そのi Bodymoに係る情報料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。 ただし、i Bodymo又はspモード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ（略） エ FOMA又は第2種FOMAコピキタス契約締結後、そのFOMA又は第2種FOMAコピキタスにおいて最初にi チャネル及びspモード機能の提供を同時に受けることとなったときは、そのi チャネルに係る情報料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。</p>

	ただし、i チャネル又はspモード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。 オ～キ (略)
2 (略)	
第4～第5 (略)	
別表1 (略)	
別表2 付加機能	
種 類	提供条件
1～6 (略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(40) (略) (41) 当社は、契約者から第14条の2 (FOMAの電話番号 保管) に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった 場合に限り、iモード電子メールのメールアドレス保管 (そのメ ールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定 期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下こ の欄において同じとします。) を行います。 (42)～(46) (略) (注1)～(注2) (略)
8～9 (略)	(略)
10 グループ機能 専用回線等接続サービス (当社が別に定める機能を利用 するものに限り、) に係る接続点との間の通信を行うことが できるようにする機能をいいます。	(1) FOMA (共用FOMAに係るもの及び料金表第1表第 3 (通信料) の1 (適用) の(7)の2に規定するらくらくパ ケ・ホーダイを選択しているものを除きます。) 及びFOMAユ ビキタス (当社が別に定めるものに限り、) に限り提供しま す。 (2)～(3) (略)
11～12 (略)	
13～30 (略)	(略)
31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(4) (略)	(1) FOMA (共用FOMAに係るものを除きます。) に限り 提供します。 (2)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番 号を登録する場合又は海外転送機能の利用に係る請求を行 う場合は、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに 関する料金の支払いを要します。 (6)～(11) (略)
32 (略)	(略)

	ただし、i チャネル又はspモード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りでありませ ん。 オ～キ (略)
2 (略)	
第4～第5 (略)	
別表1 (略)	
別表2 付加機能	
種 類	提供条件
1～6 (略)	(略)
7 iモード機能 (1)～(8) (略)	(1)～(40) (略) (41) 当社は、契約者から第14条の2 (FOMAの電話番号 保管) 又は第23条の6 (FOMAの電話番号保管) に規 定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、iモード電子メールのメールアドレス保管 (そのメ ールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機 能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において 同じとします。) を行います。 (42)～(46) (略) (注1)～(注2) (略)
8～9 (略)	(略)
10 グループ機能 専用回線等接続サービス (当社が別に定める機能を利用 するものに限り、) に係る接続点との間の通信を行うことが できるようにする機能をいいます。	(1) FOMA (共用FOMAに係るもの及び料金表第1表第 3 (通信料) の1 (適用) の(7)の2に規定するらくらくパ ケ・ホーダイ又は(7)の3に規定するFOMAらくらくパックを選 択しているものを除きます。) 及びFOMAユビキタス (当社 が別に定めるものに限り、) に限り提供します。 (2)～(3) (略)
11～12 (略)	
13～30 (略)	(略)
31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(4) (略)	(1) FOMA (共用FOMAに係るものを除きます。) 又はF OMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るもの に限り、) に限り提供します。 (2)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番 号を登録する場合、外線発信機能又は海外転送機能の利用 に係る請求を行う場合は、第5 (手続きに関する料金) に規 定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(11) (略)
32 (略)	(略)

33 spモード機能 (1)～(9) (略)	(1)～(39) (略) (40) 当社は、契約者から第14条の2（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、spモード電子メールのメールアドレス保管（そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。）を行います。 (41)～(49) (略) (注1)～(注3) (略)
34～45 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 (略)	(略)

(注) (略)

別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			

33 spモード機能 (1)～(9) (略)	(1)～(39) (略) (40) 当社は、契約者から第14条の2（FOMAの電話番号保管）又は第23条の6（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、spモード電子メールのメールアドレス保管（そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。）を行います。 (41)～(49) (略) (注1)～(注3) (略)
34～45 (略)	(略)

別表3～別表6 (略)

別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 (略)	(略)

(注) (略)

別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			

アジア地方	(略)					
	ラオス人民民主共和国	<u>Lao Telecommunication Public Company</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
オセアニア地方	オーストラリア連邦	(略)	(略)			
	<u>キリバス共和国</u>	<u>Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited</u>	<u>△ 5</u>	二	<u>△ A</u>	<u>△</u>
	クック諸島	(略)	(略)			
	(略)					

アジア地方	(略)					
	ラオス人民民主共和国	Lao Telecommunications,	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
オセアニア地方	オーストラリア連邦	(略)	(略)			
	クック諸島	(略)	(略)			
	(略)					

ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)
(略)	

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年7月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦(7)、△キリバス共和国(7)、クック諸島(7)、クリスマス島(7)、サモア独立国(7)、ソロモン諸島(7)、トンガ王国(7)、ナウル共和国(7)、ニューカレドニア(7)、ニュージーランド(7)、バヌアツ共和国(7)、バプアニューギニア独立国(4)、パラオ共和国(5)、フィジー共和国(7)、仏領ポリネシア(7)、△米領サモア(4) ミクロネシア連邦(4)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国

ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)
(略)	

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
(略)	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦(7)、クック諸島(7)、クリスマス島(7)、サモア独立国(7)、ソロモン諸島(7)、トンガ王国(7)、ナウル共和国(7)、ニューカレドニア(7)、ニュージーランド(7)、バヌアツ共和国(7)、バプアニューギニア独立国(4)、パラオ共和国(5)、フィジー共和国(7)、仏領ポリネシア(7)、△米領サモア(4) ミクロネシア連邦(4)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国

	(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAeroMobile AS,及びTelenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
(略)	(略)

	(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、 <u>ゴソボ共和国(7)</u> 、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAeroMobile AS,及びTelenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
(略)	(略)

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アゾレス諸島(3)、イタリア共和国(3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、エストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、キプロス共和国(3)、ギリシャ共和国(3)、クロアチア共和国(3)、サンマリノ共和国(3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国(3)、スペイン(3)、スペイン領北アフリカ(3)、スロバキア共和国(3)、スロベニア共和国(3)、デンマーク王国(3)、ドイツ連邦共和国(3)、トルコ共和国(3)、ノルウェー王国(3)、パチカン市国(3)、ハンガリー(3)、フランス共和国(3)、フィンランド共和国(3)、ブルガリア共和国(3)、ベルギー王国(3)、ポーランド共和国(3)、ポルトガル共和国(3)、マデイラ諸島(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク大公国(3)

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アゾレス諸島(3)、イタリア共和国(3)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(3)、エストニア共和国(3)、オーストリア共和国(3)、オランダ王国(3)、カナリア諸島(3)、キプロス共和国(3)、ギリシャ共和国(3)、クロアチア共和国(3)、 <u>ゴソボ共和国(3)</u> 、サンマリノ共和国(3)、スイス連邦(3)、スウェーデン王国(3)、スペイン(3)、スペイン領北アフリカ(3)、スロバキア共和国(3)、スロベニア共和国(3)、デンマーク王国(3)、ドイツ連邦共和国(3)、トルコ共和国(3)、ノルウェー王国(3)、パチカン市国(3)、ハンガリー(3)、フランス共和国(3)、フィンランド共和国(3)、ブルガリア共和国(3)、ベルギー王国(3)、ポーランド共和国(3)、ポルトガル共和国(3)、マデイラ諸島(3)、ルーマニア(3)、ルクセンブルク大公国(3)

(略)	(略)
-----	-----

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則 (令和元年 5 月 21 日経企第 406 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数回線複合割引に係る割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項の開示及び定期契約に係る通信料月極割引の指定割引回線群を構成する X i 等に係る契約に関する事項の開示に関する部分については、令和元年 5 月 22 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(F O M A 契約及び F O M A コピキタス契約に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際に、当社が定める F O M A サービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

F O M A 契約 第 1 種契約 第 1 種一般契約 第 1 種定期契約 F O M A コピキタス契約 第 1 種 F O M A コピキタス契約 第 1 種 F O M A コピキタス一般契約 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約	F O M A 契約 一般契約 定期契約 F O M A コピキタス契約 F O M A コピキタス一般契約 F O M A コピキタス定期契約
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

(F O M A カケホーダイプラン等に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供されている F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、 F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)、 F O M A キッズケータイプラス、 F O M A データプラン (スマホ/タブ) 及び F O M A データプラン (ルーター)

(以下この附則において「 F O M A カケホーダイプラン等」といいます。) の F O M A (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
F O M A	一般契約に係るもの	F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	4,200 円 (4,536 円)
		F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)	3,700 円 (3,996 円)
		F O M A キッズケータイプラス	1,000 円 (1,080 円)
		F O M A データプラン (スマホ/タブ)	3,200 円 (3,456 円)

(略)	(略)
-----	-----

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、平成 31 年 4 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	F O M A データプラン (ルーター)	2,700 円 (2,916 円)
定期契約に係るもの	F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700 円 (2,916 円)
	F O M A カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200 円 (2,376 円)
	F O M A キッズケータイプラス	500 円 (540 円)
	F O M A データプラン (スマホ/タブ)	1,700 円 (1,836 円)
	F O M A データプラン (ルータ)	1,200 円 (1,296 円)

イ F O M A カケホーダイプラン等に係る基本使用料については、料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

ウ 同一暦月内において、基本使用料の料金種別を F O M A カケホーダイプラン等（F O M A キッズケータイプラスを除きます。）に係る料金種別相互間で変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

エ 同一暦月内において、F O M A カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに F O M A カケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又は F O M A カケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たに F O M A カケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した F O M A の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった F O M A の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

オ 同一暦月内において、X i サービス契約約款に規定する X i カケホーダイプラン等に係る X i 契約の解除と同時に新たに F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A 契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した F O M A の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった X i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

カ F O M A 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、(8)に規定するフリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結、フリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

キ アの表に規定する F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）及び F O M A データプラン（ルーター）は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ク F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）又は F O M A データプラン（ルーター）に係る F O M A の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に 500 円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）又は F O M A データプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ケ F O M A キッズケータイプラスの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。

コ 契約者は、F O M A キッズケータイプラスの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

サ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、F O M A キッズケータイプラスを提供します。

(ア) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。

(イ) (2)に規定する共有対象回線であるとき。

(ウ) その登録利用者が既に他の限定利用プランに係る F O M A に係る登録利用者でないとき。

(エ) コの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。

シ F O M A キッズケータイプラスに係る F O M A の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、F O M A キッズケータイプラスが選択されているものとみなしてこの規定を適用し

ます。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額	
	次の税抜額（かつこ内は税込額）	
	一般契約に係るもの	定期契約に係るもの
当社が定めるインターネットホームページにおいて F O M A カケホーダイプラン（スマホ/タブ）向けに区分されるもの	3,700 円(3,996 円)	2,700 円(2,916 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいて F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）向けに区分されるもの	3,200 円(3,456 円)	2,200 円(2,376 円)
当社が定めるインターネットホームページにおいて F O M A データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,200 円(2,376 円)	1,200 円(1,296 円)
上記以外のもの	3,700 円(3,996 円)	2,700 円(2,916 円)

ス 当社は、シに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

セ 身体障がい者等割引（ハータ割引）の適用は、次に定めるところによります。

（ア）（イ）以外のもの

基本使用料の割引額（月額）
1,700 円(税込額 1,836 円)

（イ） F O M A キッズケータイプラスに係るもの

基本使用料の割引額（月額）
500 円(税込額 524 円)

ソ F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
F O M A 通信料	F O M A からの通信	20 円 (21.6 円)

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1 種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かつこ内は税込額）
F O M A 通信料	F O M A からの通信	20 円 (21.6 円)

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	50円（54円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円（21.6円）

b FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
FOMA通信料	FOMAへの通信	30秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
FOMA通信料	FOMAへの通信	15.5秒

B KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り、）への通信に係るものその相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA通信料	FOMAからの通信	20円（21.6円）

(イ) 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	36円（38.88円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	36円（38.88円）

b FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a)(b)以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10円（税込額 10.8円）
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	8.5秒

B KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り。）への通信に係るものその相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	36円（38.88円）

(ウ) データ通信モードに係るもの

1課金対象バケットごとに

料金種別		料金額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAデータ通信料		0.08円（0.0864円）

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における総合利用プランのFOMAの場合に準じて料金を適用します。

イ 基本使用料の料金種別がFOMAカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はFOMAカケホーダイプラン（ケータイ）（以下この附則において「対象プラン」といいます。）のFOMAに係るFOMA契約者は、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信（(3)のアの(ア)及び(イ)（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限り。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、対象プランの選択前又は対象プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。

(ア) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、料金表第1表（料金）第3（通信料）の(21)のイの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。

(イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。

- (ウ) F O M Aサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。
- (エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
- (オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。
- (カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。
- (キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。
- (ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。
- ウ イの規定にかかわらず、F O M A契約者がイの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるとき、そのF O M A契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信について、(3)のアの(ア)及び(イ)に規定する料金を適用します。
- エ 改正前の規定により提供されているシングルバック、ファミリーシェアパック、ビジネスシェアパック（以下この附則において「シングルバック等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。
- (ア) シングルバック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。
- ① ②以外のもの

区 分		定額通信料（月額）		定額上限データ量	上限回線数
		次の税抜額（かっこ内は税込額）			
パ シ ン グ ル バ ッ ク	ファミリーシ ン グ ル バ ッ ク	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	20
		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30 G B	20
	ビジネスシ ン グ ル バ ッ ク	ウルトラデータLパック	6,000円 (6,480円)	20 G B	10
		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30 G B	10
ア フ ア ミ リ ー シ ェ ア バ ッ ク	ウルトラシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	20
バ ジ ネ ス シ ェ ア バ ッ ク	ウルトラビジネスシェアパック30		13,500円 (14,580円)	30 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック50		16,000円 (17,280円)	50 G B	20
	ウルトラビジネスシェアパック100		25,000円 (27,000円)	100 G B	30
	ビジネスシェアパック50		37,000円 (39,960円)	50 G B	50
	ビジネスシェアパック70		51,500円 (55,620円)	70 G B	70
	ビジネスシェアパック100		73,000円 (78,840円)	100 G B	100
	ビジネスシェアパック150		109,000円 (117,720円)	150 G B	150
	ビジネスシェアパック200		145,000円	200 G B	200

	(156,600円)		
ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000

②ベーシックパック及びパーシックシェアパックに係るもの

区 分		データ量ステップ	定額上限データ量	定額通信料 (月額)	数 上 限 回 線	
				次の税抜額（かつこ内は税込額）		
シングルパック	ファミリーシン	ベーシックパック ステップ 1	1 G B まで	20 G B	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ 2	1 G B 超え 3 G B まで	20 G B	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ 3	3 G B 超え 5 G B まで	20 G B	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ 4	5 G B 超え 20 G B まで	20 G B	7,000円 (7,560円)	20
	ルパック ビジネスシン	ベーシックパック ステップ 1	1 G B まで	20 G B	2,900円 (3,132円)	20
		ステップ 2	1 G B 超え 3 G B まで	20 G B	4,000円 (4,320円)	20
		ステップ 3	3 G B 超え 5 G B まで	20 G B	5,000円 (5,400円)	20
		ステップ 4	5 G B 超え 20 G B まで	20 G B	7,000円 (7,560円)	20
ファミリーシエ アパック	ベーシックシェアパック	ステップ 1	5 G B まで	30 G B	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ 2	5 G B 超え 10 G B まで	30 G B	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ 3	10 G B 超え 15 G B まで	30 G B	12,000円 (12,960円)	20

パ ッ ク ビ ジ ネ ス シ ェ ア	ベーシックシェアパック	ステップ4	15G B 超え 30G B まで	30G B	15,000円 (16,200円)	20
		ステップ1	5G B まで	30G B	6,500円 (7,020円)	20
		ステップ2	5G B 超え 10G B まで	30G B	9,000円 (9,720円)	20
		ステップ3	10G B 超え 15G B まで	30G B	12,000円 (12,960円)	20
		ステップ4	15G B 超え 30G B まで	30G B	15,000円 (16,200円)	20

- (イ) 次のいずれかに該当するときは、シングルパック等を選択することができません。
- ① ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する F O M A の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）のとき。
- ② ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する F O M A の契約者名義が法人以外のとき。
- (ウ) シングルパック等を選択している F O M A 契約者は、(ア) に規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- (エ) シングルパック等を選択している契約者は、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。
- ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- (オ) (エ) の規定によるほか、シングルパック等を選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。
- (カ) (エ) 又は (オ) に規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。
- (キ) 当社は、シングルパック等の適用を受けている F O M A の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているシングルパック等に係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された 1 G B の合計のデータ量（以下この附則において「付与データ量」といいます。））、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(エ) 又は (オ) に規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、その F O M A の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k 通信」といいます。）を適用します。
- (ク) (キ) の規定により 128k 通信の適用を受けている F O M A が行った通信に係る課金対象データについては、第 61 条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。
- (ケ) 当社は、シングルパック等を選択している F O M A 契約者から (エ) 又は (オ) に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくは子の規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（(キ) の規定により 128k 通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

1 G B ごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A パケット通信料	1,000 円 (1,080 円)

- (コ) (ア) 又は (ケ) に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、FOMAを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(サ) 当社は、シングルパック等（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量として（キ）及び（ケ）の規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてシングルパック等に係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

(シ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているFOMAに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（（ケ）に規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量として（キ）及び（ケ）の規定を適用します。

(ソ) 当社は、シングルパック等を選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シングルパック等を廃止します。

- ① FOMA契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- ② 契約の解除があったとき。
- ③ 電話番号保管があったとき。

(タ) シングルパック等を選択している契約者は、データ定額共有（共有回線群（共有代表回線（共有回線群を代表する1のX_i又はFOMA（その契約者に係るものであって、シングルパック等を選択しているものに限ります。）をいいます。以下この附則において同じとします）及び共有対象回線（共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX_i、X_iコピキタス、FOMA及びFOMAコピキタスのことをいいます。以下この附則において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この附則において同じとします。）を構成するX_i（基本使用料の料金種別がX_iカケホーダイプラン等であるものに限ります。）、X_iコピキタス（基本使用料の料金種別がX_iデバイスプラス等であるものに限ります。）、FOMA（基本使用料の料金種別がFOMAカケホーダイプラン等であるものに限ります。）及びFOMAコピキタス（基本使用料の料金種別がFOMAデバイスプラス等であるものに限ります。）に係る累計課金対象データ量を合算して、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパック等を適用する取扱い）を選択することができます。

(チ) 契約者は、データ定額共有を選択するときは、共有代表回線（共有回線群を代表する1のX_i又はFOMA（その契約者に係るものであって、データ定額パックを選択しているものに限ります。）を合わせて当社に申し出ていただきます。この場合において、共有代表回線は基本使用料の料金種別が総合利用プランのX_i又はFOMAに限ります。

ただし、X_i又はFOMAの契約者名義が法人である場合であって、そのX_i又はFOMAと当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者）に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）している他のX_i、X_iコピキタス、FOMA又はFOMAコピキタスが既に共有代表回線又は共有対象回線であるときは、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の申出を行うことができません。

(ツ) (チ)の規定によるほか、共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。

(テ) 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者がシングルパック等（かに規定するケータイパックを含みます。以下（ト）及び（ナ）において同じとします。）を選択していないときは、合わせてベーシックパックを選択したものとみなして取扱いします。

ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

(ト) (テ)の規定により選択したシングルパック等の定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。

(ナ) 当社は、FOMAキッズケータイプラスに係るFOMAが、共有対象回線でないことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る契約者から（チ）の規定により選択したシングルパック等の廃止の申出があったものとみなして取扱いします。

(ニ) 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。

- (ヌ) データ定額共有の開始は、(タ) に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
 ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。
- ① F O M A 契約者が、シングルパック等の選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、(テ) の規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての共有対象回線においてシングルパック等が選択されていないとき。
 - ② データ定額共有を開始した日以降に、その共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての共有対象回線においてデータ定額パックが選択されていないとき。
- (ネ) 共有対象回線（基本使用料の料金種別が F O M A ケホーダイプラン等（ F O M A キッズケータイプラスを除きます。）であるものに限ります。）の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 契約ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	500 円 (540 円)

- (ノ) (ネ) に規定する定額通信料については日割しません。
 ただし、F O M A を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (ハ) シングルパック等（ウルトラデータ L パック、ウルトラデータ L L パック、ウルトラシェアパック 30、ウルトラビジネスシェアパック 30、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデシングルパック等に係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (ヒ) 契約者は、(ハ) に規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 共有回線群ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	1,000 円 (1,080 円)

- (フ) X i サービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している X i 契約者が、その X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した場合であって、その F O M A 契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるその X i 契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象パケット量と F O M A 契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

オ エに規定するシングルパック等の割引の適用は、次に定めるところによります。

- (ア) シングルパック等に係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。
- ① シングルパック等の適用を受けている X i （その F O M A の契約者名義が個人であるとき及びその F O M A に係る契約者が d ポイントプログラム会員（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次の A 又は B に定める額の割引を適用します。この場合において、F O M A 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの (ア) の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A 又は B に定める額の割引を適用します。
- ただし、契約者が料金月の末日において(8)に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

A B 以外のもの

サービス	定額通信料の減額 (月額)
------	---------------

ステージ	ベーシックシェアパック (ステップ1)	ベーシックシェアパック (ステップ2)	ベーシックシェアパック (ステップ3)、ベーシックシェアパック (ステップ4)、ウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

B シングルパックに係るもの

サービス ステージ	定額通信料の減額 (月額)			
	ベーシックパック (ステップ1)	ベーシックパック (ステップ2)	ベーシックパック (ステップ3)、ベーシックパック (ステップ4)、ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
2ndステージ	-	-	100円	200円
3rdステージ	-	-	200円	400円
4thステージ	-	-	600円	600円
プラチナステージ	200円	600円	800円	800円

② シングルパック等の適用を受けているFOMA (そのFOMAの契約者名義が法人であるとき又はそのFOMAの契約者名義が個人である場合であって、そのFOMAに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間 (その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、FOMA契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(8)に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額 (月額)				
	ベーシックシェアパック (ステップ1)	ベーシックシェアパック (ステップ2)	ベーシックシェアパック (ステップ3)、ベーシックシェアパック (ステップ4)、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月を超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円

96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	900円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）			
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）、ベーシックパック（ステップ4）、ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か月まで	-	-	100円	200円
96か月超え120か月まで	-	-	200円	400円
120か月超え180か月まで	-	-	600円	600円
180か月超	200円	600円	800円	800円

(イ) 特定 X i 等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）については、次に定めるところによります。

- ① 1の共有回線群に係る特定 X i 等（I P 通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定 X i 等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定 X i 等に係る共有回線群のシングルパック等の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(ア)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用額、(ウ)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の割引の割引額及び次表に定める割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定 X i 等の1契約ごとに

割引額（月額）
300円

- ② ①の場合において、当社は同一料金月内に、特定 X i 等が①に規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定 X i 等に係る I P 通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。

- ③ 特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線が I P 通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定 X i 等について、①に定める2を超える特定 X i 等の数に含めないものとします。

(ウ) シングルパック等に係る定額通信料の割引の適用は、次に定めるところによります。

- ① シングルパック等の適用を受けている F O M A が、その適用を受けている料金月において、シングルパック等を選択する又はシングルパック等に係る共有回線群を構成する F O M A が特定 X i 等（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいい、以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その特定 X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この附則において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用します。この場合において、F O M A 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、I (ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はFOMAに限り適用します。

1 契約ごとに

区 分		データ量 ステップ	割 引 額		
			対象契約に係る 基本使用料の料 金種別がドコモ光 ミニであるもの	それ以外のもの	
シン ゲ ル パ ッ ク	ベーシックパック	ステップ 1	100円	100円	
		ステップ 2	200円	200円	
		ステップ 3	500円	800円	
		ステップ 4	500円	800円	
	ウルトラデータLパック	－	500円	1,400円	
	ウルトラデータL Lパック	－	500円	1,600円	
フ ァ ミ リ ー シ ェ ア パ ッ ク	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円	
		ステップ 2	500円	1,200円	
		ステップ 3	500円	1,800円	
		ステップ 4	500円	1,800円	
		ウルトラシェアパック30	－	500円	2,500円
		ウルトラシェアパック50	－	500円	2,900円
	ウルトラシェアパック100	－	500円	3,500円	
ア パ ッ ク ビ ジ ネ ス シ ェ	ベーシックシェアパック	ステップ 1	500円	800円	
		ステップ 2	500円	1,200円	
		ステップ 3	500円	1,800円	
		ステップ 4	500円	1,800円	
		ウルトラビジネスシェアパック30	－	500円	2,500円
		ウルトラビジネスシェアパック50	－	500円	2,900円
		ウルトラビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック50	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック70	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック100	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック150	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック200	－	500円	3,500円
		ビジネスシェアパック250	－	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック300	－	500円	3,500円	

ビジネスシェアパック400	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック500	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック700	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1000	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1500	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック2000	-	500円	3,500円
ビジネスシェアパック3000	-	500円	3,500円

- ② ①の場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じて①に規定する割引を日割りして適用します。
- ③ ②の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じて①に規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ④ ②又は③の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じて①に規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ⑤ ②から④の規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定 X i 等がある場合、又は1の指定 X i 等に係る I P 通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ⑥ 当社は、対象契約に指定 X i 等の変更があった場合は、変更があった1の指定 X i 等について、①から⑤の規定を適用します。
- ⑦ ①の適用を受けている F O M A のうち、シングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択している F O M A が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する光単独タイプビジネス割の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係る①に規定するシングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から700円減額して適用するものとします。

オ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は、次に定めるところによります。

- (ア) F O M A キッズケータイププラスに係る F O M A 契約を締結しているときは、その F O M A が属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		割引額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

(イ) 複数回線複合割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金 i モード電子メールの送受信に関する料金について、アの (ウ) の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくは sp モード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

キ 2 年定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引) の適用は、次に定めるところによります。

(ア) F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は F O M A カケホーダイプラン (ケータイ) に係る定期契約を締結しているときは、次表に規定する定額料を支払った場合において、その F O M A が属する指定割引回線群を構成する他の契約者回線への通信又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱いします。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額		
	(ア) (イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者回線への通信	
		通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの
指定割引回線群に係る X i 及び F O M A の数	2～30	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信 (料金月の末日までに終了した通信に限ります。) に関する料金について、支払いを要しません。
	31～100	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	101～1000	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	

(イ) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金 i モード電子メールの送受信に関する料金について、アの (ウ) の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくは sp モード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ク F O M A カケホーダイプラン等 (共有対象回線に係るものを除きます。) に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結の日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱いします。

ケ 同一料金月内において、F O M A カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに F O M A カケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又は F O M A カケホーダイプラン等に係る一般契約の解除と同時に新たに F O M A カケホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結した F O M A の基本使用料の料金種別が、契約の解除があった F O M A の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があった X i に係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結した F O M A に係る累計課金対象データ量を合算してエの規定を適用します。

(3) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解約金の額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定期契約に係る解約金	9,500 円 (10,260 円)

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

(4) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
請求書等発行 手数料	請求書の発行に係るもの	100 円（ 108 円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50 円（ 54 円）

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。

(5) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている F O M A カケホーダイプラン等の F O M A に係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その F O M A に係る料金等から 20 円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における F O M A の場合に準じて取扱います。

(6) F O M A カケホーダイプラン等の F O M A に係るフリーコース（定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。以下この附則において同じとします。）の提供条件は次のとおりとします。

ア 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間である場合に限り、その申出を承諾します。

イ 当社は、前項の規定にかかわらず、F O M A 契約及び X i 契約に係る経過期間が 2 年を超えている F O M A 契約者又は X i 契約者が F O M A 契約に係る一般契約又は X i 契約に係る一般契約（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合において、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その一般契約の解除があった日を含む暦月の初日から起算して翌暦月の末日までの間に限り、その申出を承諾します。

ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

(イ) その F O M A に係る基本使用料の料金種別が F O M A カケホーダイプラン等（F O M A キッズケータイプラスを除きます。）以外であるとき。

(ウ) その F O M A に係る共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択していないとき。

エ 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

オ 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

カ 当社は、フリーコースを選択している契約者から定期契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する定期契約（X i カケホーダイプラン等に係るものに限ります。）を締結する申出があったときは、その X i 契約においてフリーコースを選択する場合に限り、その申出を承諾します。

キ X i サービス契約約款に規定する X i カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに F O M A キッズケータイプラスに係る 2 年定期契約を締結したときのその 2 年定期契約は、定期契約の解除があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第 23 条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

ク 2 年定期契約（F O M A キッズケータイプラスに係るものに限ります。）に係る F O M A について、フリーコースの選択と同時に基本使用料の料金種別を F O M A カケホーダイプラン等へ変更したときのその 2 年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第 23 条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

ケ 2 年定期契約（F O M A カケホーダイプラン等に係るものに限ります。）に係る F O M A について、基本使用料の料金種別を F O M A キッズケータイプラスへ変更したときのその 2 年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月

の翌暦月の初日（その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として同条の規定を適用します。

- (7) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第204号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード並びに経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (8) FOMA契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。
- (9) (1)から(8)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
 (FOMAデバイスプラス等に係る経過措置)
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAデバイスプラス300及びFOMAデバイスプラス500（以下この附則において「FOMAデバイスプラス等」といいます。）のFOMACユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMACユビキタス	FOMACユビキタス 一般契約に係るもの	FOMAデバイスプラス300	300円（324円）
		FOMAデバイスプラス500	1,000円（1,080円）
	FOMACユビキタス 定期契約に係るもの	FOMAデバイスプラス500	500円（540円）

イ アの表に規定するFOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ウ FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500に係るFOMACユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、FOMAデバイスプラス300又はFOMAデバイスプラス500が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

区 分	加 算 額	
	次の税抜額（かつこ内は税込額）	
	FOMAデバイスプラス 300	FOMAデバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMACケーホーダイプラン（スマホ/タブ）向けに区分されるもの	3,400円（3,672円）	2,700円（2,916円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデータプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円（3,132円）	2,200円（2,376円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてFOMAデバイスプラス500向けに区分されるもの	700円（756円）	—
上記以外のもの	3,400円（3,672円）	2,700円（2,916円）

- エ ウに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。
- オ F O M A デバイスプラス等に係る基本使用料については、料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。
- カ 同一暦月内において、F O M A デバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間で基本使用料の料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。
- キ 同一暦月内において、F O M A デバイスプラス 500 に係る F O M A コピキタス定期契約の解除と同時に新たに F O M A デバイスプラス 500 に係る F O M A コピキタス一般契約を締結又は F O M A デバイスプラス 500 に係る一般契約の解除と同時に新たに F O M A デバイスプラス 500 に係る i コピキタス定期契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。
- ク 同一暦月内において、X i デバイスプラス等に係る X i コピキタス契約の解除と同時に新たに F O M A デバイスプラス等に係る F O M A コピキタス契約を締結したときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。
- ケ 経企第 621 号（平成 22 年 8 月 24 日）に規定する定額コピキタスプラン及び経企第 1022 号（平成 25 年 11 月 14 日）に規定するお便りフォトプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (2) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における F O M A の場合に準じて料金を適用します。
- (3) F O M A コピキタス定期契約に係る解約金
ア F O M A コピキタス定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解約金の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A コピキタス定期契約に係る解約金	9,500 円 (10,260 円)

- イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のとおりとします。
- (4) X i サービス契約約款に規定する X i デバイスプラス等に係る X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに締結した F O M A デバイスプラス等に係る F O M A コピキタス定期契約は、契約の解除があったその X i コピキタス定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- (5) F O M A コピキタス契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとします。
- (6) F O M A コピキタス契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。
- (7) 経企第 621 号（平成 22 年 8 月 24 日）に規定する定額コピキタスプラン及び経企第 1022 号（平成 25 年 11 月 14 日）に規定するお便りフォトプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 6 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。
- (1) 第 1 号を次のように改めます。
ア イ中「第 1 種契約に係るデータ専用プラン」を「データ専用プラン」に改めます。
イ ウ中「総合利用プラン（第 1 種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）」を「総合利用プラン」に改めます。
ウ 次のエを加えます。
エ F O M A データプラン 22 に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第 7 号中「データ専用プラン（第 1 種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）」を「データ専用プラン」に改めます。

- (3) 第 8 号を次のように改めます。
- (8) 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 204 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (4) 第 12 号を次のように改めます。
- (12) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとし、
- (5) 第 13 号を次のように改めます。
- (13) F O M A データプラン 22 に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結の日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (6) 第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の一号を加えます。
- (14) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとし、
- 7 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）の附則第 3 項を次のように改めます。
- (1) 第 3 項中「旧プラン F O M A」を「F O M A プラン 39 等」に改めます。
- (2) 第 3 項中「改正前の規定により提供されている F O M A（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているもの及び第 5 項の規定により提供するものを含みます。）を「F O M A プラン 3 9、F O M A プラン 4 9、F O M A プラン 6 7、F O M A プラン 1 0 0、F O M A プラン 1 5 0、ビジネスプラン及びリミットプラスの F O M A（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）」に改めます。
- (3) 第 1 号を次のように改めます。
- ア イの（ア）中「（第 1 種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）」を削除します。
- イ イの（ウ）を次のように改めます。
- （ウ）F O M A プラン 39 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
- ウ ウを次のように改めます。
- ウ プラン 39 等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (4) 第 2 号の（オ）を次のように改めます。
- （オ）プラン 39 等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結の日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (5) 第 3 号中「第 1 種一般契約」を「一般契約」に改めます。
- (6) 第 10 号を次のように改めます。
- (10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとし、
- (7) 第 13 号を次のように改めます。
- (13) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 204 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (8) 第 15 号中「(1)から(14)」を「(1)から(15)」に改め、同号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の一号を加えます。
- (15) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとし、
- 8 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。

- (1) 第1号のオを次のように改めます。
カ 定額データプラン HIGH-SPEED に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第2号のオを次のように改めます。
オ 定額データプラン HIGH-SPEED に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のバケツト通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (3) 第5号を次のように改めます。
(5) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定する F O M A データプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定する F O M A プラン39等、経企第204号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (4) 第9号を次のように改めます。
(9) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとします。
- (5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
(12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。
- 9 経企第204号(平成22年2月22日)の附則第3項を次のように改めます。
(1) 第1号を次のように改めます。
ア イの(ア)中「(第1種契約に係るものに限り、以下この附則において同じとします。)」を削除します。
イ ウを次のように改めます。
ウ ファミリーワイド等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (2) 第2号に次のウを加えます。
ウ ファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、ファミリーワイド等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のバケツト通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。
- (3) 第4号を次のように改めます。
(4) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとします。
- (4) 第9号を次のように改めます。
(9) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定する F O M A データプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定する F O M A プラン39等、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (5) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
(12) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。
- 10 経企第621号(平成22年8月24日)の附則第5項第3号を次のように改めます。
(3) 経企第1022号(平成25年11月14日)に規定するお便りフォトプラン等及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定する F O M A デバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- 11 経企第1022号(平成25年11月14日)の附則第3項第4号を次のように改めます。
(4) 経企第621号(平成22年8月24日)に規定する定額ユビキタスプラン及び経企第406号(令和元年5月21日)に規

定するFOMAデバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

12 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 5 項を次のように改めます。

(1) 第 1 号のオを次のように改めます。

オ 定額データプランスタンダードに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第 2 号に次のカを加えます。

カ 定額データプランスタンダードに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第 4 号を次のように改めます。

(4) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 204 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第 7 号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとします。

(5) 第 9 号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

13 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 6 項を次のように改めます。

(1) 第 1 号のクを次のように改めます。

ク 定額データプランフラットに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 第 2 号に次のエを加えます。

エ 定額データプランフラットに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があったときは、その X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 第 4 号を次のように改めます。

(4) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 204 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第 7 号を次のように改めます。

(7) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A カケホーダイプラン等に係る F O M A の場合に準じるものとします。

(5) 第 9 号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の一号を加えます。

(9) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

14 経企第 2149 号（平成 29 年 12 月 19 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 3 項中「第 2 種契約に係る総合利用プラン」を「F O M A カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）」に改めます。

(2) 第 2 号を次のように改めます。

(2) 当社は、データ定額パック（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係る F O M A 又は共有対象回線（経企第 406 号（令和元

年5月21日)に規定するものをいいます。)であるFOMAが、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日(U25 応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日)において、契約者又は共有代表回線(経企第406号(令和元年5月21日)に規定するものをいいます。)に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

(3) 第3号の(ア)を次のように改めます。

(ア) 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。

(4) 第4号中「総合利用プラン」を「割引対象プラン」に改めます。

(5) 第5号を次のように改めます。

(5) 削除

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 契約</p> <p>第 7 条～第 9 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 10 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに国際電話サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、国際電話サービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う国際電話契約の解除）、第 17 条（利用停止）及び第 18 条（利用限度額の設定）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</u></p> <p>第 11 条～第 15 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章～第 8 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～8 (略)</p> <p>9 <u>当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>10～18 (略)</p> <p>(注 1) 第 9 項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>(注 2) 当社は、前項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の国際電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。） 第 1 通話料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(6) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L</td> <td>ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1)～(6) (略)	(略)	(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L	ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が	<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 契約</p> <p>第 7 条～第 9 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 10 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに国際電話サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、国際電話サービス取扱所に届出がないときは、第 13 条（当社が行う国際電話契約の解除）、第 17 条（利用停止）及び第 18 条（利用限度額の設定）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条～第 15 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章～第 8 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～8 (略)</p> <p>9 削除</p> <p>10～18 (略)</p> <p>(注) 当社は、前項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の国際電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p> <p>第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。） 第 1 通話料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">(1)～(6) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L</td> <td>ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1)～(6) (略)	(略)	(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L	ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が
基本使用料の適用													
(1)～(6) (略)	(略)												
(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L	ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が												
基本使用料の適用													
(1)～(6) (略)	(略)												
(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（W O R L	ア 回線群を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が												

<p>D C A L L い つつ割引)の適 用</p>	<p>別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合があります。)として いる一括請求グループ(2以上のF O M A (当該契約約款に規定するものであって、基本使用料の 料金種別が当社が別に定めるものであるもの)に限ります。)をいいます。)に係る契約者回線からの国 際電話サービスに関する通話(国際ローミング機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとし ます。)の料金(通話の料金に合算して請求するものを含み、(6)に規定する定期包括割引の適用を 受けている通話に関する料金を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、 同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表(略) イ～セ(略)</p> <p>(注)アに規定する当社が別に定めるものは、F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プラン (<u>タイプリミット及び共用 F O M A に係るものを除きます。</u>)、F O M A キッズケータイプラス、ファミリー ワイド及びプラン 39 等(リミットプラスを除きます。)とします。</p>	<p>D C A L L い つつ割引)の適 用</p>	<p>別に定める基準に適合する者に限ります。)に係る料金等と合わせて請求する場合があります。)として いる一括請求グループ(2以上のF O M A サービス(当該契約約款に規定する第 1 種契約に係る F O M A (基本利用料の料金種別が総合利用プラン(タイプシンプルを除きます。))であるもの)に限 ります。)及びワイドスター通信サービス(帯域占有利用に係るものを除きます。)をいいます。)に係る 契約者回線からの国際電話サービスに関する通話(国際ローミング機能に係るものを除きます。以下こ の欄において同じとします。)の料金(通話の料金に合算して請求するものを含み、(6)に規定する定 期包括割引の適用を受けている通話に関する料金を除きます。以下この欄において同じとします。)の 月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表(略) イ～セ(略)</p>
<p>(8) 2 年定期契約 に係る通信料月極 割引又は定期契 約に係る通信料月 極割引(ビジネス 通話割引)の適 用</p>	<p>ア 国際電話サービスの利用に係る F O M A 又は X i (基本使用料の料金種別が当社が別に定める ものであるものを除きます。)において、当該契約約款に定めるところによりビジネス通話割引の適用を受 けている場合は、国際電話サービスに係る通話(国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この 欄において同じとします。)に関する料金(通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この 欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する割引を行います。</p> <p>イ(略)</p> <p>(注)アに規定する当社が別に定めるものは、X i サービス契約約款に規定する総合利用プラン、X i <u>カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン(ケータイ)及びX i カケホーダイプラン</u> <u>(S I Mフリー)並びにF O M A サービス契約約款に規定するF O M A カケホーダイプラン(スマ</u> <u>ホ/タブ)及びF O M A カケホーダイプラン(ケータイ)とします。</u></p>	<p>(8) 2 年定期契約 に係る通信料月極 割引又は定期契 約に係る通信料月 極割引(ビジネス 通話割引)の適 用</p>	<p>ア 国際電話サービスの利用に係る F O M A 又は X i において、当該契約約款に定めるところによりビジ ネス通話割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話(国際ローミング機能に係る 通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(通話の料金に合算して請求する ものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する割引を行 います。</p> <p>イ(略)</p>
<p>(9)～(10)(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(9)～(10)(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第 2 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則(令和元年 5 月 21 日経企第 406 号) この改正規定は令和元年 6 月 1 日から実施します。</p>		<p>2 (略)</p> <p>第 2 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章</p> <p style="text-align: center;">第 4 条の 2～第 12 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 48 条の 2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行するワイドスター通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、第 8 条（契約者識別番号）、第 12 条（ワイドスター通信サービスの利用休止）、第 16 条（当社が行うワイドスター契約の解除）、第 29 条（利用中止）及び第 30 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</p> <p style="text-align: center;">第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章～第 13 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>11 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>12 当社は、前払登録額（FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の残高を減ずることにより、料金等の支払いを受けます。この場合において、前払登録額による料金等の支払いについては、FOMA サービス契約約款に規定する前払登録額による料金等の支払いに関する規定に準じて取り扱います。</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>13 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</p> <p>(1) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等の支払方法が、当口座振替又はクレジット払い（eビリングご利用規約</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章</p> <p style="text-align: center;">第 4 条の 2～第 12 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 48 条の 2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行するワイドスター通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、第 8 条（契約者識別番号）、第 12 条（ワイドスター通信サービスの利用休止）、第 16 条（当社が行うワイドスター契約の解除）、第 29 条（利用中止）及び第 30 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章～第 13 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～9 (略)</p> <p>10 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>11 当社は、前払登録額（FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の残高を減ずることにより、料金等の支払いを受けます。この場合において、前払登録額による料金等の支払いについては、FOMA サービス契約約款に規定する前払登録額による料金等の支払いに関する規定に準じて取り扱います。</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。</p> <p>(1) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等の支払方法が、当口座振替又はクレジット払い（eビリングご利用規約</p>

<p>に規定するものをいいます。以下同じとします。) ではないとき。</p> <p>(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、F O M A サービス又は X i サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>14 当社は、1のワイドスターにおいて、別表2(付加機能)に規定する moperaU 機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)、は、当社がそのことを確認した日において、そのワイドスターについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。</p> <p>(2) そのワイドスターについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。</p> <p>15 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務がワイドスター通信サービス、F O M A サービス又は X i サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>16 当社は、第13項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</p> <p>17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。</p> <p>(1) 第30条(利用停止)の規定によりそのワイドスターの利用が停止されているとき。</p> <p>(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。</p> <p>18 当社は、第13項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。</p> <p>ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。</p> <p>19 F O M A 等に係る契約を締結している者又は X i に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約の解除のあった F O M A 等又は X i に係る料金等において、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。</p> <p>20 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。</p> <p>(1) 第13項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。</p> <p>21 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第18項に規定する減額の対象とします。</p> <p>ただし、暦月の初日におけるワイドスター契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第18項に規定する減額の対象とします。</p> <p>22 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(料金の一括後払い)</p> <p>23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>24 第40条(基本使用料等の支払義務)から第43条(工事費の支払義務)までの規定、第44条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定及び第70条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで料金を定める場合は、その額とします。</p> <p>(料金等の臨時減免)</p> <p>25 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。</p>	<p>に規定するものをいいます。以下同じとします。) ではないとき。</p> <p>(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、F O M A サービス又は X i サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>13 当社は、1のワイドスターにおいて、別表2(付加機能)に規定する moperaU 機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)、は、当社がそのことを確認した日において、そのワイドスターについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。</p> <p>(2) そのワイドスターについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。</p> <p>14 当社は、ワイドスター通信サービスに係る料金その他の債務がワイドスター通信サービス、F O M A サービス又は X i サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスター通信サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>15 当社は、第12項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</p> <p>16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。</p> <p>(1) 第30条(利用停止)の規定によりそのワイドスターの利用が停止されているとき。</p> <p>(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。</p> <p>17 当社は、第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。</p> <p>ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。</p> <p>18 F O M A 等に係る契約を締結している者又は X i に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約の解除のあった F O M A 等又は X i に係る料金等において、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。</p> <p>19 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。</p> <p>(1) 第12項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。</p> <p>20 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。</p> <p>ただし、暦月の初日におけるワイドスター契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。</p> <p>21 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(料金の一括後払い)</p> <p>22 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>23 第40条(基本使用料等の支払義務)から第43条(工事費の支払義務)までの規定、第44条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定及び第70条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで料金を定める場合は、その額とします。</p> <p>(料金等の臨時減免)</p> <p>24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 第10項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注2) 当社は、第25項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスター通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表 (略)

別表1～6 (略)

別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 (略)	(略)

(注) (略)

別表8 (略)

附 則(令和元年5月21日経企第406号)

(実施期日)

この改正規定は令和元年6月1日から実施します。

(注) 当社は、第24項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスター通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表 (略)

別表1～6 (略)

別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 (略)	(略)

(注) (略)

別表8 (略)

グ ロ ー バ ル 衛 星 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 第 5 条～第 10 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 11 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届出がないときは、第 8 条（契約者識別番号）、第 14 条（当社が行うグローバル衛星通信契約の解除）、第 25 条（利用中止）及び第 26 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</u></p> <p>第 12 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 12 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 5 月 21 日経企第 406 号) (実施期日) この改正規定は令和元年 6 月 1 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 第 5 条～第 10 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 11 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届出がないときは、第 8 条（契約者識別番号）、第 14 条（当社が行うグローバル衛星通信契約の解除）、第 25 条（利用中止）及び第 26 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>第 12 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 4 章～第 12 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 無線 I P 契約</p> <p>第 6 条～第 10 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 11 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 10 条 (契約者識別番号)、第 14 条 (当社が行う無線 I P 契約の解除) 及び第 23 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</u></p> <p>第 12 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 3 章の 2 国際無線 I P 契約</p> <p>第 15 条～第 16 条 (略)</p> <p>(国際無線 I P 契約申込の承諾)</p> <p>第 17 条 当社は、国際無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、<u>当社が別に定めるデータ定額を選択していないとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(注 1) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定めるものは、X i においては X i サービス契約約款に規定する総合利用プラン、データ専用プラン、X i データプラン等及びタイプ X i 等 (タイプ X i 及びタイプ X i にねんを除きます。)、F O M A においては F O M A サービス契約約款に規定する定額データプラン、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。</p> <p>(注 2) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、X i においては X i サービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データ S パック等、データ L パック等、らくらくパック、X i パケ・ホーダイダブル及び X i パケ・ホーダイフラット等、F O M A においては F O M A サービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データ S パック等、データ L パック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル 2 及び旧パケット定額とします。</p> <p>第 17 条の 2～第 17 条の 3 (略)</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 無線 I P 契約</p> <p>第 6 条～第 10 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 11 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属無線 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 10 条 (契約者識別番号)、第 14 条 (当社が行う無線 I P 契約の解除) 及び第 23 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 12 条～第 14 条 (略)</p> <p>第 3 章の 2 国際無線 I P 契約</p> <p>第 15 条～第 16 条 (略)</p> <p>(国際無線 I P 契約申込の承諾)</p> <p>第 17 条 当社は、国際無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、データ定額パック (当該契約約款に規定するものをいいます。) 又はパケット定額若しくは旧パケット定額 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) を選択していないとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(注) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定めるものは、X i においては X i サービス契約約款に規定するデータ専用プラン (第 1 種契約に係るものに限ります。) 及び X i データプラン等、F O M A においては F O M A サービス契約約款に規定する定額データプラン、定額データプラン HIGH-SPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。</p> <p>第 17 条の 2～第 17 条の 3 (略)</p>

第3章の3～第11章（略）

料金表

通則

1～9（略）

10 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

11～14（略）

（注1）第10項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

（注2）当社は、第14項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表（略）

別表（略）

附則（令和元年5月21日経企第406号）

この改正規定は令和元年6月1日から実施します。

第3章の3～第11章（略）

料金表

通則

1～9（略）

10～13（略）

（注）当社は、第13項の規定により料金の減免を行ったときは、関係の無線IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表（略）

別表（略）

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 第7条～第14条 (略)</p> <p>第15条 ビジネス mopera 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属専用回線等接続サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、所属専用回線等接続サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第12条（アクセス回線の登録等）、第18条（当社が行うビジネス mopera 契約の解除）、第37条（接続休止）及び第38条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</u></p> <p>第16条～第23条 (略)</p> <p>第4章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>(発信者番号通知)</p> <p>第56条 第9種接続装置又は第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信等については、I P電話番号又は内線番号をその通信の着信のあったアクセス回線等へ通知します。 ただし、内線グループにおける通信以外の通信に限り、発信者は当社が別に定める方法によりI P電話番号を通知しないことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第57条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 第7条～第14条 (略)</p> <p>第15条 ビジネス mopera 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属専用回線等接続サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、所属専用回線等接続サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第12条（アクセス回線の登録等）、第18条（当社が行うビジネス mopera 契約の解除）、第37条（接続休止）及び第38条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>第16条～第23条 (略)</p> <p>第4章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>(発信者番号通知)</p> <p>第56条 第9種接続装置又は第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信等については、I P電話番号又は内線番号をその通信の着信のあったアクセス回線等へ通知します。 ただし、内線グループにおける通信及び第10種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点からの通信以外の通信に限り、発信者は当社が別に定める方法によりI P電話番号を通知しないことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第57条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）</p>

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) (略)	
(2) 分割送信機能及び音声会議機能に係る付加機能使用料の適用	分割送信機能及び音声会議機能（アクセス回線等に関するものに限ります。）に係る付加機能使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。
(3) (略)	

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(略)	(略)	(略)
音声会議機能	1 IP電話番号ごとに	100円（108円）
	1アクセス回線等ごとに	300円（324円）

第3～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～23 (略)	(略)
24 音声会議機能 主として契約者があらかじめ登録したFOMAサービス又はXiサービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通話を同時に行うことができるようになる機能をいいます。	(1) 第9種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。 (2) この機能の提供を受けるビジネス mopera 契約者は、あらかじめ音声会議機能を利用するためのIP電話番号の希望数及びアクセス回線等の数を申し出ていただきます。この場合においてビ

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) (略)	
(2) 分割送信機能に係る付加機能使用料の適用	分割送信機能に係る付加機能使用料については、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。
(3) (略)	

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(略)	(略)	(略)

第3～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～23 (略)	(略)

	<p>ジネス mopera 契約者は、会議グループ（第9種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとにアクセス回線等の数を指定して当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)の規定によりビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、会議グループに係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>① 登録する IP 電話番号の数又はアクセス回線等の数が、当社が別に定める数を超えることとなるとき</p> <p>② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(4) ビジネス mopera 契約者は、IP 電話番号の数及びアクセス回線等の数の変更を請求することができます。</p> <p>(5) 当社は、(4)の規定によりビジネス mopera 契約者から請求があったときは、(3)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(6) 当社は、ビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、(3)の規定のいずれかに該当することが判明したとき又は該当することとなったときは、アクセス回線に係る登録を削除します。この場合において、当社は、ビジネス mopera 契約者へあらかじめその旨を通知します。</p> <p>(7) I P 電話番号の変更及び I P 電話番号に係る発信者番号通知については、第 10 条の 2（I P 電話番号）及び第 56 条（発信者番号通知）の規定をそれぞれ適用します。</p> <p>(注) (3)に規定する当社が別に定める数は、IP 電話番号の数については 100、1の会議グループに係るアクセス回線等の数については 200 とします。</p>		
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

別表 3～別表 4 （略）

別表 3～別表 4 （略）

附 則（令和元年 5 月 21 日経企第 406 号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和元年 6 月 3 日から実施します。
ただし、ビジネス mopera 契約者の氏名等の変更の届出に関する部分については、令和元年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者となります。</p> <p>(1) 当社のX i サービス契約約款（以下「X i 約款」といいます。）に定めるところにより、当社とX i 契約又はX i ユビキタス契約（基本使用料の料金種別が、X i 約款に規定するX i デバイスプラス300又はX i デバイスプラス500であるものに限ります。）を締結している者</p> <p>(2) 当社のF O M A サービス契約約款（以下「F O M A 約款」といいます。）に定めるところにより当社とF O M A 契約（基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するバリュープラン以外のものであるものを除きます。）を締結している者</p> <p>(3) 当社のF O M A 約款に定めるところにより、当社とF O M A ユビキタス契約（基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するお便りフォトプランフラット、お便りフォトプラン等、定額ユビキタスプラン、F O M A デバイスプラス300又はF O M A デバイスプラス500に係るものに限ります。）を締結している者</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者となります。</p> <p>(1) 当社のX i サービス契約約款（以下「X i 約款」といいます。）に定めるところにより、当社とX i 契約又は第2種X i ユビキタス契約を締結している者</p> <p>(2) 当社のF O M A サービス契約約款（以下「F O M A 約款」といいます。）に定めるところにより当社とF O M A 契約（バリュープランを選択している者に限ります。）又は第2種F O M A ユビキタス契約を締結している者</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 第 1 節 (略) 第 2 節 一般契約 第 8 条～第 12 条の 3 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条 (契約者識別番号)、第 17 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 34 条 (利用中止) 及び第 35 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発送したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</u></p> <p>第 14 条～第 17 条 (略) 第 3 節 (略) 第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～17 (略)</p> <p>18 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。</p> <p><u>ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>19 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>20 当社は、当社に特別の事情がある場合は、I P 通信網契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>21 第 39 条 (基本使用料等の支払義務) から第 42 条 (工事費の支払義務) 及び第 54 条 (支払証明書等の発行) までの規定の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(I P 通信網契約に係る利用料金の減額)</p> <p>22 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P 通信網契約について、サービス転用により、新たに当社と I P 通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P 通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定 F T T H 事業者との間で締結していたサービス転用前の I P 通信網契約におけるメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。</p> <p>ただし、その額がその I P 通信網契約に係る料金等に満たない場合は、I P 通信網契約に係る料金等と同額を減額します。</p> <p>23 当社は、I P 通信網契約の解除があったときは、その解除があった日を含む暦月をもって、前項に規定する減額を廃止します。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 第 1 節 (略) 第 2 節 一般契約 第 8 条～第 12 条の 3 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条 (契約者識別番号)、第 17 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 34 条 (利用中止) 及び第 35 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発送したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>第 14 条～第 17 条 (略) 第 3 節 (略) 第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～17 (略)</p> <p>18 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>19 当社は、当社に特別の事情がある場合は、I P 通信網契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>20 第 39 条 (基本使用料等の支払義務) から第 42 条 (工事費の支払義務) 及び第 54 条 (支払証明書等の発行) までの規定の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(I P 通信網契約に係る利用料金の減額)</p> <p>21 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。以下この項において同じとします。) の契約約款に規定するメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用を受けている I P 通信網契約について、サービス転用により、新たに当社と I P 通信網契約を締結した場合であって、当社が認めたときは、その I P 通信網契約に係る料金等を減額します。この場合において、減額適用の終了日及び各暦月におけるその額は、契約者が特定 F T T H 事業者との間で締結していたサービス転用前の I P 通信網契約におけるメニュー 5 に係る利用料金の割引等の適用条件と同一とします。</p> <p>ただし、その額がその I P 通信網契約に係る料金等に満たない場合は、I P 通信網契約に係る料金等と同額を減額します。</p> <p>22 当社は、I P 通信網契約の解除があったときは、その解除があった日を含む暦月をもって、前項に規定する減額を廃止します。</p>

(料金等の臨時減免)

- 24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。
- 25 当社は、前項の規定により料金その他の債務の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表～第 3 表 (略)
別表 (略)

附 則 (令和元年 5 月 21 日経企第 406 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は令和元年 6 月 1 日から実施します。
(工事費無料特典の適用)
- 2 当社はこの改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間において、契約者回線の提供開始日が I P 通信網契約の締結があった日を含む暦月の翌暦月から起算して 6 暦月の間であるときは、I P 通信網契約を締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。) した場合、工事費無料特典 (契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しない取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) を適用します。

(注) 第 2 項に規定する当社が別に定める日は、当社が工事費無料特典の適用を終了する日の 7 日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。。

(料金等の臨時減免)

- 23 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。
- 24 当社は、前項の規定により料金その他の債務の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表～第 3 表 (略)
別表 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 音声利用 I P 通信網</td> <td>主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>第 7 条～第 13 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 14 条 契約者は、氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先又は電子メール等の送信先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 18 条（当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除）、第 32 条（利用停止）及び第 34 条（通信の態様）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先への郵送による通知又は電子メールの発送による通知を發したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。</p> <p>第 15 条～第 18 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～13 (略)</p> <p>14 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。</p>	用語	内容	1～2 (略)	(略)	3 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4～23 (略)	(略)	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 音声利用 I P 通信網</td> <td>主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章</p> <p>第 7 条～第 13 条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 14 条 契約者は、氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先又は電子メール等の送信先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 18 条（当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除）、第 32 条（利用停止）及び第 34 条（通信の態様）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先への郵送による通知又は電子メールの発送による通知を發したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。</p> <p>第 15 条～第 18 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～13 (略)</p>	用語	内容	1～2 (略)	(略)	3 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4～23 (略)	(略)
用語	内容																
1～2 (略)	(略)																
3 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																
4～23 (略)	(略)																
用語	内容																
1～2 (略)	(略)																
3 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像通信及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としたインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																
4～23 (略)	(略)																

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

15 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

16 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

17 第44条(基本使用料等の支払義務)の規定から第48条(工事費の支払義務)までの規定、第76条(番号案内料の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(料金等の臨時減免)

18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注1) 第14項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注2) 当社は、第18項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表 (略)

別表1～2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4～5 (略)	(略)

別表4～6 (略)

附 則(令和元年5月21日経企第406号)

(実施期日)

この改正規定は令和元年6月1日から実施します。

14 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

15 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

16 第44条(基本使用料等の支払義務)の規定から第48条(工事費の支払義務)までの規定、第76条(番号案内料の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

(料金等の臨時減免)

17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第17項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表～第5表 (略)

別表1～2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 (略)	(略)
2 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4～5 (略)	(略)

別表4～6 (略)